

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	241 件
国民年金関係	29 件
厚生年金関係	212 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	105 件
国民年金関係	71 件
厚生年金関係	34 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料については納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年4月から48年3月まで
② 昭和49年4月から50年3月まで

申立期間①は、A市、B市及びC市でそれぞれ集金人に納付していた。保険料を支払った際は集金人が国民年金手帳に押印していた。当時、国民健康保険料と国民年金保険料の両方を集金人が集金していたが、商売も順調で、保険料納付ができないような生活状況には無く、年金保険料を支払わなかったような記憶は無い。また、申立期間①のうち、昭和44年4月から48年3月までについては未加入期間とされているが、この時期もC市において商売をしており、国民年金に未加入であることはあり得ない。さらに申立期間②についても、年金保険料を納付しており、この12か月分が未納とされているのは納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の配偶者が申立人の年金記録の確認を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人及びその妻は昭和50年10月3日に連番で国民年金手帳記号番号を払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿により確認でき、この払出時点において、申立期間②については過年度納付が可能である。

また、特殊台帳をみると、申立期間②の直前の昭和48年4月から49年3月までの期間の国民年金保険料は、50年10月に夫婦共に、過年度納付していることが確認でき、その後の保険料については、夫婦共すべて納付済みとなって

いる。また、この間、商売の状況は良く、経済的にわずかな保険料を納付できないことは無かったと申立人は陳述しているほか、生活状況が大きく変わったなどの事情も認められず、納付の意思を持って手帳記号番号の払出しを受け、保険料を納付している状況において、申立期間②のみが未納とされていることは不自然である。

一方、申立期間①については、A市、B市及びC市でそれぞれ集金人に納付していたこと、また、昭和44年4月から48年3月までの未加入とされている期間は、C市において商売をしていたことから、国民年金に未加入であるとはあり得ないと申し立てている。

そこで、国民年金手帳記号番号払出簿をみると、申立人及びその妻は昭和40年5月28日に旧姓で、連番で国民年金手帳記号番号の払出しを受けていることが確認でき、前後の任意加入者の国民年金加入日から、申立人及びその妻の国民年金加入手続日は38年5月8日から40年1月16日までの間であると推定され、その場合、申立期間①については現年度納付が可能であり、集金人に納付していたとする申立内容と矛盾しない。また、当時は印紙検認方式による納付であり、A市、B市及びC市では国民健康保険料と国民年金保険料の両方を集金人が集金しており、いずれも申立人の陳述と符合している。

また、昭和44年4月から48年3月までの期間については、「未加入」の期間とされているが、申立人及びその妻はほかの年金制度に加入しておらず強制加入被保険者資格期間であり、かつ、申立人が資格喪失手続きをしていないにもかかわらず国民年金被保険者資格を喪失することは制度上ありえず、配偶者が強制加入被保険者のまま、係る処理を行う合理的理由は無く、社会保険事務所でも何らかの事務的過誤の可能性もあるとしている。

しかし、申立期間①は108か月と長期にわたり、この間、申立人はA市、B市、C市と住居を移転しており、申立人が申立期間の保険料を納付していたとすれば、これらの3市及びこれらの市を管轄する3つの社会保険事務所の計6機関に申立人の納付記録が残されていると考えられるところ、これらのいずれの機関においても申立期間①に係る申立人の納付記録は見当たらず、これらの市及び社会保険事務所のいずれの機関もが申立人の納付記録を誤ったとは考え難い。

さらに、申立人は平成3年に故人となっており、当時の納付状況等の事情等を明らかとする陳述も得ることができず、汲むべき有効な周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間②の国民年金保険料については納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料については納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年4月から48年3月まで
② 昭和49年4月から50年3月まで

申立期間①は、A市、B市及びC市でそれぞれ集金人に納付していた。保険料を支払った際は集金人が国民年金手帳に押印していた。当時、国民健康保険料と国民年金保険料の両方を集金人が集金していたが、商売も順調で、保険料納付ができないような生活状況には無く、年金保険料を支払わなかったような記憶は無い。また、申立期間②についても、年金保険料を納付しており、この12か月分が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人及びその夫は昭和50年10月3日に連番で国民年金手帳記号番号を払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿により確認でき、この払出時点において、申立期間②については過年度納付が可能である。

また、特殊台帳をみると、申立期間②の直前の昭和48年4月から49年3月までの期間の国民年金保険料は、50年10月に夫婦共に過年度納付していることが確認でき、その後の保険料については、夫婦共に、すべて納付済みとなっている。また、この間、商売の状況は良く、経済的にわずかな保険料を納付できないことは無かったと申立人は陳述しているほか、生活状況が大きく変わったなどの事情も認められず、納付の意思を持って手帳記号番号の払出しを受け、保険料を納付している状況において、申立期間②のみが未納とされていることは不自然である。

一方、申立期間①については、A市、B市及びC市でそれぞれ集金人に納付

していたと申し立てている。

そこで、国民年金手帳記号番号払出簿をみると、申立人及びその夫は昭和40年5月28日に旧姓で、連番で国民年金手帳記号番号の払出しを受けていることが確認でき、前後の任意加入者の国民年金加入日から、申立人及びその夫の国民年金加入手続日は38年5月8日から40年1月16日までの間であると推定され、その場合、申立期間①については現年度納付が可能であり、集金人に納付していたとする申立内容と矛盾しない。また、当時は印紙検認方式による納付であり、A市、B市及びC市では国民健康保険料と国民年金保険料の両方を集金人が集金しており、いずれも申立人の陳述と符合している。

しかし、申立期間①は108か月と長期にわたり、この間、申立人はA市、B市、C市と住居を移転しており、申立人が申立期間の保険料を納付していたとすれば、これらの3市及びこれらの市を管轄する3つの社会保険事務所の計6機関に申立人の納付記録が残されていると考えられるところ、これらのいずれの機関においても申立期間①に係る申立人の納付記録は見当たらず、これらの市及び社会保険事務所のいずれの機関もが申立人の納付記録を誤ったとは考え難い。

さらに、国民年金に関する手続及び年金保険料の納付は故人である申立人の夫が行っており、当時の納付状況等の事情等を明らかとする陳述も得ることができず、汲むべき有効な周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間②の国民年金保険料については納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から41年3月まで
② 昭和42年4月から43年3月まで

私は、成人式や新聞などの報道により国民年金の制度を知り、大事な制度なので必ず入らなくてはならないと思い、A市役所へ出向き、国民年金の加入手続をした。

この加入後、A市に居住していた期間、また、昭和42年5月に結婚しB市へ転居して以降の期間のいずれも、集金人に国民年金保険料をきちんと納めてきた。

国民年金の制度ができた昭和36年4月から保険料の未納は無いはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が現在所持している国民年金手帳記号番号は、昭和42年5月にA市で払い出されたことが国民年金手帳記号番号払出簿により、また、41年4月以降の申立人の保険料は、申立期間②を除き、60歳到達時まで納付済みとなっていることが社会保険庁の記録により、それぞれ確認できる。

申立期間②については、社会保険庁の特殊台帳を見ると、未納と記録されているが、B市の国民年金被保険者台帳（昭和54年5月作成分）を見ると、納付済みと記録されていることが確認できる。

このことから、申立期間②に係る双方の記録の相違についてはその理由が不明であるが、行政機関の記録管理に誤りがあったことは明らかであり、市の記録のとおり申立期間②の保険料は納付されていたと考えるのが自然である。

次に、申立期間①については、申立人は国民年金の制度が始まった時に加入し、昭和36年4月から保険料を集金人に納付しており、過年度納付など保険料をまとめてさかのぼって納付した記憶は無いとしている。

ところで、国民年金の被保険者は、国民年金手帳記号番号の払出後でなければ国民年金保険料を現年度納付することができない。しかし、申立人が現在所持している手帳記号番号は、上述のとおり、昭和42年5月に払い出されたことが国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、この手帳記号番号を使用して申立期間①の保険料を現年度納付することはできず、制度上、過年度納付ができない期間も含まれる。

そこで、申立人が現在所持している手帳記号番号以外の手帳記号番号が存在する可能性について、氏名別読みによる検索及び申立期間①に係る国民年金手帳記号番号払出簿の内容を調査、確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

このほか、申立人の申立期間①に係る保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月から43年3月まで（申立期間②）の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年8月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年8月から43年3月まで

私は、昭和42年5月に結婚式を挙げてA市に住み始めたが、婚姻届や転居届の提出は同年8月に夫と一緒にいった。その際、国民年金の手続を行った。以後の国民年金保険料の納付は夫が行っており、手続の詳細は承知していないが、時々集金人が来て保険料を納めていたのを知っている。

また、結婚と同時に始めた事業も順調であり、夫が申立期間に限り保険料を納めていないことは考えられないので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の記録をみると、昭和42年5月にB市において国民年金手帳記号番号が払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できる。

また、申立人は、申立期間以後、60歳到達時まで未納期間は無く、申立人の国民年金保険料を納付していたとされる申立人の夫も同様に未納期間は無く、申立人夫婦の保険料納付意識が高かったものと考えられる。

さらに、その夫の納付記録については、昭和42年4月から43年3月までの期間、社会保険庁の記録では未納とされているところ、A市の記録では納付と記録されており、行政機関の記録管理に誤りがあったことが認められる。

加えて、申立人の夫が、婚姻後、自身の保険料と一緒に申立人の保険料を納付していたとする申立内容に不自然さは無い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年10月から同年12月まで

私は、夫から国民年金に加入するように勧められ、昭和53年5月にA県B市役所で国民年金に任意加入し、54年3月にC市に転居してからも国民年金保険料は欠かさず近所の金融機関で支払ったと記憶している。

申立期間は生活面等で特に状況の変化は無いのに、昭和59年10月から同年12月までの保険料が未納とされているのは納得できない。

申立期間について、保険料を確かに支払っているのに、納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年5月に国民年金に任意加入し、これ以降、申立期間を除く期間の国民年金保険料を60歳に達するまで納付し、さらに平成19年5月に国民年金に高齢任意加入してから20年8月まで保険料を納付するなど、申立人の年金制度に対する理解は深く、納付意識が高かったものと考えられる。

また、C市では、当時、被保険者に対して年度当初に3か月単位の納付書を1年度分送付していたとしており、転居等も無く生活状況に変化が無い申立人が、申立期間の納付書を残したままで、次の昭和60年1月から同年3月までの保険料を納付するのは不自然である。

さらに、申立期間は3か月と短期間であり、申立人の納付意識の高さを考え合わせると、申立人は、申立期間の保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年4月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年8月から49年12月まで
② 昭和55年4月から56年3月まで

私は、昭和44年8月に厚生年金保険のある会社を辞めたため、それまで妻が国民年金保険料を支払っていた集金人に国民年金への加入を申し出て加入した。

申立期間①については、昭和44年12月に保険料を支払った時に同年8月までさかのぼって集金人に保険料を支払い、以後、妻が夫婦二人分の保険料を集金人に支払っている。

申立期間②については、保険料免除期間とされているとのことだが、申請した記憶も無く、自営の店も繁盛していたので免除を受ける必要も無かった。

私が国民年金に加入してからは夫婦二人分の保険料を妻と一緒に支払っており、妻は納付済みとなっているのに、私の記録が未納や免除とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険適用事業所を退職後の昭和44年8月に国民年金に加入し、以後、夫婦二人分の保険料を妻が納付してきたと申し立てている。

まず、申立期間①についてみると、昭和44年8月から夫婦二人分の国民年金保険料を申立人の妻が集金人に納付してきたとするところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、50年12月27日に払い出されていることが確認できる

このため、手帳記号番号の払出日からすると、申立期間のうち、昭和44年8月から48年9月までの期間については、制度上国民年金保険料を納付することができない上、同年10月から49年12月までの期間の保険料については、過年度保険料となるため、集金人に納付することはできない。

また、申立人は、これまでに保有していた年金手帳について、昭和50年12月27日に払い出された手帳記号番号の年金手帳のみであるとしている。

さらに、別の手帳記号番号の払出しの可能性について、氏名の別読検索及び昭和44年8月から49年12月までの期間について、手帳記号番号払出簿の縦覧確認を行ったが、別の手帳記号番号の存在をうかがわせる事情は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間①に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

次に、申立期間②についてみると、申立人は、申立期間の前後の期間の保険料は納付済みであり、生活上の変化も無かったとしている。

また、夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人の妻は、当該期間の保険料を昭和56年10月に納付していることが確認できる。

さらに、申立期間の前後の期間における保険料の納付状況については、いずれの期間も夫婦同一日に納付されていることが確認できることから、申立期間についてのみ申立人の妻が申立人の保険料を納付しないのは不自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和55年4月から56年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年12月から15年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年12月から15年2月まで

亡夫から、平成15年2月にA社会保険事務所に対して納付記録の照会をしたと聞いている。照会の結果、受給資格を得るためには「3か月分」保険料の納付が不足していることが判明し、コンビニ内の現金自動預け払い機(以下「ATM」という。)で現金を引き出し、即日同社会保険事務所において保険料を納付したと聞いている。亡夫の当時の預金通帳に出金記録として、「平成15年2月28日 40,000円」の印字がなされており、その出金は普段は利用しないコンビニ内のATMで行われており、保険料納付場所である社会保険事務所の近くにあったため利用したものと思われる。申立期間について、納付記録が無く未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和51年10月12日から平成10年2月までの期間において未納は無く、その後も任意加入し保険料を納付している期間もみられることから納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立人の妻は、生前申立人から平成15年2月にA社会保険事務所で国民年金の納付記録を照会した結果、受給資格を満たすためには3か月分の保険料を納付しなければならず、コンビニのATMから現金を引き出し、同社会保険事務所にて納付したと聞いていると陳述しているところ、当時の申立人の預金通帳に「平成15年2月28日、40,000円、BバンクATM」と出金記録が印字されており、その額は申立期間当時の保険料額(1か月1万3,300円<

3か月3万9,900円>) とほぼ符合する。

さらに、申立人の妻が、申立人から聞いていたとする申立期間当時の内容は詳細かつ具体的で、特段不合理な点は認められない上、申立期間は3か月と短期間である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年10月から48年12月まで
② 昭和52年1月から同年3月まで

申立期間①については、昭和43年5月に結婚し、同年10月に夫婦二人で国民年金に加入した。A内で小売業を営んでおり、A内にあったB金融機関の出張所の職員が保険料の集金に来ていたので未納とされていることに納得できない。

申立期間②については、前後が納付済みとなっているのに3か月間だけ未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、平成14年2月までの期間について未納期間はなく、また、納付日の確認できる191か月についてすべて期限内納付していることから、納付意識が高かったものと考えられる。

まず、申立期間②についてみると、申立期間の前後の期間は納付済みとなっており、申立期間の前後を通じて住所や仕事等生活状況に大きな変化がみられないこと踏まえると、申立期間の3か月のみ未納とされているのは不自然である。

また、申立人は、昭和49年1月から51年3月までの期間の保険料を申立期間に当たる52年2月17日に過年度納付していることが確認でき、申立人の納付意識の高さを鑑みれば、過年度納付している時期に当該時期分の保険料を納付しなかったとは考え難い。

次に、申立期間①についてみると、申立人の手帳記号番号は昭和51年10月27日に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、この場合、申立期間

である 43 年 10 月から 48 年 12 月までの期間は制度上、保険料を納付することはできない。

また、申立人夫婦は、納付日の確認できる 191 か月についてはすべて夫婦同一日に納付していることなどから、基本的に夫婦一緒に夫婦二人分の保険料を納付していたものと認められるが、申立期間については申立人の妻も未納である。

さらに、申立人は、婚姻後の昭和 43 年に国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人夫婦が所持する年金手帳は三制度共通のものであり、昭和 49 年度以降に発行されたものであることから、手帳記号番号が払い出された昭和 51 年 10 月ごろに加入手続を行ったとみるのが相当である。

加えて、別の手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、氏名の別読み検索を行ったが、その存在をうかがわせる事情は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年1月から51年3月までの期間及び52年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年10月から51年3月まで
② 昭和52年1月から同年3月まで

申立期間①については、昭和43年5月に結婚し、同年10月に夫婦二人で国民年金に加入した。A内で小売業を営んでおり、A内にあったB金融機関の出張所の職員が保険料の集金に来ていたので未納とされていることに納得できない。

申立期間②については、前後が納付済みとなっているのに3か月間だけ未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、平成20年2月までの期間について未納期間は無く、納付日の確認できる275か月についてすべて期限内納付している。また、申立人の夫も、一部期間を除き、平成14年2月までの期間について未納期間は無く、納付日の確認できる191か月についてすべて期限内納付していることなどから、申立人夫婦の納付意識が高かったものと考えられる。

まず、申立期間②についてみると、申立期間の前後の期間は納付済みとなっており、申立期間の前後を通じて住所や仕事等生活状況に大きな変化がみられないこと踏まえると、申立期間の3か月のみ未納とされているのは不自然である。

また、申立人夫婦は、納付日の確認できる191か月についてはすべて夫婦同一日に納付していることなどから、基本的に夫婦一緒に夫婦二人分の保険料を納付していたものと認められるところ、申立人の夫は、昭和49年1月から51年3月までの期間の保険料を申立期間に当たる52年2月17日に過年度

納付していることが確認でき、申立人夫婦の納付意識の高さを鑑みれば、過年度納付している時期に当該時期分の保険料を納付しなかったとは考え難い。

次に、申立期間①についてみると、申立人の手帳記号番号は昭和 51 年 10 月 27 日に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、この場合、申立期間の一部の期間については、制度上保険料を納付することはできない。

また、申立期間のうちの昭和 43 年 10 月から 48 年 12 月までの期間については申立人の夫も未納である。

さらに、申立人は、婚姻後の昭和 43 年に国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人夫婦が所持する年金手帳は三制度共通のものであり、昭和 49 年度以降に発行されたものであることから、手帳記号番号が払い出された昭和 51 年 10 月ごろに加入手続を行ったとみるのが相当である。

一方、申立期間のうち、昭和 49 年 1 月から 51 年 3 月までの期間について、申立人の夫は 52 年 2 月 17 日に過年度納付しており、申立人の夫だけが過年度納付しなければならなかった理由もみられないことから、申立人の保険料も納付されていたものとするのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 1 月から 51 年 3 月まで期間及び 52 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年4月から41年3月まで
② 昭和49年2月及び同年3月

申立期間①については、昭和39年に婚姻後、41年3月までは妻が夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付しており、同年4月からはA市役所で納付していた。

集金人が申立期間に居住していた家の近くの道のことを覚えており、未納とされていることに納得がいかない。

申立期間②の国民年金保険料については、夫婦二人分の保険料をそれまできちんと支払っており、妻は納付済みとなっているのに私だけが支払っていないことは考えられず、未納とされていることに納得できない。

両期間とも納付してきたので記録を調べ直してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和39年に婚姻後、41年3月までは申立人の妻が集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付しており、同年4月からはA市役所で納付していた。また、夫婦一緒に夫婦二人分の保険料を納付してきたが妻は納付済みであるのに申立人のみが未納とされているのは納得できない。」と申し立てている。

まず、申立期間①について、申立人の妻が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとすると、申立人夫婦の納付記録をみると、夫婦共に未納となっていることが確認できる。

また、申立人夫婦は、国民年金保険料及び国民健康保険料を同じ集金人に納付し、領収書は1枚に各保険料の合計額が記載されていたとすると、A市

では、1枚の領収書に各保険料の合計額を記載した領収書の発行は考えられないとしている。

さらに、別の手帳記号番号の有無を調査したが、別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

次に申立期間②についてみると、申立人夫婦は、昭和48年度の保険料を前納しているものの、昭和49年1月から国民年金保険料が月額550円から900円に改定されていることが確認できる。

ところで、保険料の前納期間については、保険料の改定により充当の処理を行った結果生じた追加納付すべき保険料について納付が無かった場合、当該期間は保険料免除期間とみなすこととされている。

しかし、申立人の特殊台帳には保険料が充当された記録はあるものの追加納付又は免除のいずれの記録も見当たらず、保険料が追納された可能性も否定できない。

また、申立人夫婦の保険料は納付日が確認できる256か月すべてにおいて、夫婦同一日に納付されており、申立期間の保険料のみを申立人の妻が自身の保険料しか納付しなかったとは考え難い。

その他の事情も含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年2月及び同年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から49年3月までの期間及び50年7月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年10月から49年3月まで
② 昭和50年7月から同年12月まで

昭和43年ごろに私自身が将来のことを考えてA市役所で国民年金に加入し、市役所から送付されてくる納付書により、B地域にあった支所の窓口で定期的に保険料を納付していた。

申立期間当時、生活が苦しかったわけでは無く未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年5月に国民年金に任意加入し、申立期間の前後に当たる期間については現年度納付していることが社会保険庁の記録から確認でき、これは将来のことを考えて任意加入し、A市役所の支所の窓口で定期的に保険料を納付していたとする申立人の陳述と符合する。

また、申立人が納付していたとするB地域の支所の存在及びその支所において納付が可能であったことが確認できた上、申立人の保険料の納付をめぐる記憶は具体的であり特段不合理な点は認められない。

さらに、申立期間はいずれも6か月と短期間であり、これらの申立期間について、申立人の生活に特段の大きな変化はみられない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年3月まで
② 昭和42年1月から同年3月まで

私の国民年金の加入手続は、私がA県から帰って来た昭和36年ごろに、母が自分たち夫婦の加入手続と併せて行い、私の国民年金保険料も母が夫婦二人分と一緒に集金人に納めていたはずである。

両親の保険料は昭和36年4月からずっと納付となっているのに、私の分だけが同年4月から39年3月まで(申立期間①)と42年1月から同年3月まで(申立期間②)がそれぞれ未納とされている。

昭和42年12月に姉が死亡したことに伴い、私はB県で勤務することになったが、その時に母から「国民年金保険料を支払っているから、もし、会社を辞めても国民年金を支払いなさいよ。」と言われたことをよく覚えており、二つの期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を申立人の母親が行ったとしているところ、その母親が申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、その母親から当時の事情の聞き取りが難しい状況にある上、申立人自身は加入手続や保険料の納付に直接関与しておらず、申立期間①及び②に係る国民年金の加入手続及び保険料納付状況は不明である。

また、申立人の父母の国民年金手帳記号番号は昭和36年4月に払い出されているが、申立人の手帳記号番号は昭和39年8月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できる。

さらに、申立人のこの手帳記号番号払出日においては、申立期間①の保険料

は現年度納付することができない上、申立期間の一部は制度上、過年度納付することもできない。

加えて、申立期間①の保険料を現年度納付するためには、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、その可能性について、手帳記号番号払出簿の内容確認や複数の氏名別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

このほか、申立期間①の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらなかった。

次に、申立期間②については、申立期間②の前後の保険料は納付済みであり、申立人の保険料を納付していたとされる申立人の母の申立期間における保険料は納付済みである。

また、申立人の母は、昭和 36 年 4 月に国民年金に加入以降、未納期間も無く保険料を納付しており、申立人の母親の納付意識が高いものと考えられ、この納付意識の高い申立人の母が 3 か月と短期である申立期間②の保険料を納付しなかったとは考え難く、その母親が自身の保険料と一緒に申立人の保険料を納付したと考えるのが相当である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 42 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年10月から60年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年4月から51年12月まで
② 昭和59年10月から60年9月まで
③ 昭和61年4月から62年11月まで

時期は覚えていないが、国民年金の勧誘に来たA市役所の50代の女性の
人に、妻が自宅で国民年金の加入申込みをした。

昭和62年ごろまでは、夫婦で小売店を営んでおり、店が休みの時に自宅
において、妻が市役所の集金人に国民年金保険料を納付していた。

A市の同じ住所に長く住んで、いつも夫婦二人分の保険料を納付していた
のに、未納とされている保険料があるのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は申立人の妻が集金人に夫婦二人分の国民年
金保険料を納付したと陳述しているところ、A市の集金人制度は昭和46年度
で終了しており申立人の陳述とは符合しない。

また、申立人及びその妻は、申立期間①以後の納付方法や過年度納付を行っ
たことの記憶が無いなど保険料納付に関する記憶があいまいであり、保険料を
納付したことを示す関連資料は無い。

このほか、申立期間①のうち、昭和49年度の保険料が昭和51年に、また同
年1月から52年12月までの保険料が53年に催告されていることが特殊台帳
に残された事蹟^{じせき}により確認でき、これらの期間の保険料はこの催告の時点では
未納であったことがうかがえる一方、申立期間①の保険料が納付されていたこ
とをうかがわせる周辺事情は見当たらなかった。

次に、申立期間②については、申立人夫婦の保険料納付日が市の検認記録及

び取滞納一覧により確認できる期間における申立人夫婦の納付日はすべて夫婦同一日であることが確認できる上、申立人の妻の申立期間②の間の保険料は納付済みとなっている。

また、申立人の妻は、一部未納期間はあるものの申立期間②前後は現年度納付を続けていることから、その妻の納付意識が高いと考えられ、申立期間②の保険料について、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとされる妻が自身の分のみ納付し、申立人の保険料を納付しないとは考え難い。

さらに、申立期間③については、申立期間③直前の昭和 60 年 10 月から 61 年 3 月までの期間の保険料が過年度納付されている一方、申立人の妻の同期間の保険料は現年度納付されていることが社会保険庁の記録から確認でき、夫婦の保険料の納付方法は異なっている。

このほか、申立人の保険料を納付していたとされる申立人の妻が申立期間③の保険料を納付していたことを示す関連資料が無いほか、申立期間③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 10 月から 60 年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められ、このうち同年11月及び同年12月については、付加保険料も納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年1月から51年2月まで
② 昭和51年3月から53年9月まで
③ 昭和55年10月から同年12月まで

両親が国民年金に加入して国民年金保険料を支払ってくれていた。保険料の納付については、父親の給与から天引きされて支払っていたように思う。途中からはA市役所で納付書により支払いをしていたにもかかわらず、申立期間①が未加入期間とされ、申立期間②及び③の保険料が未納とされていることは納得できない。

また、年金手帳にも、初めて被保険者になった日として、昭和47年1月11日と記載されていたのに、後日に51年3月17日に訂正されており、事務処理に誤りがあったのではないか。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金手帳記号番号の払出時（昭和53年12月）に同年10月分の国民年金保険料を納付して以降、申立期間③を除き保険料をすべて納付しており、厚生年金保険と国民年金の切替手続を的確に行うなど、保険料の納付意識が高いものと考えられる。

また、申立期間③前後の期間である昭和55年5月から同年9月までの期間及び56年1月から同年8月までの期間の国民年金保険料は納付済みとされているほか、特殊台帳及び申立人の保有する年金手帳を見ると、申立期間③中の55年11月7日に付加保険料の納付手続を行っていることが確認できる。

さらに、昭和56年1月から同年8月までの付加保険料は納付済みとされて

いることからみて、付加保険料の納付手続を行っていないながら、申立期間③の保険料を納付しなかったものとは考え難い。

次に、申立人は、20歳から国民年金に加入し、父親の給与から天引きで保険料を納めていたと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年12月に払い出されており、この手帳記号番号によっては、申立期間①及び申立期間②のうち、51年3月から53年3月までの保険料を現年度納付することはできない。そこで、別の手帳記号番号が払い出された可能性について、氏名の別読み検索などを行ったが、その存在をうかがわせる事情等は見当たらなかった。

また、申立人はさかのぼって保険料を納付したことは無いと陳述していることから、昭和53年12月に手帳記号番号が払い出された際、納付期限が到来していない同年10月分から保険料を納付し始めたと考えるのが自然である。

さらに、社会保険庁の記録をみると、申立期間①は未加入期間とされており、保険料を納付することはできない。この点について、申立人は、年金手帳には初めて被保険者になった日として、昭和47年1月11日と記載されていたが、後に50年3月17日に訂正されており、事務処理に誤りがあったと申し立てている。国民年金の被保険者資格取得日は、本来強制加入すべき年月日を記載することから、53年12月に手帳記号番号が払い出された時点で、いったん47年1月11日を資格取得日とし、後に申立人が学生であることが判明したため、学生期間が終了した51年3月17日に資格取得日を訂正したと考えるのが相当である。

加えて、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立人の保険料の納付を担っていたとする申立人の父親の記憶もあいまいであり、申立人及びその父親から保険料の納付をめぐる事情を汲み取ろうとしても、新たな周辺事情等は見いだすことができなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和55年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められ、このうち同年11月及び同年12月については、付加保険料も納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から45年3月まで

私は、昭和43年5月19日、婚姻に伴いA市からB市に転居した。婚姻先が店を経営しており、お店に集金人が来ていたので、義母が、夫、義父母及び義姉の分と一緒に私の国民年金保険料を納付してくれていたと思う。一緒に納付していた夫、義父母及び義姉の申立期間の保険料は納付済みとされているにもかかわらず、私の分だけ未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年5月に婚姻後、申立人の義母が申立人の国民年金保険料をその夫、義父母及び義姉分と一緒に納付してくれていたと申し立てしているところ、申立人の夫、義父母及び義姉の納付記録をみると、申立期間を含む国民年金加入全期間の保険料を完納しており、申立人の保険料納付を担っていた義母の保険料の納付意識が高いものと考えられる。

ところで、申立人の国民年金手帳記号番号は、婚姻前の昭和38年4月にA市で払い出されているほか、転居後のB市において、44年10月に再度払い出されていることが確認できる。

また、申立人は、昭和45年12月10日に再交付を受けた年金手帳を保有しており、この手帳を見ると、同年11月10日に申立期間直後の同年4月から同年12月までの9か月分の保険料を納付した後、46年1月から48年3月までの保険料を申立人の夫と同一日に納付していることが確認でき、申立人の義母が家族5人分の保険料を納付していたとの申立内容と符合する。

以上のことから、保険料の納付意識の高い申立人の義母が、昭和44年10月に新たに申立人の国民年金手帳記号番号の払出しを受けて以降、申立人の保

険料のみ納付しなかったと考えるのはいかにも不自然であり、新たに年金手帳記号番号の払出しを受けて昭和44年度の保険料を現年度納付した後、年金手帳を紛失し、手帳の再交付を受けて45年度以降の保険料納付を再開したと考えるのが相当である。

一方で、申立期間のうち、昭和43年度の保険料については、A市で払い出された手帳記号番号により現年度納付することは可能であるが、B市において、昭和44年10月に新たな手帳記号番号が払い出されている状況からみて、B市への住所変更手続は取られていなかったと考えられること、同年10月払出しの手帳記号番号によっては当該年度の保険料を集金人に現年度納付することはできないことから、当該年度の保険料を納付したものとは考え難い。

また、申立人は、婚姻後の国民年金の手続及び保険料納付は申立人の義母及び義父が行っていたとして直接関与しておらず、納付状況等が不明であり、ほかに申立人が当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から45年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年2月

私は、平成8年3月まで学生であり、同年4月に厚生年金保険に加入するまでの期間は、A市に住む母親が国民年金保険料を納付してくれていた。

申立期間当時、国民年金保険料については、毎月B銀行の口座振替により納付していた。

以上の事情にかかわらず、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は平成6年2月ごろに払い出されており、申立人は、4年6月から6年3月までの国民年金保険料を同年3月11日に一括納付して以降、8年4月に厚生年金保険に加入するまでの国民年金保険料について、申立期間の1か月を除き完納している。また、申立期間当時、申立人の保険料を納付していたとする申立人の母親は、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和53年7月から平成17年4月までの保険料を完納しており、保険料の納付意識が高いものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を口座振替により納付したと申し立てているところ、A市では昭和57年4月から保険料の口座振替制度を導入しており、申立人の納付記録をみると、平成6年7月以降の国民年金保険料を口座振替により納付していることが確認でき、申立内容と符合する。

加えて、A市では、国民年金保険料が口座の残高不足のため口座振替により納付することができなかつた場合、翌月末までに納付書を発行するほか、翌年度4月末までは集金人により納付を促していたと説明していることからみて、仮に申立期間の保険料が口座振替により納付できなかつたとしても、保険料の納付意識が高い申立人の母親が、市役所から納付書を受け取りながら、申立人の申立期間の保険料を未納のまま放置しておくとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 6 月及び平成 2 月 10 月から 3 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、申請免除していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで
② 昭和 57 年 5 月及び同年 6 月
③ 昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月まで
④ 平成元年 5 月から 3 年 3 月まで

私は申立期間①当時、既に姉と弟は家を出ていたので、祖母と二人暮らしをしており、生活費はすべて私の稼ぎから捻出していた。自宅に市役所から集金人が来ていたので、祖母が私と姉及び弟の 3 人分の国民年金保険料を納付してくれていた。私は申立期間①の保険料納付には直接関与しておらず、納付方法などの詳細は分からないが、姉と弟の保険料は納付済みとされているのに、保険料を出していた私の分だけ未納とされていることは納得できない。

申立期間②から④までの期間については、昭和 57 年に元夫の会社が倒産し、以降借金返済に追われる日々だったので、国民年金保険料を納付することができなくなり、市役所で何度も申請免除手続をした記憶がある。申請免除手続は元夫の分も含めてすべて私が行っていた。申立期間が保険料免除期間ではなく未納期間とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間②から④までの期間について、昭和 57 年以降国民年金保険料を納付することができない時は市役所で元夫の分を含めて免除申請をしていたのに、申立期間が保険料免除期間ではなく未納期間とされていることは納得できないと申し立てている。

申立人及びその元夫の年金記録をみると、申立人の厚生年金保険被保険者資

格喪失日は昭和 57 年 5 月 31 日、申立人の元夫の同資格喪失日は同年 6 月 30 日とされていることが確認でき、申立期間②のうち、同年 5 月については、申立人は国民年金の任意加入期間となるため免除申請を行うことはできない。しかし、同年 6 月については、元夫の納付記録は申請免除期間とされていることが確認できることから、元夫の分を含めて申請免除手続を行っていたとする申立人が、自らの分のみ手続をしなかったものとは考え難い。

また、申立人の元夫の納付記録をみると、申立期間④のうち、平成 2 年 10 月から 3 年 3 月までの期間についても申請免除期間とされていることが確認でき、当時国民年金の免除申請は世帯単位であり、昭和 57 年 6 月分と同様に、申立人が自らの分のみ申請免除手続を行わなかったものとは考え難い。

一方、申立期間③及び申立期間④のうち、平成元年 5 月から 2 年 9 月までの期間については、申立人の元夫の納付記録をみても未納期間とされており、このほか、これらの期間について、申立人が申請免除手続を行っていたことをうかがわせる周辺事情等は見当たらなかった。

次に、申立人は、申立期間①当時、申立人の祖母が申立人及びその姉と弟の 3 人分の国民年金保険料を集金人に納付してくれていたと申し立てているところ、申立人の姉及び弟の国民年金手帳記号番号は、昭和 36 年 7 月に連番で払い出されており、申立期間の保険料は納付済みとされていることが確認できるが、申立人の手帳記号番号は夫婦連番で 38 年 10 月に払い出されており、申立内容と符合しないほか、この手帳記号番号によっては集金人に申立期間の保険料を現年度納付することはできない。

また、申立期間の国民年金保険料を集金人に現年度納付することが可能な別の手帳記号番号の存否について、昭和 36 年 4 月から 38 年 9 月までの手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索等を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

さらに、申立期間①について、申立人自身は保険料納付に関与していないこともあって保険料納付に係る具体的な記憶が乏しいことから、申立人から保険料の納付をめぐる事情を汲み取ろうとしても、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 6 月及び平成 2 年 10 月から 3 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、申請免除していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年12月から39年3月まで
② 昭和40年4月から41年3月まで

私は、昭和37年11月に会社を退職した後、国民年金に加入し、2年分の保険料をさかのぼって納付した。また、私たち夫婦は、同年10月から同居しており、私が国民年金に加入してからは、私が夫婦二人分の保険料を6か月分ずつ納付していた。

申立期間当時、夫はA業務をしており、夫婦二人分の国民年金保険料を支払える経済状況にあったので、申立期間①及び②の保険料について、私の分だけ未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金手帳記号番号払出日以降、国民年金保険料を完納しており、申立人が保険料を納付していたとする申立人の夫は、申立期間を含む国民年金加入全期間の保険料を完納しているなど、申立人の保険料の納付意識が高いものと考えられる。

ところで、申立人は、昭和37年11月に会社を退職した後、国民年金に加入し、2年分の保険料をさかのぼって納付したと申し立てているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、B市で実施された適用特別対策事業によって41年6月に払い出されていることが確認でき、また、申立人の保管する納付書・領収証書及びB市の被保険者名簿の検認記録をみると、同年6月に申立期間②直前である39年4月から40年3月までの保険料を過年度納付しており、その後、申立期間②直後である昭和41年度以降の保険料を完納していることが確認できる。

申立人が過年度納付を行った昭和41年6月の時点において、申立期間②の保険料は過年度納付することが可能であったこと、申立人は国民年金加入時に2年分さかのぼって保険料を納付したと申し立てていること、申し立てていた国民年金加入時期は記憶違いであったと陳述していることからみて、同年6月に国民年金に加入して以降保険料納付意識が高い申立人が、申立期間②の直前の1年間分の保険料のみ過年度納付し、申立期間②の保険料を納付しなかったと考えるのはいかにも不自然である。

一方、昭和41年6月に払い出された国民年金手帳記号番号によっては、申立期間①のうち、37年12月から38年12月までの保険料は、制度上納付することはできない。また、申立期間①の保険料が納付可能な国民年金手帳記号番号の存否について、手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

さらに、申立人は、保管する昭和41年6月発行の国民年金手帳が最初に受け取ったものであると陳述しているほか、申立人が申立期間①の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年9月から9年1月までの国民年金保険料は、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年9月から9年1月まで

平成10年の春先以降、A社会保険事務所の職員から未納保険料の督促電話を何度も受けた。このため、B市の実家に送付されてきた納付書により、8年7月及び同年8月の国民年金保険料を銀行で納付した。続けて、同年9月から9年1月までの5か月分の保険料を3回に分けて銀行で納付した。8年4月から同年6月までの保険料については、時効が成立しているとして納付書が送付されてこなかったため納付できなかった。申立期間の保険料は間違い無く納付したため、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成10年春先以降、A社会保険事務所の職員から未納保険料の督促電話を何度も受けたため、B市の実家に送付されてきた納付書により8年7月及び同年8月の保険料を銀行で納付し、続けて申立期間の保険料を3回に分けて銀行で納付したと申し立てしているところ、同社会保険事務所では、当時、催告は主として文書で行うが電話による督促も行っていたとしており、催告文書の中に同封する過年度保険料の納付書については、全催告期間の保険料を合計した納付書と1か月分ごとに分けた納付書とを併せて住民票所在地の住所に送付していたと説明しており、申立内容と符合する。

また、申立人の納付記録をみると、申立人の平成8年7月及び同年8月の保険料は10年9月2日に過年度納付されていることが確認でき、申立内容と符合するほか、その納付方法等は、申立期間当時の状況と合致している。

さらに、申立人は、平成8年4月から同年6月までの保険料について、時効が成立していたため、納付書が送付されてこなかったため納付できなかったとしているが、申立人の同年7月及び同年8月の保険料納付時期は10年9月であり、この時点では、8年4月から同年6月までの保険料は制度上納付できない期間であるなど、申立人の申立内容に不自然な点はみられない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年6月から39年3月まで
② 昭和47年1月から同年3月まで

昭和38年6月から、39年3月までの申立期間①と、47年1月から同年3月までの申立期間②の国民年金納付記録について照会申込書を提出したところ納付事実が確認できなかったとの回答があり、納得できない。

申立期間①の昭和38年ごろはA市に住んでおり、A市役所で私が国民年金加入手続をした記憶がある。結婚前なので、年金の管理は父がしており、私は納付のためのお金を預け、それを家族が集金人に納めてくれていた。

昭和45年2月に結婚してからは、集金人が自宅か勤務先に国民年金保険料の集金に来てくれて、夫婦二人分の国民年金保険料をずっと一緒に納付してきた。申立期間②の昭和47年1月から同年3月まで妻は納付済みになっているのに、私だけが未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は昭和38年ごろにはA市に住んでおり、A市役所で本人が国民年金の加入手続をしたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号をみると、管轄区域を示す手帳記号番号の上4桁は、A市を管轄するB社会保険事務所ではなく、C社会保険事務所から払い出されており、A市で国民年金に加入したとする申立人の陳述とは符合しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、昭和39年9月25日に払い出されていることが同払出簿から確認できる。この場合、申立期間①は過年度納付期間であるが、A市では集金人による過年度保険料の取扱い

は無く、自宅に集金人が来て納付していたという陳述とは符合しない。

さらに、申立人は申立期間①の国民年金保険料の納付には直接関与しておらず、保険料を納付していたとする父と祖母は既に死亡しており、この間の納付状況は不明である。

加えて、類似した氏名を含む氏名検索を行うも、別の手帳記号番号を確認することは出来なかったほか、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

次に、申立期間②について、申立人は夫婦二人分の保険料を市の集金人に納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の妻の納付記録をみると、この期間について納付済みであることが社会保険庁の記録から確認できる。また、この期間を挟んだ前後の期間について、申立人夫婦の納付記録をみると、夫婦が所持する年金手帳の検認日から、3か月毎、定期的に同一日に納付していることが確認でき、当時は夫婦二人分の保険料を市の集金人に納付していたとする申立人の陳述と符合しており、申立期間②についてのみ、夫婦で納付記録が異なるのは不自然である。

加えて、特殊台帳上、申立期間②の未納分に対して、社会保険事務所から催告手続がなされたことが確認できないほか、申立人においても催告を受けた記憶が無いとしている。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年1月から同年3月までの間の国民年金保険料を納付していたとの認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年1月から同年3月まで

昭和45年1月から同年3月の国民年金納付記録について照会申込書を提出したところ納付事実が確認できなかったとの回答があり、納付できない。

昭和45年1月に結婚してからは(役所の手続は同年2月)、集金人が自宅か勤務先に国民年金の集金に来てくれて、夫婦二人分の国民年金保険料をずっと一緒に納付してきた。申立期間の同年1月から同年3月まで夫は納付になっているのに、私だけが未納とされているのは納付できない。認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚して以来、夫婦同じ職場で働き、国民年金についても夫婦二人分を一緒に集金人に職場か自宅で納付してきたと陳述している。

そこで、申立人の納付記録をみると、社会保険庁の記録から昭和46年4月に国民年金加入後、468か月分の保険料を納付しているほか、平成15年8月より定額保険料に加えて付加保険料を納付し、17年6月から21年3月までの46か月分についてはそれを前納していることが確認でき、申立人の年金に対する理解は深く納付意識が高いものと認められる。

また、申立人の所持する国民年金手帳を見ると申立期間に継続する昭和45年4月から同年12月までの9か月間の保険料について、検認印は無いが、社会保険庁の記録では納付済みになっていることが確認できる。この場合、この間の保険料は過年度納付がなされたものと推定できる。当時、A県下では、未納保険料の時効事務を暦年処理していた経緯があり、申立人の場合、申立期間を含む同年1月から同年12月までの間の保険料について催告された^{かんが}とみるのが自然であり、申立人の納付意識の高さに鑑みると申立期間の保険料は納付されていたものと考えるのが相当である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から38年3月まで

昭和37年4月から38年3月までの間の保険料について、37年4月7日にA市からB市へ引っ越す前に、一年分まとめて前納した。納付額は1,200円で、妻の分と併せて2,400円を納付した。

A市では住民のほとんどが顔見知りであり、集金人もよく知っていた。B市へ引っ越すに当たり、集金人に迷惑がかかってはいけないと思い一年分を前払いした。

申立ての一年間だけ国民年金が未納だとは考えられない。納付した事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年4月にB市へ転居する前に申立期間の保険料をA市の集金人に前納したと申し立てている。

そこで、申立人の納付記録をみると、社会保険庁の記録から、制度発足当時の昭和36年4月以降、申立期間を除き資格の喪失となる平成6年12月まで32年間と9か月分の保険料を納付していることが確認でき、国民年金に対する理解は深く納付意識が高かったものと確認できる。

また、B市の被保険者台帳では、申立期間について、いったん納付の記録となっていることが確認できる。その後、何らかの事情で未納の記録となっているが、市では特に理由を把握しておらず、前住居地との事務引継ぎに関し何らかの混乱があったことは否めない。なお、申立人が保険料を納付したとするA市においては、当時の記録は破棄されており、この間の事情を確認することはできなかった。

さらに、A市とB市では管轄する社会保険事務所が異なっており、A市及びB市から社会保険事務所への事務手続において何らかの過誤があったことも否定できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から38年3月までの期間及び平成5年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月から38年3月まで
② 平成5年8月

昭和37年4月から38年3月までの間の保険料について、37年4月7日にA市からB市へ引っ越す前に、A市役所で一年分まとめて前納した。納付額は1,200円で、夫の分と併せて2,400円を納付した。

A市では住民のほとんどが顔見知りであり、集金人もよく知っていた。B市へ引っ越すに当たり、集金人に迷惑がかかってはいけないと思い一年分を前払いした。

B市に転居後は、町内のC会の担当者が集金に来て納付していた。平成5年8月分は夫の分と併せて納付した。夫の分だけ納付済みとなっており、私の分が未納とされているのは納得できない。

納付した事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和37年4月にB市へ転居する前に申立期間の保険料をA市の集金人に前納したと申し立てている。

そこで、申立人の納付記録をみると、社会保険庁の記録から、制度発足当時の昭和36年4月以降、厚生年金保険加入期間及び申立期間を除き30年間360か月分の保険料を納付していることが確認でき、国民年金に対する理解は深く納付意識が高かったものと確認できる。

また、B市の被保険者台帳では、申立期間について、いったん納付の記録となっていることが確認できる。その後、何らかの事情で未納の記録となっているが、市では特に理由を把握しておらず、前住居地との事務引継ぎに関し何ら

かの混乱があったことは否めない。なお、申立人が保険料を納付したとするA市においては、当時の記録は破棄されており、この間の事情を確認することはできなかった。

さらに、A市とB市では管轄する社会保険事務所が異なっており、A市及びB市から社会保険事務所への事務手続において何らかの過誤があったことも否定できない。

申立期間②について、申立人は、保険料を集金に来ていたC会の担当者に、申立人の夫の保険料と一緒に夫婦二人分を納付したと申し立てている。

そこで、申立人とその夫の納付記録をみると、社会保険庁の記録から、納付日が確認できる平成2年4月以降、申立期間②の前月まで夫婦同一日に納付されており、申立期間における申立人の夫の記録は納付済みとなっていることが確認できる。

また、当時、市では集金人による保険料徴収が行われており、通常集金人であれば夫婦の一方だけを集金するとは考え難く、何らかの事務的過誤により未納の記録となった可能性も否定できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年8月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年8月から同年10月まで

私は、平成元年8月に会社を退職してから、時期ははっきり覚えていないが、A市B出張所で国民年金への切替手続を行った。その時、加入時にさかのぼって国民年金保険料を納付した。

また、平成6年に結婚した際、同出張所で納付状況について確認したところ、未納は無いと回答され安心していただけなのに、未納とされていることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の3か月を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、その後の厚生年金保険と国民年金の切替手続も適切に行われていることから、納付意識が高いものと考えられる。

また、申立人は、国民年金の加入時にさかのぼって過去の保険料を納付したと申し立てしているところ、平成3年9月7日から同年10月7日までの間に国民年金への切替手続が行われたことが手帳記号番号払出簿の記載から推定でき、同年9月中に過年度納付が行われておれば、申立期間の保険料は納付が可能であったものと考えられる。

さらに、申立人は、平成6年に結婚した際、切替手続を行ったとするA市B出張所において、転出前に納付状況を確認し未納が無いと回答されたとしているが、当時、同出張所の職員は、申立人に係る被保険者名簿の納付記録の確認が可能であったと考えられることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から同年7月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から同年7月まで

私は、平成元年3月に会社を退職して間もなく、国民年金等の手続を行うため市役所へ行った。その時、市役所職員から「1か月分は前年度なので、さかのぼって免除申請ができないため納付してもらうしかないが、今年度分については免除申請できます。」と言われ、私が夫婦二人分の平成元年3月分の保険料を納付し、同年4月以降の免除申請を行った。

また、近年同じ様に1か月分だけ納付して免除申請を行ったことがある。この時に「前と同じだな。」と思ったことを覚えている。申立期間が免除とならずに未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、申立期間を除き、国民年金保険料の未納期間が無く、厚生年金保険等との切替手続も適切に行われていることから、夫婦二人の年金手続を行ってきたとする申立人の年金制度に対する関心が高いものと考えられる。

また、申立人夫婦の社会保険庁の免除記録をみると、夫婦共に平成7年5月から19年11月の間に10回の免除申請を行っており、そのすべてが国民年金の資格再取得日から2か月以内に手続されていることが確認できる。

さらに、申立人は、近年も申立期間と同様のことがあったと申し立てしているところ、社会保険庁の記録をみると、夫婦共に平成13年6月の1か月の納付済期間に引き続き同年7月以降が免除期間となっており、申立内容を裏付けるものとなっている。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められるとともに、同年4月から同年7月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月から同年7月まで

夫が平成元年3月に会社を退職して間もなく、夫が国民年金等の手続を行うため市役所へ行った。その時、市役所職員から「1か月分は前年度なので、さかのぼって免除申請ができないため納付してもらうしかないが、今年度分については免除申請できます。」と言われ、夫が夫婦二人分の平成元年3月分の保険料を納付し、同年4月以降の免除申請を行った。

また、近年同じ様に1か月分だけ納付して免除申請を行ったことがあり、この時に「前と同じだな。」と思ったことを夫が覚えている。上記期間のうち、平成元年3月は夫が納付済みなのに私だけが未納であり、またそれ以外の期間は夫婦共に免除とならず未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、申立期間を除き、国民年金保険料の未納期間が無く、厚生年金保険等との切替手続も適切に行われていることから、夫婦二人の年金手続を行ってきたとする申立人の夫の年金制度に対する関心が高いものと考えられる。

また、申立人夫婦の社会保険庁の免除記録をみると、夫婦共に平成7年5月から19年11月の間に10回の免除申請を行っており、そのすべてが国民年金の資格再取得日から2か月以内に手続されていることが確認できる。

さらに、申立人の夫は、近年も申立期間と同様のことがあったと申し立てているところ、社会保険庁の記録をみると、夫婦共に平成13年6月の1か月の納付済期間に引き続き同年7月以降が免除期間となっており、申立内容を裏付

けるものとなっている。

加えて、夫婦一緒に年金手続等を行ってきたとする申立人の夫は、申立期間のうち、平成元年3月は保険料を納付している。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められるとともに、同年4月から同年7月までの国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年1月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年6月から45年3月まで

申立期間当時、国民年金のことはすべて母親に任せていたので、加入時期や国民年金保険料の納付状況は分からないが、母親が未納無く納付してくれているはずである。

昭和34年ごろに同居を始め41年10月に私と結婚した夫については、国民年金制度が開始された36年4月から私の母親がきちんと保険料を納付済みであり、実の娘である私の保険料も私が20歳となった41年から一緒に納付しているはずであり、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は自身及びその夫の国民年金保険料を申立人の母親が納付していたとしているところ、その母親の保険料は、昭和36年4月から60年1月まで完納されており、申立人の母親の保険料の納付意識が高いと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳及び申立人の夫、母親に係るA市の被保険者名簿をみると、申立人、その夫及び母親の昭和45年7月から47年12月までの保険料は、一部期間を除き、同一月に納付されていることが確認でき、申立人の陳述と符合する。

さらに、一緒に納付していたとされる申立人の夫及び母親の申立期間に係る保険料は納付済みである上、申立人の夫の保険料は数回過年度納付されていることから、納付意識の高い申立人の母親が、申立期間のうち、国民年金手帳記号番号払出時点で過年度納付が可能な昭和42年1月から44年3月までの期間及び現年度納付が可能な昭和44年度の保険料を納付していたと考えるのが自然である。

このほか、申立人に係る申立期間直後の昭和 45 年度の保険料については、社会保険庁のオンライン記録及び国民年金手帳では納付済みであるが、特殊台帳及びA市の被保険者名簿では未納とされており行政側の記録管理に誤りがみられる。

一方、申立人の手帳記号番号の払出時点では、申立期間のうち、昭和 41 年 6 月から同年 12 月までの期間は、制度上、保険料を納付できない期間である。

また、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も、申立期間の保険料が納付されていたことを示す関係資料、周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 42 年 1 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年1月から同年3月までの期間及び同年5月から40年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年1月から同年3月まで
② 昭和39年5月から40年3月まで

昭和44年9月までA市で両親と暮らし、国民年金の加入手続や申立期間の国民年金保険料の納付はすべて両親が行っていた。

両親が自分たちの保険料を完納しているのであれば、私の保険料もすべて納付しているはずなので、申立期間が未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の両親が自身の保険料と一緒に申立人の保険料を納付していたとしているところ、その両親の保険料は、共に申立期間①及び②を含むすべての国民年金加入期間について納付済みとなっており、この両親の保険料の納付意識が高いと考えられる。

さらに、申立人に係るA市の被保険者名簿をみると、社会保険庁のオンライン記録で納付済みとされている昭和39年4月の保険料が未納となっている上、申立人が44年9月30日付けでB市へ転出しているにもかかわらず45年4月の保険料が申請免除と記載されているなど不自然な記載が散見され、申立期間①及び②についても行政側の記録管理に誤りがあった可能性が否定できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年7月から60年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年7月から60年12月まで

昭和59年7月から60年12月までの国民年金保険料が未納とされているが、保険料の納付時期が納付期限から遅れることはあったものの、36年4月以降、平成4年9月までの保険料を欠かさず納付してきた。

また、私の妻の保険料についても、納付時期が納付期限から遅れることはあったが、未納とならないように私が納付しており、私の妻の昭和59年7月から60年12月までの保険料は納付済みであり、私の保険料だけを納付していないことは不自然である。

昭和59年7月から60年12月までの保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身及びその妻の国民年金保険料について、納付時期が納付期限から遅れることはあっても、申立人が欠かさず納付していたと申し立てている。

そこで、申立人及びその妻の納付状況をみると、申立人の保険料は、申立期間を除き、一部期間が過年度納付されながらも昭和36年4月から平成4年9月まですべて納付済みである上、申立人の妻の保険料も、昭和48年1月から52年12月までの期間を除き、特例納付、過年度納付及び追納がされながらも、すべて納付されており、申立人の納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立人及びその妻の特殊台帳並びに被保険者名簿及び被保険者納付記録カードをみると、納付年月日は確認できないものの、昭和56年4月から57年9月までの期間及び58年4月から申立期間直前の59年6月までの期間については、申立人及びその妻が保険料を過年度納付及び現年度納付している期間

は同一である上、申立期間に係る申立人の妻の保険料は 61 年 8 月 6 日に過年度納付されている。

さらに、申立人は、申立期間の前後で住所や仕事に変更が無く、生活状況に変化は無かったとしているとともに、申立期間当時、社会保険事務所では、保険料を現年度納付しなかった者に対し、翌年度の秋ごろに、制度上保険料の納付が可能な期間の納付書を送付しており、市役所窓口にも白紙の納付書が配備されていたことから、納付意識の高い申立人がその妻の保険料と一緒に申立期間の保険料を過年度納付していたとみても不自然ではない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月 15 日から 40 年 4 月 26 日まで

昨年の年金問題の際に社会保険事務所で年金記録の照会をしたところ、昭和 36 年 3 月 15 日から 40 年 4 月 26 日まで勤務していた A 社の厚生年金保険加入期間が脱退手当金支給済みとの回答があった。

脱退手当金が支給されたとされる昭和 41 年 6 月 21 日には、B 県の C 町におり、脱退手当金を受け取ることはできない。

脱退手当金の請求に係る委任状も書いていないし、受け取ってもいないので、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、脱退手当金の請求に係る委任状を書いた覚えも無く、脱退手当金は受給していないとしている。

A 社の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 2 ページに記載されている女性のうち、昭和 37 年から 42 年までの間に資格を喪失した者 14 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、そのうち 13 名は資格を喪失後 7 か月以内に脱退手当金が支給されたこととなっているが、申立期間の脱退手当金は資格喪失日から約 1 年 2 か月後の昭和 41 年 6 月 21 日に支給決定されていることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、A 社に係る申立人以外の者の脱退手当金裁定請求書には委任状は添付されておらず、脱退手当金の支給は請求者の住所地に近い金融機関への送金（通知）払いとなっているのに対し、申立人のみ委任状が添付され、代理人による社会保険事務所での窓口受領となっていることに加え、同委任状の内容を見ると、申立人は昭和 40 年 4 月に会社を退職後、同年 6 月 21 日に婚姻し、改姓しているにもかかわらず旧姓のままとなっていることが確認できる上、申立

人の氏名が本来の表記と異なるほか、支給決定日は、資格喪失日から約1年2か月後で、そのころには勤務先には居住していないと認められるのに、住所は「A社内」となっているなど不自然な点が認められた。

さらに、同委任状における申立人の病気に係る記載については、申立人も全く覚えが無いと陳述している上、筆跡も申立人によるものと特定できない点などからも、当時、申立人が脱退手当金を請求する動機が判然としない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 3 月 1 日から 37 年 9 月 16 日まで
② 昭和 39 年 1 月 15 日から同年 5 月 14 日まで
③ 昭和 39 年 11 月 14 日から 41 年 11 月 1 日まで

昭和 34 年 3 月 1 日から 41 年 11 月 1 日までの期間に勤務した A 社、B 社及び C 社の 3 社での厚生年金保険加入期間について、脱退手当金が支給されたことにされている。

脱退手当金を受給したとされる昭和 42 年 7 月は、結婚後、D 県から E 県に住所を移した時期であり、脱退手当金を受給する手続はしていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 8 か月後の昭和 42 年 7 月 3 日に支給決定されていることが確認できるほか、最終事業所である C 社の厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人の前後 29 人の被保険者について、脱退手当金の支給状況を確認すると、申立人を含め 3 人と少なく、また、被保険者資格喪失日から支給決定日までの期間をみると、それぞれ約 7 か月、約 12 か月及び約 31 か月後となっていることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

さらに、申立人は昭和 41 年 12 月 21 日に婚姻し改姓しているが、厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられる。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B支社における資格喪失日に係る記録を昭和43年3月1日に、同社C支社における資格取得日に係る記録を同年3月1日に訂正し、同年2月の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年2月26日から同年3月4日まで

昭和42年3月6日にA社（現在、E社）に入社し、途中退職することなく現在まで勤務している。社会保険庁の記録によれば、同社B支社からD市の同社C支社に転勤した43年2月26日から同年3月4日までの期間が厚生年金保険未加入とされている。申立期間もA社に勤務し、厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

E社から提出された申立人に係る人事記録及びE健康保険組合から提出された申立人に係る加入証明書により、申立人は、昭和42年3月6日、A社に入社し、申立期間において同社B支社から同社C支社へ異動しているものの、継続して勤務していることが確認できる。また、申立期間前後との勤務の継続性から、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと考えるのが相当である。さらに、E社総務部からは、「申立人は、在籍した全期間（昭和42年3月から定年退職月（平成20年12月）まで）につき厚生年金保険被保険者期間となる。当然保険料が控除されていた」との陳述を得た。

一方、申立人のA社B支社から同社C支社へ異動した日については、同社B

支社及びC支社の複数の同僚は、いずれも覚えていないと陳述しており確認できなかったが、申立人に係る人事記録によれば、申立人は、昭和43年2月28日まで同社B支社に、同年3月1日から同社C支社に勤務していることが確認できることから、同年3月1日付けをもって異動したと考えるのが相当である。

また、昭和43年2月の標準報酬月額については、申立人のA社B支社における厚生年金保険被保険者資格喪失時の標準報酬月額及び同社C支社における被保険者資格取得時の標準報酬月額から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、A社B支社から社会保険事務所に提出された申立人に係る被保険者資格喪失届の資格喪失年月日が昭和43年2月26日となっており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る、同年2月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年5月から同年8月までの期間及び40年7月から41年2月までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を36年9月26日に訂正するとともに、新たに40年7月5日を資格取得日に、41年3月18日を資格喪失日とし、36年5月から同年8月までの標準報酬月額を2万6,000円、40年7月から41年2月までの標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間のうち、昭和36年5月から同年8月までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められ、また、事業主は、申立期間のうち、40年7月から41年2月までの期間の厚生年金保険料については、納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月16日から41年3月18日まで

私は、昭和35年6月1日から41年3月18日までA社で継続して勤務していたにもかかわらず、36年5月16日から41年3月18日までの年金記録が空白とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間におけるA社での在職については、A社がいったん全喪した昭和36年9月26日までの被保険者記録があり、再度、A社が新規適用事業所となった40年7月5日に資格を再取得し、それ以降も被保険者記録のある同僚から、「申立人の退職日こそ特定できないものの、申立期間中はずっと申立人と一緒に勤務していた」との陳述が得られたこと及びほかの複数の同僚からも、「期間は特定できないものの、申立期間中は一緒に正社員として勤務していた」との陳述が得られたことから、推定できる。また、退職日については、国民年金手帳記号番号払出簿等をみると、申立人の手帳記号番号は41年5月16日に払い出され、強制加入被保険者資格取得日は同年3月18日と記録され、

国民年金保険料は同年3月分から納付されていることが確認できることから、申立人は申立てどおり同年3月17日まで勤務していたものと推定される。

また、申立期間のうち、昭和36年5月16日からA社がいったん全喪した同年9月26日までの期間についてみると、当該期間も申立人と一緒に勤務し、正社員として同様の勤務実態であったと陳述している複数の同僚には、いずれも退職日(同年8月17日)又は全喪日まで被保険者記録があることが確認できるほか、当時は、従業員の出入りが激しく、一定していなかったものの、少ない時は5名から6名で、多い時は15名程度の従業員がいたとも陳述しているところ、このことは事業所別被保険者名簿をみると、35年6月1日時点の被保険者数は14名で、36年5月時点では5名で、陳述にある従業員数とほぼ一致していることから、A社では、従業員のほぼすべての者が社会保険に加入していたものと考えられる。

これらを含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和36年5月16日から同年9月26日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

さらに、申立期間のうち、上記期間に係る標準報酬月額については、昭和36年4月の標準報酬月額から2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間のうち、昭和36年5月から同年8月までの期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からの回答は無く不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

次に、申立期間のうち、A社が再び新規適用事業所となった昭和40年7月5日から41年3月18日までの期間についてみると、同僚からは、「当時、事業所には福利厚生が無かったため、申立人を含めた5名から6名で社長と交渉を行い、40年7月から厚生年金保険、健康保険及び雇用保険に加入してもらった。それ以降、給与から保険料は控除されていた。」との陳述が得られたほか、ほかの同僚からも「40年7月に社会保険に加入してもらった後は、全員が加入していた」との回答が得られたところ、社会保険庁の記録により、当該同僚が新規適用事業所となった同年7月5日に資格を取得していることが確認できる。

また、申立人は、昭和40年夏ごろから退職した41年3月ごろの期間の従業員数は、ほぼ10名程度であったと陳述しているところ、このことは事業所別被保険者名簿をみると、新規適用日である40年7月5日から41年3月までの被保険者数は10名であることが確認でき、陳述にある従業員数とほぼ一致していることから、当時、A社では、ほぼすべての従業員が社会保険に加入して

いたものと考えられる。

これらを含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和40年7月5日から41年3月18日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間のうち、上記期間に係る標準報酬月額については、ほぼ同年齢で、かつ、申立期間中も一緒に同様な業務を行っていた同僚の標準報酬月額から6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間のうち、昭和40年7月から41年2月までの期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からの回答は無く不明であるものの、仮に事業主から、上記期間に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届も提出されていると考えられるところ、これらのいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る40年7月から41年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、A社がいったん全喪した昭和36年9月26日以降、A社が再び新規適用事業所となった40年7月5日までの期間について、申立人は、この期間においても保険料を控除されていたと陳述しているものの、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無く、事業主からの回答も無く、当時の事情等を明らかとすることはできなかった。

また、A社は、当時、個人事業所としてB業務を行っており、業種はC業に該当するため、従業員数にかかわらず、厚生年金保険法に定める強制適用事業所には該当しないほか、各種事業所名称による検索を行っても任意加入事業所となっていた形跡も見当たらなかった。

さらに、申立人が当時同僚であったと申し立てている者の被保険者記録をみても、A社の全喪日である昭和36年9月26日以降、A社が再び新規適用事業所となった40年7月5日までの期間は厚生年金保険に加入していないことが確認できる。

このほか、申立人が申立期間のうち、昭和36年9月26日から40年7月5日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間のうち昭和36年9月から40年6月までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和34年6月22日に訂正し、B社における資格取得日に係る記録を35年2月14日、資格喪失日に係る記録を41年6月1日とし、34年6月の標準報酬月額を7,000円、35年2月から41年5月までの標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間①に関しては、明らかでないと認められ、申立期間②に関しては、履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年6月22日から同年7月1日まで
② 昭和35年2月14日から41年6月1日まで

私は、昭和33年4月にB社（現在は、C社）に就職し、同社敷地内にあった関連会社のA社に移籍したが、厚生年金保険の記録では、B社での資格喪失日が34年6月22日、A社での資格取得日が同年7月1日となっており、継続して勤務していたにもかかわらず、空白の期間があるのは納得できない。

また、私は昭和35年2月14日から41年の5月か6月まで、D社（B社E国支店）に勤務していたが、私と同様にB社からE国支店に派遣されていた同僚には、同E国支店勤務期間においても厚生年金保険被保険者記録があるのに、私に無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間①における在職については、申立人自身及び同僚から、B社とA社は同じ敷地内にあり、申立人の身分がどちらに所属していたのかはつきり区別ができない状態であった旨の陳述が得られ、これは当時のA社社長の「当社は実質的にはB社の一部門であった」との陳述とも符合すること、また、申立人と同様にB社からA社に移籍した同僚からは、移籍の際に

特に空白期間は生じなかった旨の陳述が得られたことから、認められる。

一方、社会保険庁の記録をみると、申立人と同様に、B社からA社に移籍した14名のうち、申立人を含めた11名の記録に空白期間が確認できるものの、そのうち6名は同社の新規適用日である昭和33年7月7日に資格を取得した者であり、同年8月21日以降に移籍した4人に限ってみると、空白期間があるのは申立人のみである。これらのことから、同社が適用事業所となった当時には、移籍に伴う同社での資格取得手続とB社での資格喪失手続において事務的過誤による空白期間を生じさせていることが認められるものの、同年8月21日以降においては、適正な資格得喪手続が行われていたことがうかがわれ、申立人のみが被保険者から除外される特段の事情等は見当たらず、B社から同社に移籍し、新規適用日に資格を取得した同社社長からも自身の記録に空白期間があることは間違いであるとの陳述が得られ、保険料も継続して控除されていたと考えるのが相当である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人はB社からA社に、昭和34年6月22日付けで移籍し、同年6月分の保険料はA社の給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和34年7月1日のA社での資格取得時の標準報酬月額から7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る昭和34年6月の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は社会保険関係の手続はF組合に委託していたため不明であると回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

次に、申立期間②における在職については、申立人と同様にB社から同社E国支店であるD社に派遣された同僚の陳述、申立人保有の当時のパスポートに「1960年2月14日にE国へ出国」したことを示す印があること及びD社がE国税務署に提出した申立人に係る収入報告から、昭和35年2月14日から41年まで在職していたことが認められる。

しかし、退職時期については、これを明らかとする資料は無く、同僚からも確たる陳述を得ることができなかったことから、E国税務署に提出した収入報告に記載されている昭和41年の収入と前年の収入、前年までの昇給率などを基に計算すると、退職年である41年の収入は5か月から6か月分程度であったことが確認できることから、申立人がD社を退職したのは、41年6月ごろであったと推定され、これは申立内容とも符合する。

一方、保険料控除についてみると、申立期間当時、B社からD社に派遣さ

れたとして名前を挙げられた同僚8人は全員、E国支店勤務期間中もB社において継続して厚生年金保険に加入していることが確認できる。また、これら複数の同僚からは、日本の家族にも一定割合の給与が支給され、その中から保険料の控除があったとの陳述が得られ、このことは、申立人自身も日本在住の母親（故人）に給与の一部が支給されていたと陳述していることと符合する。そのほか、申立人のみが被保険者から除外される特段の事情は見当たらなかった。

なお、E国へ出国するまで在籍していたA社の当時の社長からは、B社は実質的にはB社の一部門であり、同社在籍の身分のままE国支店に赴任することはありえず、いったんB社に移籍した上で赴任する取扱いとなっていたとの陳述が得られ、申立人保有のE国へ出国時のパスポートの職業欄には「B社社員」と記載されていることが確認できる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は昭和35年2月14日にA社からB社に移籍し、同日から41年6月1日まで同社E国支店であるD社で勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、標準報酬月額については、申立人には確たる記憶が無く、日本在住の母親に支給されていた給与額も不明であると回答しているが、申立人と同じくらいの給与であったと陳述している同職種の同僚の標準報酬月額が2万2,000円であることから、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間に係る被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、算定基礎届に基づく定時決定や資格の取得及び喪失など、いずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ったとは考え難いことから、事業主から資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和35年2月から41年5月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和42年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月1日から44年10月26日まで

私は、A社に同社が設立された昭和39年ごろから46年3月30日まで継続して勤務した。同社は42年4月1日から厚生年金保険の適用事業所となっているにもかかわらず、私の同社における資格取得日は44年10月26日とされており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における在職については、同社の元事業主による在籍証明書により、申立人が同社の設立時（昭和39年ごろ）から昭和46年3月30日まで同社に継続して勤務していたことが推定できる。

また、同社の元事業主は、申立人は会社設立時から正社員として勤務し、同社が厚生年金保険の適用事業所となった時から厚生年金保険に加入させ、給与から厚生年金保険料を控除していたと陳述している。

さらに、申立期間において同社での厚生年金保険加入記録のある同僚14名のうち12名は、入社後すぐに厚生年金保険に加入したと陳述しており、2名はアルバイトで採用され、3か月後に正社員となり厚生年金保険に加入したと陳述している。

なお、申立人の雇用保険の被保険者記録をみると、同社での資格取得日が厚生年金保険の資格取得日と同日となっていることから、事業主は社会保険庁の記録どおりの届出を行ったものと推定でき、何らかの事務的過誤により申立期

間について厚生年金保険の加入手続が取られていなかったことが推定できる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同社の被保険者名簿の昭和 44 年 10 月の記録から、3 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したとしているが、上記のとおり、事業主による事務的過誤があったと考えられる上、事業主による申立てどおりの資格取得届や申立期間に行われるべき健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が昭和 44 年 10 月 26 日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る 42 年 4 月分から 44 年 9 月分までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年12月から48年5月までの期間及び49年4月から同年11月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間③に係る資格喪失日（47年12月20日）及び資格取得日（48年6月5日）を取り消すとともに、申立期間④に係る資格喪失日に係る記録を49年12月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を47年12月から48年5月までは13万4,000円、49年4月から同年11月までは5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年2月ごろから42年2月1日まで
② 昭和44年8月29日から45年10月14日まで
③ 昭和47年12月20日から48年6月5日まで
④ 昭和49年4月1日から53年9月1日まで

私は、昭和39年2月ごろから46年6月30日まで B社に継続して勤務し、同年7月1日に同社から分社したA社に転籍した後、55年9月30日まで継続して勤務していたが、社会保険庁の記録では39年2月ごろから42年2月1日までの期間（申立期間①）、44年8月29日から45年10月14日までの期間（申立期間②）、47年12月20日から48年6月5日までの期間（申立期間③）及び49年4月1日から53年9月1日までの期間（申立期間④）が厚生年金保険の未加入期間とされている。

いずれの期間についても、給与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の未加入期間とされているのは納得できない。

特に申立期間④は、子供の誕生等が重なった時期であり、健康保険証を使用していた記憶があるので、厚生年金保険にも加入していたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和46年7月1日から55年9月30日までA社に継続して勤務していたと申し立てているところ、同社は46年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となり、49年12月21日にいったん全喪となった後、50年9月3日に再び適用事業所となっているが、適用事業所となっていなかった間も引き続き事業を継続していたことが同社の商業登記簿等により確認でき、また、申立人が申立期間③及び④において同社に継続して勤務していたことが、元事業主及び同僚の陳述により推定できる。

ところで、同社の被保険者名簿によると、申立人は申立期間③の直前の期間である昭和46年7月1日から47年12月20日までの加入期間及び申立期間④の直前の期間である48年6月5日から49年4月1日までの加入期間に係る健康保険証を返還している記録がみられることから、事業主は社会保険庁の記録どおりの届出を行ったものと推定できる。

しかしながら、同社の元事業主は申立期間③においても給与から保険料を控除していたと陳述している上、当時、申立人がA社に籍を置きながら関連会社の業務に携わっていたことがうかがえることも踏まえると、申立人の給与から厚生年金保険料が継続して控除されていたと考えるのが相当である。

また、申立期間④のうち、昭和49年4月1日から全喪日である同年12月21日までの期間についても、申立期間③と同様に、同社の元事業主により給与から保険料を控除していたとの陳述が得られたこと、申立人と同じく同社の役員であった者の資格喪失日が全喪日である同年12月21日であること、申立人が勤務期間の途中で厚生年金保険の被保険者資格を喪失する特別の事情等も見当たらないことなどから、申立人の給与から厚生年金保険料が継続して控除されていたと考えるのが相当である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間③及び申立期間④のうち、昭和49年4月1日から同年12月21日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、昭和47年12月から48年5月までの標準報酬月額については、46年11月の社会保険庁の記録から13万4,000円とすることが妥当であり、49年4月から同年11月までの標準報酬月額については、48年6月の社会保険庁の記録から5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間③に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したと陳述しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いところ、健康保険証の返還の記録がみられる上に、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和47年12月から48年5

月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付すべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間③の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人に係る申立期間④のうち、昭和49年4月1日から同年12月21日までの期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したと陳述しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い上に、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が昭和49年4月1日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月から同年11月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付すべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る同年4月から同年11月までの保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立人がB社に在籍し、厚生年金保険料を控除されていたと申し立てている申立期間①及び②については、申立人が当該期間において同社に勤務していたことは、元役員及び同僚の陳述により推定できる。

しかしながら、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和42年2月1日であり、申立期間①は同社が適用事業所となる前の期間であるが、適用事業所になる前から事業主が厚生年金保険料の控除を行うことは通常考え難い上に、申立人自身も給与から厚生年金保険料を控除されていたかどうかよく覚えていないとしている。このほか、申立人が申立期間①において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料、周辺事情等は見当たらなかった。

また、申立期間②は勤務期間の中途に被保険者記録が欠落している期間であるが、同社の被保険者名簿によると、申立人が昭和44年8月29日に資格を喪失すると同時又はその後に健康保険証の返還があったことを示す記録がみられることから、事業主が社会保険庁の記録どおりの届出を行ったものと推定でき、このほか、申立人が申立期間②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料、周辺事情等は見当たらなかった。

次に、申立期間④については、上記のとおり申立人がA社に継続して勤務していたことが元事業主及び同僚の陳述により推定できるものの、このうち昭和49年12月21日から50年9月3日までの期間は同社が厚生年金保険の適用事業所ではなかった期間であり、申立人が同社の役員であったことを考慮すると、当該期間中も厚生年金保険料が引き続き控除されていたとは考え

難い。

また、昭和50年9月3日から53年9月1日までの期間は、同社が再度適用事業所となって以降の期間であり、同社の5名の役員のうち元事業主と申立人の2名を除く3名が50年9月3日に資格を取得していることが確認できるが、元事業主は当時、申立人と共に別会社であるC社の設立に関わっていたと陳述していることから、社会保険庁の記録どおりに資格の取得の届出が行われたことが推定でき、この間、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料、周辺事情等は見当たらなかった。

さらに、社会保険庁の記録では、C社が適用事業所であったとする記録は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び④のうちの昭和49年12月21日から53年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 5 月 8 日から 35 年 6 月 15 日まで
② 昭和 36 年 6 月 26 日から同年 8 月 20 日まで
③ 昭和 36 年 8 月 17 日から 40 年 1 月 6 日まで

申立期間については、脱退手当金はもらっていない。厚生年金保険は、一種の積立貯金のようなものなので、一生大事においておかなければならないと教えられていたので、脱退するはずがないし、大きな会社は潰れる心配が無いだろうと、会社を選んで就職した。

また、A社の3つの事業所に勤務したが、最初のA社B事業部の期間だけ脱退手当金が支給されていないことも不自然である。

脱退手当金を受給したこととされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する際、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の間にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、申立人が当該期間を失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と申立期間のうち、2回の被保険者期間は同じ会社の事業所であり、同一番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上も不自然である。

また、申立人は、厚生年金保険は積立貯金のようなものであり、一生大事にしなければならぬと教えられていたので、大きな会社を選んで就職したと申し立てているところ、申立人の厚生年金保険加入記録をみると、申立期間を含め大手企業系列に継続して勤務していることが確認でき、申立人が脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（①平成16年12月10日は95万9,000円、②17年3月18日は8万円、③17年7月11日は85万4,000円、④17年12月9日は93万9,000円、⑤18年3月24日は3万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、①の期間は95万9,000円、②の期間は8万円、③の期間は85万4,000円、④の期間は93万9,000円、⑤の期間は3万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ①平成16年12月10日（冬期一時金）
②平成17年3月18日（年度末一時金）
③平成17年7月11日（夏期一時金）
④平成17年12月9日（冬期一時金）
⑤平成18年3月24日（年度末一時金）

平成16年12月から18年3月までの申立期間に支払われた賞与に係る記録が、厚生年金保険の記録に入っていない。

厚生年金保険料は控除されているので、厚生年金保険の記録を正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保有していた賞与台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する額の標準賞与額（①の期間は98万5,000円、②の期間は8万円、③の期間は85万4,000円、④の期間は93万9,000円、⑤の期間は3万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額決定し、これに基づく記録の訂正及

び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料の額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、賞与台帳の保険料控除額から、①の期間は95万9,000円、②の期間は8万円、③の期間は85万4,000円、④の期間は93万9,000円、⑤の期間は3万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（①平成16年12月10日は86万2,000円、②17年3月18日は6万2,000円、③17年7月11日は64万1,000円、④17年12月9日は70万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、①の期間は86万2,000円、②の期間は6万2,000円、③の期間は64万1,000円、④の期間は70万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成16年12月10日（冬期一時金）
②平成17年3月18日（年度末一時金）
③平成17年7月11日（夏期一時金）
④平成17年12月9日（冬期一時金）

平成16年12月から17年12月までの申立期間に支払われた賞与に係る記録が、厚生年金保険の記録に入っていない。

厚生年金保険料は控除されているので、厚生年金保険の記録を正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保有していた賞与台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する額の標準賞与額（①の期間は88万5,000円、②の期間は6万2,000円、③の期間は64万1,000円、④の期間は70万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額決定し、これに基づく記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料の

額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、賞与台帳の保険料控除額から、①の期間は86万2,000円、②の期間は6万2,000円、③の期間は64万1,000円、④の期間は70万5,000円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（①平成16年12月10日は88万2,000円、②17年3月18日は8万2,000円、③17年7月11日は82万2,000円、④17年12月9日は90万4,000円、⑤18年3月24日は4万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、①の期間は88万2,000円、②の期間は8万2,000円、③の期間は82万2,000円、④の期間は90万4,000円、⑤の期間は4万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成16年12月10日（冬期一時金）
②平成17年3月18日（年度末一時金）
③平成17年7月11日（夏期一時金）
④平成17年12月9日（冬期一時金）
⑤平成18年3月24日（年度末一時金）

平成16年12月から18年3月までの申立期間に支払われた賞与に係る記録が、厚生年金保険の記録に入っていない。

厚生年金保険料は控除されているので、厚生年金保険の記録を正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保有していた賞与台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する額の標準賞与額（①の期間は90万5,000円、②の期間は8万2,000円、③の期間は82万2,000円、④の期間は90万4,000円、⑤の期間は4万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により臨時給与から控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の

特例等に関する法律に基づき、標準賞与額決定し、これに基づく記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料の額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、賞与台帳の保険料控除額から、①の期間は88万2,000円、②の期間は8万2,000円、③の期間は82万2,000円、④の期間は90万4,000円、⑤の期間は4万6,000円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（①平成16年12月10日は85万9,000円、②17年3月18日は8万円、③17年7月11日は81万円、④17年12月9日は89万1,000円、⑤18年3月24日は4万1,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、①の期間は85万9,000円、②の期間は8万円、③の期間は81万円、④の期間は89万1,000円、⑤の期間は4万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成16年12月10日（冬期一時金）
②平成17年3月18日（年度末一時金）
③平成17年7月11日（夏期一時金）
④平成17年12月9日（冬期一時金）
⑤平成18年3月24日（年度末一時金）

平成16年12月から18年3月までの申立期間に支払われた賞与に係る記録が、厚生年金保険の記録に入っていない。

厚生年金保険料は控除されているので、厚生年金保険の記録を正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保有していた賞与台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する額の標準賞与額（①の期間は88万2,000円、②の期間は8万円、③の期間は81万円、④の期間は89万1,000円、⑤の期間は4万1,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額決定し、これに基づく記録の訂正及

び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料の額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、賞与台帳の保険料控除額から、①の期間は85万9,000円、②の期間は8万円、③の期間は81万円、④の期間は89万1,000円、⑤の期間は4万1,000円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（①平成16年12月10日は82万5,000円、②17年3月18日は7万7,000円、③17年7月11日は77万5,000円、④17年12月9日は85万2,000円、⑤18年3月24日は3万9,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、①の期間は82万5,000円、②の期間は7万7,000円、③の期間は77万5,000円、④の期間は85万2,000円、⑤の期間は3万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成16年12月10日（冬期一時金）
②平成17年3月18日（年度末一時金）
③平成17年7月11日（夏期一時金）
④平成17年12月9日（冬期一時金）
⑤平成18年3月24日（年度末一時金）

平成16年12月から18年3月までの申立期間に支払われた賞与に係る記録が、厚生年金保険の記録に入っていない。

厚生年金保険料は控除されているので、厚生年金保険の記録を正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保有していた賞与台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する額の標準賞与額（①の期間は84万7,000円、②の期間は7万7,000円、③の期間は77万5,000円、④の期間は85万2,000円、⑤の期間は3万9,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の

特例等に関する法律に基づき、標準賞与額決定し、これに基づく記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料の額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、賞与台帳の保険料控除額から、①の期間は82万5,000円、②の期間は7万7,000円、③の期間は77万5,000円、④の期間は85万2,000円、⑤の期間は3万9,000円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（①平成16年12月10日は70万9,000円、②17年3月18日は6万6,000円、③17年7月11日は67万4,000円、④17年12月9日は74万2,000円、⑤18年3月24日は3万3,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、①の期間は70万9,000円、②の期間は6万6,000円、③の期間は67万4,000円、④の期間は74万2,000円、⑤の期間は3万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成16年12月10日（冬期一時金）
②平成17年3月18日（年度末一時金）
③平成17年7月11日（夏期一時金）
④平成17年12月9日（冬期一時金）
⑤平成18年3月24日（年度末一時金）

平成16年12月から18年3月までの申立期間に支払われた賞与に係る記録が、厚生年金保険の記録に入っていない。

厚生年金保険料は控除されているので、厚生年金保険の記録を正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保有していた賞与台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する額の標準賞与額（①の期間は72万8,000円、②の期間は6万6,000円、③の期間は67万4,000円、④の期間は74万2,000円、⑤の期間は3万3,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の

特例等に関する法律に基づき、標準賞与額決定し、これに基づく記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料の額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、賞与台帳の保険料控除額から、①の期間は70万9,000円、②の期間は6万6,000円、③の期間は67万4,000円、④の期間は74万2,000円、⑤の期間は3万3,000円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（①平成16年12月10日は66万7,000円、②17年3月18日は6万2,000円、③17年7月11日は62万4,000円、④17年12月9日は68万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、①の期間は66万7,000円、②の期間は6万2,000円、③の期間は62万4,000円、④の期間は68万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ①平成16年12月10日（冬期一時金）
②平成17年3月18日（年度末一時金）
③平成17年7月11日（夏期一時金）
④平成17年12月9日（冬期一時金）

平成16年12月から17年12月までの申立期間に支払われた賞与に係る記録が、厚生年金保険の記録に入っていない。

厚生年金保険料は控除されているので、厚生年金保険の記録を正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保有していた賞与台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する額の標準賞与額（①の期間は68万5,000円、②の期間は6万2,000円、③の期間は62万4,000円、④の期間は68万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額決定し、これに基づく記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料の

額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、賞与台帳の保険料控除額から、①の期間は66万7,000円、②の期間は6万2,000円、③の期間は62万4,000円、④の期間は68万6,000円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（①平成16年12月10日は66万2,000円、②17年3月18日は6万1,000円、③17年7月11日は63万円、④17年12月9日は69万4,000円、⑤18年3月24日は3万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、①の期間は66万2,000円、②の期間は6万1,000円、③の期間は63万円、④の期間は69万4,000円、⑤の期間は3万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成16年12月10日（冬期一時金）
②平成17年3月18日（年度末一時金）
③平成17年7月11日（夏期一時金）
④平成17年12月9日（冬期一時金）
⑤平成18年3月24日（年度末一時金）

平成16年12月から18年3月までの申立期間に支払われた賞与に係る記録が、厚生年金保険の記録に入っていない。

厚生年金保険料は控除されているので、厚生年金保険の記録を正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保有していた賞与台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する額の標準賞与額（①の期間は68万円、②の期間は6万1,000円、③の期間は63万円、④の期間は69万4,000円、⑤の期間は3万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額決定し、これに基づく記録の訂正及

び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料の額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、賞与台帳の保険料控除額から、①の期間は66万2,000円、②の期間は6万1,000円、③の期間は63万円、④の期間は69万4,000円、⑤の期間は3万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（①平成16年12月10日は66万2,000円、②17年3月18日は6万1,000円、③17年7月11日は63万円、④17年12月9日は69万4,000円、⑤18年3月24日は2万9,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、①の期間は66万2,000円、②の期間は6万1,000円、③の期間は63万円、④の期間は69万4,000円、⑤の期間は2万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成16年12月10日（冬期一時金）
②平成17年3月18日（年度末一時金）
③平成17年7月11日（夏期一時金）
④平成17年12月9日（冬期一時金）
⑤平成18年3月24日（年度末一時金）

平成16年12月から18年3月までの申立期間に支払われた賞与に係る記録が、厚生年金保険の記録に入っていない。

厚生年金保険料は控除されているので、厚生年金保険の記録を正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保有していた賞与台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する額の標準賞与額（①の期間は68万円、②の期間は6万1,000円、③の期間は63万円、④の期間は69万4,000円、⑤の期間は2万9,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額決定し、これに基づく記録の訂正及

び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料の額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、賞与台帳の保険料控除額から、①の期間は66万2,000円、②の期間は6万1,000円、③の期間は63万円、④の期間は69万4,000円、⑤の期間は2万9,000円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（①平成16年12月10日は62万2,000円、②17年3月18日は5万8,000円、③17年7月11日は59万3,000円、④17年12月9日は65万3,000円、⑤18年3月24日は2万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、①の期間は62万2,000円、②の期間は5万8,000円、③の期間は59万3,000円、④の期間は65万3,000円、⑤の期間は2万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成16年12月10日（冬期一時金）
②平成17年3月18日（年度末一時金）
③平成17年7月11日（夏期一時金）
④平成17年12月9日（冬期一時金）
⑤平成18年3月24日（年度末一時金）

平成16年12月から18年3月までの申立期間に支払われた賞与に係る記録が、厚生年金保険の記録に入っていない。

厚生年金保険料は控除されているので、厚生年金保険の記録を正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保有していた賞与台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する額の標準賞与額（①の期間は63万9,000円、②の期間は5万8,000円、③の期間は59万3,000円、④の期間は65万3,000円、⑤の期間は2万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の

特例等に関する法律に基づき、標準賞与額決定し、これに基づく記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料の額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、賞与台帳の保険料控除額から、①の期間は62万2,000円、②の期間は5万8,000円、③の期間は59万3,000円、④の期間は65万3,000円、⑤の期間は2万4,000円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（①平成16年12月10日は70万3,000円、②17年3月18日は6万5,000円、③17年7月11日は64万9,000円、④17年12月9日は73万5,000円、⑤18年3月24日は3万3,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、①の期間は70万3,000円、②の期間は6万5,000円、③の期間は64万9,000円、④の期間は73万5,000円、⑤の期間は3万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成16年12月10日（冬期一時金）
②平成17年3月18日（年度末一時金）
③平成17年7月11日（夏期一時金）
④平成17年12月9日（冬期一時金）
⑤平成18年3月24日（年度末一時金）

平成16年12月から18年3月までの申立期間に支払われた賞与に係る記録が、厚生年金保険の記録に入っていない。

厚生年金保険料は控除されているので、厚生年金保険の記録を正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保有していた賞与台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する額の標準賞与額（①の期間は72万2,000円、②の期間は6万5,000円、③の期間は64万9,000円、④の期間は73万5,000円、⑤の期間は3万3,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の

特例等に関する法律に基づき、標準賞与額決定し、これに基づく記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料の額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、賞与台帳の保険料控除額から、①の期間は70万3,000円、②の期間は6万5,000円、③の期間は64万9,000円、④の期間は73万5,000円、⑤の期間は3万3,000円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（①平成16年12月10日は62万2,000円、②17年3月18日は5万8,000円、③17年7月11日は61万2,000円、④17年12月9日は67万3,000円、⑤18年3月24日は2万7,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、①の期間は62万2,000円、②の期間は5万8,000円、③の期間は61万2,000円、④の期間は67万3,000円、⑤の期間は2万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成16年12月10日（冬期一時金）
②平成17年3月18日（年度末一時金）
③平成17年7月11日（夏期一時金）
④平成17年12月9日（冬期一時金）
⑤平成18年3月24日（年度末一時金）

平成16年12月から18年3月までの申立期間に支払われた賞与に係る記録が、厚生年金保険の記録に入っていない。

厚生年金保険料は控除されているので、厚生年金保険の記録を正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保有していた賞与台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する額の標準賞与額（①の期間は63万9,000円、②の期間は5万8,000円、③の期間は61万2,000円、④の期間は67万3,000円、⑤の期間は2万7,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の

特例等に関する法律に基づき、標準賞与額決定し、これに基づく記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料の額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、賞与台帳の保険料控除額から、①の期間は62万2,000円、②の期間は5万8,000円、③の期間は61万2,000円、④の期間は67万3,000円、⑤の期間は2万7,000円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（①平成16年12月10日は53万9,000円、②17年3月18日は5万円、③17年7月11日は51万7,000円、④17年12月9日は56万8,000円、⑤18年3月24日は6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、①の期間は53万9,000円、②の期間は5万円、③の期間は51万7,000円、④の期間は56万8,000円、⑤の期間は6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成16年12月10日（冬期一時金）
②平成17年3月18日（年度末一時金）
③平成17年7月11日（夏期一時金）
④平成17年12月9日（冬期一時金）
⑤平成18年3月24日（年度末一時金）

平成16年12月から18年3月までの申立期間に支払われた賞与に係る記録が、厚生年金保険の記録に入っていない。

厚生年金保険料は控除されているので、厚生年金保険の記録を正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保有していた賞与台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する額の標準賞与額（①の期間は55万4,000円、②の期間は5万円、③の期間は51万7,000円、④の期間は56万8,000円、⑤の期間は6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額決定し、これに基づく記録の訂正及

び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料の額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、賞与台帳の保険料控除額から、①の期間は53万9,000円、②の期間は5万円、③の期間は51万7,000円、④の期間は56万8,000円、⑤の期間は6,000円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（①平成 16 年 12 月 10 日は 53 万 9,000 円、②17 年 3 月 18 日は 5 万円、③17 年 7 月 11 日は 51 万 7,000 円、④17 年 12 月 9 日は 56 万 8,000 円、⑤18 年 3 月 24 日は 6,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、①の期間は 53 万 9,000 円、②の期間は 5 万円、③の期間は 51 万 7,000 円、④の期間は 56 万 8,000 円、⑤の期間は 6,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 12 月 10 日（冬期一時金）
② 平成 17 年 3 月 18 日（年度末一時金）
③ 平成 17 年 7 月 11 日（夏期一時金）
④ 平成 17 年 12 月 9 日（冬期一時金）
⑤ 平成 18 年 3 月 24 日（年度末一時金）

平成 16 年 12 月から 18 年 3 月までの申立期間に支払われた賞与に係る記録が、厚生年金保険の記録に入っていない。

厚生年金保険料は控除されているので、厚生年金保険の記録を正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保有していた賞与台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する額の標準賞与額（①の期間は 55 万 4,000 円、②の期間は 5 万円、③の期間は 51 万 7,000 円、④の期間は 56 万 8,000 円、⑤の期間は 6,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額決定し、これに基づく記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料の

額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、賞与台帳の保険料控除額から、①の期間は53万9,000円、②の期間は5万円、③の期間は51万7,000円、④の期間は56万8,000円、⑤の期間は6,000円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（①平成16年12月10日は54万5,000円、②17年3月18日は5万円、③17年7月11日は52万3,000円、④17年12月9日は57万5,000円、⑤18年3月24日は6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、①の期間は54万5,000円、②の期間は5万円、③の期間は52万3,000円、④の期間は57万5,000円、⑤の期間は6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和14年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：①平成16年12月10日（冬期一時金）
②平成17年3月18日（年度末一時金）
③平成17年7月11日（夏期一時金）
④平成17年12月9日（冬期一時金）
⑤平成18年3月24日（年度末一時金）

平成16年12月から18年3月までの申立期間に支払われた賞与に係る記録が、厚生年金保険の記録に入っていない。

厚生年金保険料は控除されているので、厚生年金保険の記録を正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保有していた賞与台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する額の標準賞与額（①の期間は56万円、②の期間は5万円、③の期間は52万3,000円、④の期間は57万5,000円、⑤の期間は6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額決定し、これに基づく記録の訂正及

び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料の額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、賞与台帳の保険料控除額から、①の期間は54万5,000円、②の期間は5万円、③の期間は52万3,000円、④の期間は57万5,000円、⑤の期間は6,000円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（①平成 16 年 12 月 10 日は 48 万円、②17 年 3 月 18 日は 4 万 4,000 円、③17 年 7 月 11 日は 46 万 2,000 円、④17 年 12 月 9 日は 50 万 8,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、①の期間は 48 万円、②の期間は 4 万 4,000 円、③の期間は 46 万 2,000 円、④の期間は 50 万 8,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 12 月 10 日 (冬期一時金)
② 平成 17 年 3 月 18 日 (年度末一時金)
③ 平成 17 年 7 月 11 日 (夏期一時金)
④ 平成 17 年 12 月 9 日 (冬期一時金)

平成 16 年 12 月から 17 年 12 月までの申立期間に支払われた賞与に係る記録が、厚生年金保険の記録に入っていない。

厚生年金保険料は控除されているので、厚生年金保険の記録を正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保有していた賞与台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する額の標準賞与額（①の期間は 49 万 3,000 円、②の期間は 4 万 4,000 円、③の期間は 46 万 2,000 円、④の期間は 50 万 8,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額決定し、これに基づく記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料の

額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、賞与台帳の保険料控除額から、①の期間は48万円、②の期間は4万4,000円、③の期間は46万2,000円、④の期間は50万8,000円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、その主張する標準賞与額（①平成16年12月10日は32万3,000円、②17年3月18日は2万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、①の期間は32万3,000円、②の期間は2万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月10日（冬期一時金）
② 平成17年3月18日（年度末一時金）
③ 平成17年7月11日（夏期一時金）

平成16年12月から17年7月までの申立期間に支払われた賞与に係る記録が、厚生年金保険の記録に入っていない。

厚生年金保険料は控除されているので、厚生年金保険の記録を正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保有していた賞与台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する額の標準賞与額（①の期間は33万2,000円、②の期間は2万2,000円、③の期間は15万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

しかしながら、厚生年金保険法第81条の規定により、「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」となっており、申立人は、平成17年7月1日に厚生年金保険を資格喪失しており、申立期間③に係る保険料は徴収しないこととなるので、申立期間③についての記録の訂正を行うことは出来ない。

また、標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額決定し、これに基づく記録の訂正及

び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料の額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、賞与台帳の保険料控除額から、①の期間は32万3,000円、②の期間は2万2,000円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（①平成 16 年 12 月 10 日は 48 万円、②17 年 3 月 18 日は 4 万 4,000 円、③17 年 7 月 11 日は 46 万 2,000 円、④17 年 12 月 9 日は 50 万 8,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、①の期間は 48 万円、②の期間は 4 万 4,000 円、③の期間は 46 万 2,000 円、④の期間は 50 万 8,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 12 月 10 日 (冬期一時金)
② 平成 17 年 3 月 18 日 (年度末一時金)
③ 平成 17 年 7 月 11 日 (夏期一時金)
④ 平成 17 年 12 月 9 日 (冬期一時金)

平成 16 年 12 月から 17 年 12 月までの申立期間に支払われた賞与に係る記録が、厚生年金保険の記録に入っていない。

厚生年金保険料は控除されているので、厚生年金保険の記録を正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保有していた賞与台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する額の標準賞与額（①の期間は 49 万 3,000 円、②の期間は 4 万 4,000 円、③の期間は 46 万 2,000 円、④の期間は 50 万 8,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額決定し、これに基づく記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料の

額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、賞与台帳の保険料控除額から、①の期間は48万円、②の期間は4万4,000円、③の期間は46万2,000円、④の期間は50万8,000円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（①平成16年12月10日は74万4,000円、②17年3月18日は6万9,000円、③17年7月11日は70万7,000円、④17年12月9日は77万8,000円、⑤18年3月24日は3万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、①の期間は74万4,000円、②の期間は6万9,000円、③の期間は70万7,000円、④の期間は77万8,000円、⑤の期間は3万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成16年12月10日（冬期一時金）
②平成17年3月18日（年度末一時金）
③平成17年7月11日（夏期一時金）
④平成17年12月9日（冬期一時金）
⑤平成18年3月24日（年度末一時金）

平成16年12月から18年3月までの申立期間に支払われた賞与に係る記録が、厚生年金保険の記録に入っていない。

厚生年金保険料は控除されているので、厚生年金保険の記録を正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保有していた賞与台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する額の標準賞与額（①の期間は76万4,000円、②の期間は6万9,000円、③の期間は70万7,000円、④の期間は77万8,000円、⑤の期間は3万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の

特例等に関する法律に基づき、標準賞与額決定し、これに基づく記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料の額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、賞与台帳の保険料控除額から、①の期間は74万4,000円、②の期間は6万9,000円、③の期間は70万7,000円、④の期間は77万8,000円、⑤の期間は3万4,000円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（①平成16年12月10日は46万円、②17年3月18日は4万3,000円、③17年7月11日は44万4,000円、④17年12月9日は48万8,000円、⑤18年3月24日は4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、①の期間は46万円、②の期間は4万3,000円、③の期間は44万4,000円、④の期間は48万8,000円、⑤の期間は4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成16年12月10日（冬期一時金）
②平成17年3月18日（年度末一時金）
③平成17年7月11日（夏期一時金）
④平成17年12月9日（冬期一時金）
⑤平成18年3月24日（年度末一時金）

平成16年12月から18年3月までの申立期間に支払われた賞与に係る記録が、厚生年金保険の記録に入っていない。

厚生年金保険料は控除されているので、厚生年金保険の記録を正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保有していた賞与台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する額の標準賞与額（①の期間は47万3,000円、②の期間は4万3,000円、③の期間は44万4,000円、④の期間は48万8,000円、⑤の期間は4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の

特例等に関する法律に基づき、標準賞与額決定し、これに基づく記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料の額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、賞与台帳の保険料控除額から、①の期間は46万円、②の期間は4万3,000円、③の期間は44万4,000円、④の期間は48万8,000円、⑤の期間は4,000円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（①平成16年12月10日は36万2,000円、②17年3月18日は2万5,000円、③17年7月11日は25万3,000円、④17年12月9日は57万7,000円、⑤18年3月24日は4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、①の期間は36万2,000円、②の期間は2万5,000円、③の期間は25万3,000円、④の期間は57万7,000円、⑤の期間は4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成16年12月10日（冬期一時金）
②平成17年3月18日（年度末一時金）
③平成17年7月11日（夏期一時金）
④平成17年12月9日（冬期一時金）
⑤平成18年3月24日（年度末一時金）

平成16年12月から18年3月までの申立期間に支払われた賞与に係る記録が、厚生年金保険の記録に入っていない。

厚生年金保険料は控除されているので、厚生年金保険の記録を正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保有していた賞与台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する額の標準賞与額（①の期間は37万2,000円、②の期間は2万5,000円、③の期間は25万3,000円、④の期間は57万7,000円、⑤の期間は4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の

特例等に関する法律に基づき、標準賞与額決定し、これに基づく記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料の額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、賞与台帳の保険料控除額から、①の期間は36万2,000円、②の期間は2万5,000円、③の期間は25万3,000円、④の期間は57万7,000円、⑤の期間は4,000円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（①平成16年12月10日は47万1,000円、②17年3月18日は4万4,000円、③17年7月11日は44万円、④17年12月9日は50万3,000円、⑤18年3月24日は1万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、①の期間は47万1,000円、②の期間は4万4,000円、③の期間は44万円、④の期間は50万3,000円、⑤の期間は1万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成16年12月10日（冬期一時金）
②平成17年3月18日（年度末一時金）
③平成17年7月11日（夏期一時金）
④平成17年12月9日（冬期一時金）
⑤平成18年3月24日（年度末一時金）

平成16年12月から18年3月までの申立期間に支払われた賞与に係る記録が、厚生年金保険の記録に入っていない。

厚生年金保険料は控除されているので、厚生年金保険の記録を正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保有していた賞与台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する額の標準賞与額（①の期間は48万4,000円、②の期間は4万4,000円、③の期間は44万円、④の期間は50万3,000円、⑤の期間は1万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の

特例等に関する法律に基づき、標準賞与額決定し、これに基づく記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料の額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、賞与台帳の保険料控除額から、①の期間は47万1,000円、②の期間は4万4,000円、③の期間は44万円、④の期間は50万3,000円、⑤の期間は1万2,000円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（①平成16年12月10日は46万円、②17年3月18日は4万3,000円、③17年7月11日は42万6,000円、④17年12月9日は48万8,000円、⑤18年3月24日は1万1,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、①の期間は46万円、②の期間は4万3,000円、③の期間は42万6,000円、④の期間は48万8,000円、⑤の期間は1万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成16年12月10日（冬期一時金）
②平成17年3月18日（年度末一時金）
③平成17年7月11日（夏期一時金）
④平成17年12月9日（冬期一時金）
⑤平成18年3月24日（年度末一時金）

平成16年12月から18年3月までの申立期間に支払われた賞与に係る記録が、厚生年金保険の記録に入っていない。

厚生年金保険料は控除されているので、厚生年金保険の記録を正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保有していた賞与台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する額の標準賞与額（①の期間は47万3,000円、②の期間は4万3,000円、③の期間は42万6,000円、④の期間は48万8,000円、⑤の期間は1万1,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の

特例等に関する法律に基づき、標準賞与額決定し、これに基づく記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料の額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、賞与台帳の保険料控除額から、①の期間は46万円、②の期間は4万3,000円、③の期間は42万6,000円、④の期間は48万8,000円、⑤の期間は1万1,000円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（①平成16年12月10日は42万2,000円、②17年3月18日は4万1,000円、③17年7月11日は40万8,000円、④17年12月9日は44万9,000円、⑤18年3月24日は2万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、①の期間は42万2,000円、②の期間は4万1,000円、③の期間は40万8,000円、④の期間は44万9,000円、⑤の期間は2万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成16年12月10日（冬期一時金）
②平成17年3月18日（年度末一時金）
③平成17年7月11日（夏期一時金）
④平成17年12月9日（冬期一時金）
⑤平成18年3月24日（年度末一時金）

平成16年12月から18年3月までの申立期間に支払われた賞与に係る記録が、厚生年金保険の記録に入っていない。

厚生年金保険料は控除されているので、厚生年金保険の記録を正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保有していた賞与台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する額の標準賞与額（①の期間は43万4,000円、②の期間は4万1,000円、③の期間は40万8,000円、④の期間は44万9,000円、⑤の期間は2万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の

特例等に関する法律に基づき、標準賞与額決定し、これに基づく記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料の額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、賞与台帳の保険料控除額から、①の期間は42万2,000円、②の期間は4万1,000円、③の期間は40万8,000円、④の期間は44万9,000円、⑤の期間は2万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（①平成16年12月10日は44万1,000円、②17年3月18日は4万1,000円、③17年7月11日は40万7,000円、④17年12月9日は46万2,000円、⑤18年3月24日は1万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、①の期間は44万1,000円、②の期間は4万1,000円、③の期間は40万7,000円、④の期間は46万2,000円、⑤の期間は1万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ①平成16年12月10日（冬期一時金）
②平成17年3月18日（年度末一時金）
③平成17年7月11日（夏期一時金）
④平成17年12月9日（冬期一時金）
⑤平成18年3月24日（年度末一時金）

平成16年12月から18年3月までの申立期間に支払われた賞与に係る記録が、厚生年金保険の記録に入っていない。

厚生年金保険料は控除されているので、厚生年金保険の記録を正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保有していた賞与台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する額の標準賞与額（①の期間は45万3,000円、②の期間は4万1,000円、③の期間は40万7,000円、④の期間は46万2,000円、⑤の期間は1万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の

特例等に関する法律に基づき、標準賞与額決定し、これに基づく記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料の額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、賞与台帳の保険料控除額から、①の期間は44万1,000円、②の期間は4万1,000円、③の期間は40万7,000円、④の期間は46万2,000円、⑤の期間は1万5,000円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（①平成16年12月10日は39万7,000円、②17年3月18日は3万7,000円、③17年7月11日は38万3,000円、④17年12月9日は42万1,000円、⑤18年3月24日は3万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、①の期間は39万7,000円、②の期間は3万7,000円、③の期間は38万3,000円、④の期間は42万1,000円、⑤の期間は3万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成16年12月10日（冬期一時金）
②平成17年3月18日（年度末一時金）
③平成17年7月11日（夏期一時金）
④平成17年12月9日（冬期一時金）
⑤平成18年3月24日（年度末一時金）

平成16年12月から18年3月までの申立期間に支払われた賞与に係る記録が、厚生年金保険の記録に入っていない。

厚生年金保険料は控除されているので、厚生年金保険の記録を正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保有していた賞与台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する額の標準賞与額（①の期間は40万8,000円、②の期間は3万7,000円、③の期間は38万3,000円、④の期間は42万1,000円、⑤の期間は3万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の

特例等に関する法律に基づき、標準賞与額決定し、これに基づく記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料の額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、賞与台帳の保険料控除額から、①の期間は39万7,000円、②の期間は3万7,000円、③の期間は38万3,000円、④の期間は42万1,000円、⑤の期間は3万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（①平成 16 年 12 月 10 日は 42 万 8,000 円、②17 年 3 月 18 日は 4 万円、③17 年 7 月 11 日は 40 万 4,000 円、④17 年 12 月 9 日は 46 万 4,000 円、⑤18 年 3 月 24 日は 2 万 3,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、①の期間は 42 万 8,000 円、②の期間は 4 万円、③の期間は 40 万 4,000 円、④の期間は 46 万 4,000 円、⑤の期間は 2 万 3,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 12 月 10 日 (冬期一時金)
② 平成 17 年 3 月 18 日 (年度末一時金)
③ 平成 17 年 7 月 11 日 (夏期一時金)
④ 平成 17 年 12 月 9 日 (冬期一時金)
⑤ 平成 18 年 3 月 24 日 (年度末一時金)

平成 16 年 12 月から 18 年 3 月までの申立期間に支払われた賞与に係る記録が、厚生年金保険の記録に入っていない。

厚生年金保険料は控除されているので、厚生年金保険の記録を正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保有していた賞与台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する額の標準賞与額（①の期間は 44 万円、②の期間は 4 万円、③の期間は 40 万 4,000 円、④の期間は 46 万 4,000 円、⑤の期間は 2 万 3,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額決定し、これに基づく記録の訂正及

び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料の額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、賞与台帳の保険料控除額から、①の期間は42万8,000円、②の期間は4万円、③の期間は40万4,000円、④の期間は46万4,000円、⑤の期間は2万3,000円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（①平成16年12月10日は43万5,000円、②17年3月18日は4万円、③17年7月11日は40万2,000円、④17年12月9日は46万2,000円、⑤18年3月24日は2万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、①の期間は43万5,000円、②の期間は4万円、③の期間は40万2,000円、④の期間は46万2,000円、⑤の期間は2万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成16年12月10日（冬期一時金）
②平成17年3月18日（年度末一時金）
③平成17年7月11日（夏期一時金）
④平成17年12月9日（冬期一時金）
⑤平成18年3月24日（年度末一時金）

平成16年12月から18年3月までの申立期間に支払われた賞与に係る記録が、厚生年金保険の記録に入っていない。

厚生年金保険料は控除されているので、厚生年金保険の記録を正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保有していた賞与台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する額の標準賞与額（①の期間は44万7,000円、②の期間は4万円、③の期間は40万2,000円、④の期間は46万2,000円、⑤の期間は2万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の

特例等に関する法律に基づき、標準賞与額決定し、これに基づく記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料の額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、賞与台帳の保険料控除額から、①の期間は43万5,000円、②の期間は4万円、③の期間は40万2,000円、④の期間は46万2,000円、⑤の期間は2万5,000円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（①平成16年12月10日は40万4,000円、②17年3月18日は3万7,000円、③17年7月11日は39万円、④17年12月9日は42万9,000円、⑤18年3月24日は2万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、①の期間は40万4,000円、②の期間は3万7,000円、③の期間は39万円、④の期間は42万9,000円、⑤の期間は2万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成16年12月10日（冬期一時金）
②平成17年3月18日（年度末一時金）
③平成17年7月11日（夏期一時金）
④平成17年12月9日（冬期一時金）
⑤平成18年3月24日（年度末一時金）

平成16年12月から18年3月までの申立期間に支払われた賞与に係る記録が、厚生年金保険の記録に入っていない。

厚生年金保険料は控除されているので、厚生年金保険の記録を正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保有していた賞与台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する額の標準賞与額（①の期間は41万5,000円、②の期間は3万7,000円、③の期間は39万円、④の期間は42万9,000円、⑤の期間は2万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の

特例等に関する法律に基づき、標準賞与額決定し、これに基づく記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料の額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、賞与台帳の保険料控除額から、①の期間は40万4,000円、②の期間は3万7,000円、③の期間は39万円、④の期間は42万9,000円、⑤の期間は2万5,000円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（①平成16年12月10日は38万6,000円、②17年3月18日は3万6,000円、③17年7月11日は37万3,000円、④17年12月9日は41万円、⑤18年3月24日は2万9,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、①の期間は38万6,000円、②の期間は3万6,000円、③の期間は37万3,000円、④の期間は41万円、⑤の期間は2万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成16年12月10日（冬期一時金）
②平成17年3月18日（年度末一時金）
③平成17年7月11日（夏期一時金）
④平成17年12月9日（冬期一時金）
⑤平成18年3月24日（年度末一時金）

平成16年12月から18年3月までの申立期間に支払われた賞与に係る記録が、厚生年金保険の記録に入っていない。

厚生年金保険料は控除されているので、厚生年金保険の記録を正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保有していた賞与台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する額の標準賞与額（①の期間は39万7,000円、②の期間は3万6,000円、③の期間は37万3,000円、④の期間は41万円、⑤の期間は2万9,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の

特例等に関する法律に基づき、標準賞与額決定し、これに基づく記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料の額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、賞与台帳の保険料控除額から、①の期間は38万6,000円、②の期間は3万6,000円、③の期間は37万3,000円、④の期間は41万円、⑤の期間は2万9,000円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（①平成16年12月10日は42万2,000円、②17年3月18日は3万9,000円、③17年7月11日は40万8,000円、④17年12月9日は44万9,000円、⑤18年3月24日は1万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、①の期間は42万2,000円、②の期間は3万9,000円、③の期間は40万8,000円、④の期間は44万9,000円、⑤の期間は1万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成16年12月10日（冬期一時金）
②平成17年3月18日（年度末一時金）
③平成17年7月11日（夏期一時金）
④平成17年12月9日（冬期一時金）
⑤平成18年3月24日（年度末一時金）

平成16年12月から18年3月までの申立期間に支払われた賞与に係る記録が、厚生年金保険の記録に入っていない。

厚生年金保険料は控除されているので、厚生年金保険の記録を正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保有していた賞与台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する額の標準賞与額（①の期間は43万4,000円、②の期間は3万9,000円、③の期間は40万8,000円、④の期間は44万9,000円、⑤の期間は1万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の

特例等に関する法律に基づき、標準賞与額決定し、これに基づく記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料の額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、賞与台帳の保険料控除額から、①の期間は42万2,000円、②の期間は3万9,000円、③の期間は40万8,000円、④の期間は44万9,000円、⑤の期間は1万8,000円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（①平成16年12月10日は35万9,000円、②17年3月18日は3万3,000円、③17年7月11日は33万2,000円、④17年12月9日は37万7,000円、⑤18年3月24日は3万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、①の期間は35万9,000円、②の期間は3万3,000円、③の期間は33万2,000円、④の期間は37万7,000円、⑤の期間は3万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成16年12月10日（冬期一時金）
②平成17年3月18日（年度末一時金）
③平成17年7月11日（夏期一時金）
④平成17年12月9日（冬期一時金）
⑤平成18年3月24日（年度末一時金）

平成16年12月から18年3月までの申立期間に支払われた賞与に係る記録が、厚生年金保険の記録に入っていない。

厚生年金保険料は控除されているので、厚生年金保険の記録を正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保有していた賞与台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する額の標準賞与額（①の期間は36万9,000円、②の期間は3万3,000円、③の期間は33万2,000円、④の期間は37万7,000円、⑤の期間は3万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の

特例等に関する法律に基づき、標準賞与額決定し、これに基づく記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料の額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、賞与台帳の保険料控除額から、①の期間は35万9,000円、②の期間は3万3,000円、③の期間は33万2,000円、④の期間は37万7,000円、⑤の期間は3万4,000円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（①平成16年12月10日は35万9,000円、②17年3月18日は3万3,000円、③17年7月11日は33万2,000円、④17年12月9日は37万7,000円、⑤18年3月24日は3万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、①の期間は35万9,000円、②の期間は3万3,000円、③の期間は33万2,000円、④の期間は37万7,000円、⑤の期間は3万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成16年12月10日（冬期一時金）
②平成17年3月18日（年度末一時金）
③平成17年7月11日（夏期一時金）
④平成17年12月9日（冬期一時金）
⑤平成18年3月24日（年度末一時金）

平成16年12月から18年3月までの申立期間に支払われた賞与に係る記録が、厚生年金保険の記録に入っていない。

厚生年金保険料は控除されているので、厚生年金保険の記録を正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保有していた賞与台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する額の標準賞与額（①の期間は36万9,000円、②の期間は3万3,000円、③の期間は33万2,000円、④の期間は37万7,000円、⑤の期間は3万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の

特例等に関する法律に基づき、標準賞与額決定し、これに基づく記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料の額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、賞与台帳の保険料控除額から、①の期間は35万9,000円、②の期間は3万3,000円、③の期間は33万2,000円、④の期間は37万7,000円、⑤の期間は3万4,000円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（①平成16年12月10日は35万9,000円、②17年3月18日は3万3,000円、③17年7月11日は33万2,000円、④17年12月9日は37万7,000円、⑤18年3月24日は3万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、①の期間は35万9,000円、②の期間は3万3,000円、③の期間は33万2,000円、④の期間は37万7,000円、⑤の期間は3万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成16年12月10日（冬期一時金）
②平成17年3月18日（年度末一時金）
③平成17年7月11日（夏期一時金）
④平成17年12月9日（冬期一時金）
⑤平成18年3月24日（年度末一時金）

平成16年12月から18年3月までの申立期間に支払われた賞与に係る記録が、厚生年金保険の記録に入っていない。

厚生年金保険料は控除されているので、厚生年金保険の記録を正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保有していた賞与台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する額の標準賞与額（①の期間は36万9,000円、②の期間は3万3,000円、③の期間は33万2,000円、④の期間は37万7,000円、⑤の期間は3万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の

特例等に関する法律に基づき、標準賞与額決定し、これに基づく記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料の額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、賞与台帳の保険料控除額から、①の期間は35万9,000円、②の期間は3万3,000円、③の期間は33万2,000円、④の期間は37万7,000円、⑤の期間は3万4,000円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（①平成16年12月10日は17万9,000円、②17年3月18日は3万3,000円、③17年7月11日は33万2,000円、④17年12月9日は37万7,000円、⑤18年3月24日は3万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、①の期間は17万9,000円、②の期間は3万3,000円、③の期間は33万2,000円、④の期間は37万7,000円、⑤の期間は3万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和53年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ①平成16年12月10日（冬期一時金）
②平成17年3月18日（年度末一時金）
③平成17年7月11日（夏期一時金）
④平成17年12月9日（冬期一時金）
⑤平成18年3月24日（年度末一時金）

平成16年12月から平成18年3月までの申立期間に支払われた賞与に係る記録が、厚生年金保険の記録に入っていない。

厚生年金保険料は控除されているので、厚生年金保険の記録を正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保有していた賞与台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する額の標準賞与額（①の期間は18万4,000円、②の期間は3万3,000円、③の期間は33万2,000円、④の期間は37万7,000円、⑤の期間は3万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の

特例等に関する法律に基づき、標準賞与額決定し、これに基づく記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料の額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、賞与台帳の保険料控除額から、①の期間は17万9,000円、②の期間は3万3,000円、③の期間は33万2,000円、④の期間は37万7,000円、⑤の期間は3万4,000円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（①平成 17 年 12 月 9 日は 19 万 5,000 円、②18 年 3 月 24 日は 4 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、①の期間は 19 万 5,000 円、②の期間は 4 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 12 月 9 日（冬期一時金）
② 平成 18 年 3 月 24 日（年度末一時金）

平成 17 年 12 月から 18 年 3 月までの申立期間に支払われた賞与に係る記録が、厚生年金保険の記録に入っていない。

厚生年金保険料は控除されているので、厚生年金保険の記録を正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保有していた賞与台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する額の標準賞与額（①の期間は 19 万 5,000 円、②の期間は 4 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額決定し、これに基づく記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料の額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、賞与台帳の保険料控除額から、①の期間は 19 万 5,000 円、②の期間は 4 万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（別添一覧表参照）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、（別添一覧表参照）に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：	} 別添一覧表参照
基礎年金番号：	
生年月日：	
住所：	

2 申立内容の要旨

申立期間： （別添一覧表参照）

申立期間に支払われた賞与に係る記録が、厚生年金保険の記録に入っていない。

厚生年金保険料は控除されているので、厚生年金保険の記録を正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保有していた賃金台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する額の標準賞与額（別添一覧表参照）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

（注）同一事業主に係る同種の案件 168 件（別添一覧表参照）

事案番号	1 申立人の氏名等				(申立期間) 納付記録の訂正が必要な期間								
					平成16年5月25日	平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年3月31日	平成17年5月25日	平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年3月31日	平成18年5月25日
	氏名(性別)	基礎年金番号	生年月日(生年)	住所	標準賞与額	標準賞与額	標準賞与額	標準賞与額	標準賞与額	標準賞与額	標準賞与額	標準賞与額	標準賞与額
大阪事案2842	男		昭和27年 生		*	789,000	792,000	117,000	*	798,000	818,000	168,000	*
大阪事案2843	男		昭和22年 生		*	756,000	759,000	112,000	*	747,000	709,000	158,000	*
大阪事案2844	男		昭和25年 生		*	789,000	792,000	117,000	*	798,000	818,000	168,000	*
大阪事案2845	男		昭和25年 生		*	1,074,000	1,083,000	124,000	*	907,000	929,000	178,000	*
大阪事案2846	男		昭和21年 生		*	624,000	627,000	99,000	*	617,000	634,000	141,000	*
大阪事案2847	男		昭和22年 生		*	642,000	702,000	112,000	*	691,000	709,000	158,000	*
大阪事案2848	男		昭和23年 生		*	730,000	702,000	112,000	*	707,000	725,000	161,000	*
大阪事案2849	男		昭和27年 生		*	789,000	733,000	117,000	*	738,000	757,000	168,000	*
大阪事案2850	男		昭和25年 生		*	789,000	733,000	117,000	*	738,000	818,000	168,000	*
大阪事案2851	男		昭和18年 生		*	1,450,000	1,398,000	202,000	*	1,408,000	1,408,000	292,000	*
大阪事案2852	男		昭和27年 生		*	789,000	733,000	117,000	*	738,000	818,000	168,000	*
大阪事案2853	男		昭和23年 生		*	746,000	785,000	125,000	*	727,000	811,000	187,000	*
大阪事案2854	男		昭和25年 生		*	994,000	1,038,000	146,000	*	1,000,000	1,024,000	211,000	*
大阪事案2855	男		昭和28年 生		*	789,000	792,000	117,000	*	821,000	864,000	211,000	*
大阪事案2856	男		昭和26年 生		*	789,000	733,000	117,000	*	798,000	818,000	168,000	*
大阪事案2857	男		昭和28年 生		*	691,000	685,000	100,000	*	701,000	719,000	148,000	*
大阪事案2858	男		昭和21年 生		*	836,000	728,000	116,000	*	734,000	751,000	168,000	*
大阪事案2859	男		昭和22年 生		*	699,000	702,000	112,000	*	691,000	709,000	158,000	*
大阪事案2860	男		昭和25年 生		*	1,062,000	953,000	124,000	*	844,000	1,024,000	211,000	*
大阪事案2861	男		昭和28年 生		*	717,000	712,000	104,000	*	723,000	741,000	152,000	*
大阪事案2862	男		昭和31年 生		*	789,000	792,000	117,000	*	858,000	757,000	168,000	*
大阪事案2863	男		昭和32年 生		*	789,000	817,000	131,000	*	899,000	990,000	190,000	*
大阪事案2864	男		昭和34年 生		*	888,000	892,000	131,000	*	966,000	990,000	190,000	*
大阪事案2865	男		昭和34年 生		*	848,000	792,000	117,000	*	798,000	818,000	168,000	*
大阪事案2866	男		昭和30年 生		*	1,062,000	991,000	146,000	*	1,075,000	1,024,000	211,000	*
大阪事案2867	男		昭和35年 生		*	782,000	892,000	131,000	*	832,000	852,000	190,000	*
大阪事案2868	男		昭和35年 生		*	784,000	792,000	117,000	*	798,000	818,000	168,000	*
大阪事案2869	男		昭和36年 生		*	631,000	642,000	94,000	*	773,000	921,000	190,000	*

事案番号	1 申立人の氏名等				(申立期間) 納付記録の訂正が必要な期間								
					平成16年5月25日	平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年3月31日	平成17年5月25日	平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年3月31日	平成18年5月25日
	氏名 (性別)	基礎年金番号	生年月日 (生年)	住所	標準賞与額	標準賞与額	標準賞与額	標準賞与額	標準賞与額	標準賞与額	標準賞与額	標準賞与額	標準賞与額
大阪事案2870	男		昭和37年 生		*	578,000	542,000	85,000	*	550,000	603,000	124,000	*
大阪事案2871	男		昭和41年 生		*	666,000	618,000	91,000	*	635,000	708,000	135,000	*
大阪事案2872	男		昭和42年 生		*	518,000	482,000	76,000	*	534,000	548,000	113,000	*
大阪事案2873	男		昭和42年 生		*	613,000	616,000	90,000	*	682,000	648,000	133,000	*
大阪事案2874	男		昭和43年 生		*	713,000	702,000	91,000	*	643,000	659,000	135,000	*
大阪事案2875	男		昭和45年 生		*	485,000	487,000	66,000	*	551,000	525,000	106,000	*
大阪事案2876	男		昭和45年 生		*	552,000	549,000	75,000	*	525,000	538,000	110,000	*
大阪事案2877	男		昭和46年 生		*	453,000	455,000	67,000	*	478,000	502,000	103,000	*
大阪事案2878	男		昭和46年 生		*	422,000	396,000	64,000	*	405,000	455,000	93,000	*
大阪事案2879	男		昭和46年 生		*	478,000	480,000	70,000	*	494,000	506,000	104,000	*
大阪事案2880	男		昭和46年 生		*	470,000	483,000	71,000	*	536,000	509,000	105,000	*
大阪事案2881	男		昭和47年 生		*	463,000	480,000	70,000	*	533,000	545,000	104,000	*
大阪事案2882	男		昭和45年 生		*	439,000	441,000	65,000	*	454,000	466,000	96,000	*
大阪事案2883	男		昭和47年 生		*	399,000	401,000	59,000	*	424,000	445,000	91,000	*
大阪事案2884	男		昭和49年 生		*	376,000	346,000	55,000	*	358,000	367,000	82,000	*
大阪事案2885	男		昭和49年 生		*	441,000	442,000	65,000	*	468,000	493,000	101,000	*
大阪事案2886	男		昭和49年 生		*	376,000	315,000	55,000	*	386,000	332,000	81,000	*
大阪事案2887	男		昭和48年 生		*	393,000	395,000	59,000	*	463,000	485,000	100,000	*
大阪事案2888	男		昭和48年 生		*	420,000	429,000	63,000	*	454,000	478,000	98,000	*
大阪事案2889	男		昭和48年 生		*	451,000	422,000	62,000	*	452,000	478,000	98,000	*
大阪事案2890	男		昭和50年 生		*	361,000	375,000	55,000	*	384,000	393,000	81,000	*
大阪事案2891	男		昭和49年 生		*	427,000	412,000	60,000	*	387,000	397,000	81,000	*
大阪事案2892	男		昭和50年 生		*	355,000	368,000	54,000	*	380,000	390,000	80,000	*
大阪事案2893	男		昭和50年 生		*	354,000	368,000	54,000	*	380,000	390,000	80,000	*
大阪事案2894	男		昭和50年 生		*	348,000	362,000	53,000	*	374,000	383,000	79,000	*
大阪事案2895	男		昭和50年 生		*	319,000	331,000	53,000	*	374,000	383,000	79,000	*
大阪事案2896	男		昭和50年 生		*	391,000	406,000	59,000	*	419,000	429,000	90,000	*
大阪事案2897	男		昭和50年 生		*	363,000	365,000	53,000	*	377,000	387,000	79,000	*

事案番号	1 申立人の氏名等				(申立期間) 納付記録の訂正が必要な期間								
					平成16年5月25日	平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年3月31日	平成17年5月25日	平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年3月31日	平成18年5月25日
	氏名 (性別)	基礎年金番号	生年月日 (生年)	住所	標準賞与額	標準賞与額	標準賞与額	標準賞与額	標準賞与額	標準賞与額	標準賞与額	標準賞与額	標準賞与額
大阪事案2898	男		昭和52年 生		*	333,000	335,000	54,000	*	389,000	406,000	83,000	*
大阪事案2899	男		昭和52年 生		*	410,000	385,000	56,000	*	402,000	367,000	75,000	*
大阪事案2900	男		昭和52年 生		*	328,000	330,000	48,000	*	356,000	374,000	77,000	*
大阪事案2901	男		昭和48年 生		*	413,000	446,000	61,000	*	431,000	474,000	91,000	*
大阪事案2902	男		昭和54年 生		*	320,000	295,000	47,000	*	331,000	339,000	69,000	*
大阪事案2903	男		昭和54年 生		*	323,000	325,000	47,000	*	360,000	342,000	70,000	*
大阪事案2904	男		昭和56年 生		*	313,000	314,000	46,000	*	324,000	332,000	68,000	*
大阪事案2905	男		昭和55年 生		*	339,000	314,000	46,000	*	324,000	332,000	68,000	*
大阪事案2906	男		昭和55年 生		*	313,000	314,000	46,000	*	324,000	332,000	68,000	*
大阪事案2907	男		昭和56年 生		*	294,000	282,000	45,000	*	291,000	299,000	67,000	*
大阪事案2908	男		昭和26年 生		*	955,000	892,000	131,000	*	899,000	921,000	190,000	*
大阪事案2909	男		昭和30年 生		*	634,000	628,000	92,000	*	638,000	713,000	135,000	*
大阪事案2910	男		昭和37年 生		*	711,000	664,000	97,000	*	736,000	818,000	168,000	*
大阪事案2911	男		昭和46年 生		*	520,000	522,000	71,000	*	497,000	552,000	107,000	*
大阪事案2912	男		昭和50年 生		*	425,000	458,000	62,000	*	454,000	480,000	99,000	*
大阪事案2913	男		昭和48年 生		*	414,000	384,000	56,000	*	412,000	438,000	90,000	*
大阪事案2914	男		昭和50年 生		*	363,000	365,000	53,000	*	381,000	429,000	88,000	*
大阪事案2915	女		昭和49年 生		*	319,000	321,000	51,000	*	331,000	340,000	75,000	*
大阪事案2916	女		昭和40年 生		*	365,000	345,000	54,000	*	361,000	374,000	82,000	*
大阪事案2917	男		昭和24年 生		*	1,201,000	1,210,000	178,000	*	1,162,000	1,108,000	228,000	*
大阪事案2918	男		昭和57年 生		*	70,000	224,000	33,000	*	260,000	288,000	59,000	*
大阪事案2919	女		昭和59年 生		*	70,000	202,000	32,000	*	231,000	257,000	57,000	*
大阪事案2920	男		昭和22年 生		*	1,356,000	1,450,000	205,000	*	1,460,000	1,460,000	297,000	*
大阪事案2921	男		昭和23年 生		*	*	*	*	*	362,000	609,000	136,000	*
大阪事案2922	男		昭和22年 生		*	*	*	*	*	371,000	521,000	117,000	*
大阪事案2923	男		昭和27年 生		*	*	*	*	*	599,000	990,000	190,000	*
大阪事案2924	男		昭和22年 生		*	*	*	*	*	1,410,000	1,460,000	297,000	*
大阪事案2925	男		昭和22年 生		*	*	*	*	*	498,000	766,000	158,000	*

事案番号	1 申立人の氏名等				(申立期間) 納付記録の訂正が必要な期間									
					平成16年5月25日	平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年3月31日	平成17年5月25日	平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年3月31日	平成18年5月25日	
	氏名 (性別)	基礎年金番号	生年月日 (生年)	住所	標準賞与額	標準賞与額	標準賞与額	標準賞与額	標準賞与額	標準賞与額	標準賞与額	標準賞与額	標準賞与額	標準賞与額
大阪事案2926	男		昭和22年 生		*	*	*	*	*	*	325,000	501,000	113,000	*
大阪事案2927	男		昭和28年 生		*	*	*	*	*	*	599,000	921,000	168,000	*
大阪事案2928	男		昭和25年 生		*	*	*	*	*	*	656,000	1,127,000	243,000	*
大阪事案2929	男		昭和24年 生		*	*	*	*	*	*	472,000	783,000	150,000	*
大阪事案2930	男		昭和30年 生		*	*	*	*	*	*	599,000	921,000	190,000	*
大阪事案2931	男		昭和24年 生		*	*	*	*	*	*	546,000	783,000	151,000	*
大阪事案2932	男		昭和27年 生		*	*	*	*	*	*	348,000	497,000	110,000	*
大阪事案2933	男		昭和22年 生		*	*	*	*	*	*	461,000	766,000	158,000	*
大阪事案2934	男		昭和35年 生		*	*	*	*	*	*	308,000	474,000	97,000	*
大阪事案2935	男		昭和33年 生		*	*	*	*	*	*	338,000	520,000	107,000	*
大阪事案2936	男		昭和24年 生		*	*	*	*	*	*	427,000	657,000	135,000	*
大阪事案2937	男		昭和25年 生		*	*	*	*	*	*	514,000	790,000	151,000	*
大阪事案2938	男		昭和24年 生		*	*	*	*	*	*	430,000	661,000	136,000	*
大阪事案2939	男		昭和37年 生		*	*	*	*	*	*	465,000	673,000	128,000	*
大阪事案2940	男		昭和35年 生		*	*	*	*	*	*	386,000	646,000	133,000	*
大阪事案2941	男		昭和38年 生		*	*	*	*	*	*	424,000	662,000	134,000	*
大阪事案2942	男		昭和40年 生		*	*	*	*	*	*	452,000	756,000	143,000	*
大阪事案2943	男		昭和40年 生		*	*	*	*	*	*	305,000	503,000	103,000	*
大阪事案2944	男		昭和43年 生		*	*	*	*	*	*	368,000	618,000	117,000	*
大阪事案2945	男		昭和23年 生		*	*	*	*	*	*	445,000	633,000	130,000	*
大阪事案2946	男		昭和43年 生		*	*	*	*	*	*	382,000	589,000	131,000	*
大阪事案2947	男		昭和45年 生		*	*	*	*	*	*	364,000	570,000	117,000	*
大阪事案2948	男		昭和44年 生		*	*	*	*	*	*	335,000	595,000	122,000	*
大阪事案2949	男		昭和33年 生		*	*	*	*	*	*	393,000	613,000	124,000	*
大阪事案2950	男		昭和25年 生		*	*	*	*	*	*	424,000	653,000	145,000	*
大阪事案2951	男		昭和44年 生		*	*	*	*	*	*	259,000	407,000	90,000	*
大阪事案2952	男		昭和43年 生		*	*	*	*	*	*	358,000	542,000	111,000	*
大阪事案2953	男		昭和36年 生		*	*	*	*	*	*	382,000	602,000	122,000	*

事案番号	1 申立人の氏名等				(申立期間) 納付記録の訂正が必要な期間									
					平成16年5月25日	平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年3月31日	平成17年5月25日	平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年3月31日	平成18年5月25日	
	氏名 (性別)	基礎年金番号	生年月日 (生年)	住所	標準賞与額	標準賞与額	標準賞与額	標準賞与額	標準賞与額	標準賞与額	標準賞与額	標準賞与額	標準賞与額	標準賞与額
大阪事案2954	男		昭和46年 生		*	*	*	*	*		372,000	582,000	120,000	*
大阪事案2955	男		昭和45年 生		*	*	*	*	*		375,000	576,000	118,000	*
大阪事案2956	男		昭和45年 生		*	*	*	*	*		436,000	679,000	129,000	*
大阪事案2957	男		昭和46年 生		*	*	*	*	*		360,000	549,000	113,000	*
大阪事案2958	男		昭和46年 生		*	*	*	*	*		353,000	90,000	47,000	*
大阪事案2959	男		昭和47年 生		*	*	*	*	*		274,000	80,000	38,000	*
大阪事案2960	男		昭和47年 生		*	*	*	*	*		360,000	508,000	104,000	*
大阪事案2961	男		昭和47年 生		*	*	*	*	*		382,000	548,000	113,000	*
大阪事案2962	男		昭和48年 生		*	*	*	*	*		269,000	414,000	85,000	*
大阪事案2963	男		昭和48年 生		*	*	*	*	*		276,000	463,000	95,000	*
大阪事案2964	男		昭和49年 生		*	*	*	*	*		358,000	505,000	103,000	*
大阪事案2965	男		昭和49年 生		*	*	*	*	*		332,000	478,000	98,000	*
大阪事案2966	男		昭和49年 生		*	*	*	*	*		269,000	414,000	85,000	*
大阪事案2967	男		昭和48年 生		*	*	*	*	*		269,000	414,000	85,000	*
大阪事案2968	男		昭和49年 生		*	*	*	*	*		265,000	408,000	84,000	*
大阪事案2969	男		昭和48年 生		*	*	*	*	*		320,000	463,000	95,000	*
大阪事案2970	男		昭和49年 生		*	*	*	*	*		325,000	498,000	101,000	*
大阪事案2971	男		昭和49年 生		*	*	*	*	*		292,000	450,000	92,000	*
大阪事案2972	男		昭和49年 生		*	*	*	*	*		260,000	400,000	82,000	*
大阪事案2973	男		昭和48年 生		*	*	*	*	*		294,000	453,000	93,000	*
大阪事案2974	男		昭和40年 生		*	*	*	*	*		326,000	502,000	116,000	*
大阪事案2975	男		昭和48年 生		*	*	*	*	*		271,000	417,000	86,000	*
大阪事案2976	男		昭和51年 生		*	*	*	*	*		258,000	398,000	82,000	*
大阪事案2977	男		昭和50年 生		*	*	*	*	*		279,000	429,000	90,000	*
大阪事案2978	男		昭和50年 生		*	*	*	*	*		307,000	447,000	92,000	*
大阪事案2979	男		昭和50年 生		*	*	*	*	*		288,000	444,000	91,000	*
大阪事案2980	男		昭和51年 生		*	*	*	*	*		262,000	436,000	90,000	*
大阪事案2981	男		昭和51年 生		*	*	*	*	*		248,000	386,000	79,000	*

事案番号	1 申立人の氏名等				(申立期間) 納付記録の訂正が必要な期間									
					平成16年5月25日	平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年3月31日	平成17年5月25日	平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年3月31日	平成18年5月25日	
	氏名 (性別)	基礎年金番号	生年月日 (生年)	住所	標準賞与額	標準賞与額	標準賞与額	標準賞与額	標準賞与額	標準賞与額	標準賞与額	標準賞与額	標準賞与額	標準賞与額
大阪事案2982	男		昭和53年 生		*	*	*	*	*	*	215,000	335,000	69,000	*
大阪事案2983	男		昭和52年 生		*	*	*	*	*	*	238,000	342,000	70,000	*
大阪事案2984	男		昭和52年 生		*	*	*	*	*	*	249,000	386,000	79,000	*
大阪事案2985	男		昭和51年 生		*	*	*	*	*	*	210,000	323,000	66,000	*
大阪事案2986	男		昭和53年 生		*	*	*	*	*	*	247,000	357,000	73,000	*
大阪事案2987	男		昭和53年 生		*	*	*	*	*	*	217,000	312,000	64,000	*
大阪事案2988	男		昭和53年 生		*	*	*	*	*	*	179,000	300,000	64,000	*
大阪事案2989	男		昭和53年 生		*	*	*	*	*	*	238,000	370,000	76,000	*
大阪事案2990	男		昭和46年 生		*	*	*	*	*	*	279,000	430,000	88,000	*
大阪事案2991	男		昭和54年 生		*	*	*	*	*	*	200,000	308,000	63,000	*
大阪事案2992	男		昭和55年 生		*	*	*	*	*	*	186,000	295,000	73,000	*
大阪事案2993	女		昭和22年 生		*	*	*	*	*	*	30,000	30,000	5,000	*
大阪事案2994	女		昭和51年 生		*	*	*	*	*	*	10,000	10,000	5,000	*
大阪事案2995	男		昭和27年 生		*	*	*	*	*	*	1,010,000	921,000	168,000	*
大阪事案2996	男		昭和41年 生		*	449,000	489,000	72,000	*	*	*	*	*	*
大阪事案2997	男		昭和45年 生		*	497,000	361,000	64,000	*	*	*	*	*	*
大阪事案2998	男		昭和55年 生		*	346,000	321,000	*	*	*	*	*	*	*
大阪事案2999	男		昭和42年 生		*	469,000	471,000	*	*	*	*	*	*	*
大阪事案3000	男		昭和19年 生		*	725,000	*	*	*	*	*	*	*	*
大阪事案3001	男		昭和19年 生		*	766,000	*	*	*	*	*	*	*	*
大阪事案3002	男		昭和19年 生		*	725,000	*	*	*	*	*	*	*	*
大阪事案3003	女		昭和19年 生		*	440,000	*	*	*	*	*	*	*	*
大阪事案3004	女		昭和48年 生		*	334,000	*	*	*	*	*	*	*	*
大阪事案3005	男		昭和20年 生		*	*	*	*	*	*	352,000	*	*	*
大阪事案3006	男		昭和29年 生		*	*	*	*	*	*	*	*	194,000	*
大阪事案3007	男		昭和20年 生		1,500,000	*	*	*	*	1,500,000	*	*	*	1,500,000
大阪事案3008	男		昭和21年 生		*	1,450,000	*	*	*	1,500,000	*	*	*	*
大阪事案3009	男		昭和22年 生		*	*	*	*	*	1,500,000	*	*	*	1,500,000

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

私は、国民年金発足当時から母と二人で国民年金に加入し保険料を納めていた。その加入手続と保険料納付は母が行っており、母によると、郵便局で印紙を買って自分で手帳に貼り、翌年の3月又は4月ごろに市の担当者が訪問して割印を押して右半分を持ち帰り、手帳の左半分はそのままだったと聞いている。母は自分で商売をしていたので母と二人分の保険料を納付する余裕はあったのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足当初から申立人の母親が加入手続と保険料納付を行ってくれていたと聞いた旨を申し立てているが、申立人自身は納付に直接関与しておらず、また、申立人の母親は既に故人となっているため、当時の具体的な状況等は不明である。

そこで、国民年金手帳記号番号払出簿をみると、申立人の当初の手帳記号番号は昭和36年3月22日に母親と連番で払い出されていることが確認できることから、申立期間の保険料を納付することは可能であった。

しかし、申立人に係る特殊台帳及び市保存の被保険者名簿では、申立期間は未納と記録されているほか、申立人が所持している当初の手帳記号番号に係る手帳（昭和36年4月1日発行）をみても、印紙検認台紙を切り取った際の割印は認められるものの、印紙検認記録欄は空欄（未納）のままとなっており、当該手帳記号番号で納付されたことをうかがわせる形跡は見当たらなかった。

また、申立人は昭和47年9月30日（手帳発行日は同年8月31日）に夫婦

連番で新しい手帳記号番号の払出しを受け、同年4月以降の保険料を現年度納付していることが国民年金手帳記号番号払出簿及び特殊台帳により確認できるが、この払出時点において、申立期間の保険料は特例納付以外では納付することができないところ、申立人自身は過去の未納保険料を一括納付したことは無く、また、保険料を納付してくれていた母親からも、過去の保険料をさかのぼって一括納付したとの話は聞いたことが無いと陳述している。

さらに、申立人は、保険料は母親が郵便局で国民年金印紙を購入し自分で手帳に貼付^{ちようふ}していたと申し立てているが、当時の保険料の収納方法と異なるほか、当時、郵便局では国民年金印紙の取扱いは行っておらず、申立内容と符合しない点がみられる。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

昭和44年に、市役所に夫婦二人一緒に妻の氏名変更、私の国民年金加入手続に行き、その時に、市役所職員から過去の未納の保険料をすべて納付すれば、将来、満額受給できると言われ、さかのぼって納付したはずであるのに、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿をみると、申立人の手帳記号番号は昭和44年9月24日に払い出されており、申立内容と符合しているものの、その際に過去のすべての未納保険料をさかのぼって納付したと申し立てしているところ、手帳記号番号払出時点において特例納付は実施されておらず、第1回特例納付は、翌年の45年7月以降の実施となっており、その払出時点において、制度上過去の未納保険料をすべて納付することはできない。

仮に、昭和44年9月ごろに、申立人及び申立人の妻の過去の未納保険料を過年度納付するとともに、その翌年の45年7月から実施された第1回特例納付により、残りの保険料を納付したとしても、その納付額は、夫婦二人分で5万4,450円となり、申立金額9万円とは符合しない。

一方、申立人及びその妻の納付記録をみると、昭和49年1月から50年12月に実施された第2回特例納付を利用して、申立人の40年4月から43年3月までの未納の分及び申立人の妻の40年4月から44年3月までの未納の分を、申立人の分は6回、妻の分は7回に分割して特例納付していることが確認でき、その納付金額は、夫婦二人分を合わせて7万5,600円となり、申立金額と近い金額となるが、申立人は、49年1月以降に実施された第2回特例納付は利用したことは無く、あくまでも過去の未納保険料をまとめて納付したのは加入手

続を行った 44 年 9 月ごろであり、それ以外にまとめ払いをした記憶は無いとしている。

さらに、申立人は、納付金額が高額であったので、4 回に分割して市役所の窓口で職員に 1 年間かけて支払ったとしているが、当時、市役所の窓口職員が過年度保険料や特例納付保険料の収納手続は行っておらず、過年度納付保険料及び特例納付保険料については、納付書を被保険者に渡し、金融機関で納付してもらっていた。

加えて、申立人は、保険料を納付したことを確認できる家計簿等の関連資料も保存しておらず、このほか申立期間における国民年金保険料の納付をうかがわせる事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から40年3月まで

昭和44年に、市役所に夫婦二人一緒に私の氏名変更、夫の国民年金加入手続きに行き、その時に、市役所職員から過去の未納の保険料をすべて納付すれば、将来、満額受給できると言われ、さかのぼって納付したはずであるのに、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿をみると、申立人の夫の手帳記号番号は昭和44年9月24日に払い出されており、申立内容と符合しているものの、その際に過去のすべての未納保険料をさかのぼって納付したと申し立てしているところ、手帳記号番号払出時点において特例納付は実施されておらず、第1回特例納付は、翌年の45年7月以降の実施となっており、その払出時点において、制度上過去の未納保険料をすべて納付することはできない。

仮に、昭和44年9月ごろに、申立人及び申立人の夫の過去の未納保険料を過年度納付するとともに、その翌年の45年7月から実施された第1回特例納付により、残りの保険料を納付したとしても、その納付額は、夫婦分で5万4,450円となり、申立金額9万円とは符合しない。

一方、申立人及びその夫の納付記録をみると、昭和49年1月から50年12月に実施された第2回特例納付を利用して、申立人の40年4月から44年3月までの未納の分及び申立人の夫の40年4月から43年3月までの未納の分を申立人の分は7回、夫の分は6回に分割して特例納付していることが確認でき、その納付金額は、夫婦二人分を合わせて7万5,600円となり、申立金額と近い金額となるが、申立人は、49年1月以降に実施された第2回特例納付は利用したことはなく、あくまでも過去の未納保険料をまとめて納付したのは加入手

続を行った 44 年 9 月ごろであり、それ以外にまとめ払いをした記憶は無いとしている。

さらに、申立人は、納付金額が高額であったので、4 回に分割して市役所の窓口で職員に 1 年間かけて支払ったとしているが、当時、市役所の窓口職員が過年度保険料や特例納付保険料の収納手続は行っておらず、過年度納付保険料及び特例納付保険料については、納付書を被保険者に渡し、金融機関で納付してもらっていた。

加えて、申立人は、保険料を納付したことを確認できる家計簿等の関連資料も保存しておらず、このほか申立期間における国民年金保険料の納付をうかがわせる事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年10月から50年12月までの期間及び51年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年10月から50年12月まで
② 昭和51年10月から同年12月まで

私は、国民年金の加入手続を昭和39年10月7日にA市役所で行い、50年ごろに国民年金保険料の納付を口座振替に変更するまでの間、毎月、国民年金保険料をA市役所へ納めに行っていたが、申立期間①について未納とされており、納得できない。

申立期間②については、国民年金保険料の納付を口座振替にした後であり、納付しているはずであるが、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年10月に国民年金の加入手続を行い、市役所で申立期間①の国民年金保険料を毎月納付していたと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号は50年12月に払い出されていることが手帳記号番号払出簿により確認でき、この手帳記号番号によっては申立期間のうち、47年12月以前の保険料は時効により制度上納付することができず、48年1月から50年3月までの保険料は過年度保険料となり、毎月市役所において納付したとする申立内容と符合しない。

また、申立人がA市に転入したのは昭和41年4月1日であることが住民基本台帳により確認できることから、住民登録される前の39年10月に同市で国民年金の加入手続を行ったとする申立内容はこの事実と符合せず、このほか申立人にはほかの手帳記号番号が払い出された形跡、事情等は見当たらなかった。

さらに、申立人が国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとする窓口の場所や納付時期に関する陳述内容は当時の状況と符合せず、このほか申立人が

申立期間①の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等は見当たらなかった。

次に、申立期間②については、申立人は国民年金保険料を口座振替により納付していたと申し立てているが、申立人の特殊台帳をみると、申立期間②の該当欄に昭和 52 年度に催告を行った旨の記録がみられることから、口座振替の手続がなされていたとしても残高不足により引き落とせなかったと考えられる。また、その場合には市役所から納付書が郵送される取扱いであったが、当時、申立人は多忙であったため記憶していないと陳述しており、当該保険料の納付を行った事情を汲み取ろうとしても新たな事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和36年10月から37年3月までの期間及び42年10月から43年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年10月から37年3月まで
② 昭和42年10月から43年3月まで

私は、昭和41年12月に結婚するまで祖母と叔父と暮らしていた。祖母は36年4月に国民年金制度が発足した時に私と叔父の国民年金の加入手続をしてくれ、家に来る集金人に私と叔父の分の国民年金保険料を一緒に納付していた。保険料を負担していた叔父は家で自営業をしていたが、叔父の仕事は繁盛しており、国民年金保険料を支払える余裕は十分にあったはずである。

また、昭和41年12月に結婚してからも祖母や叔父が住む実家のすぐ近くに住んでおり、結婚後すぐに子が生まれ大変だったので、当時は祖母がいろいろ面倒をみてくれるとともに国民年金保険料も支払ってくれていた。

申立期間の国民年金保険料について、叔父の分は納付済みとなっているにもかかわらず、私の分が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、祖母が国民年金制度が発足した昭和36年4月に申立人と叔父の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を叔父の分と一緒に納付してくれていたと申し立てしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿により申立人の手帳記号番号は同年6月15日に叔父と連番で払い出されていることが確認でき、申立人の叔父の申立期間に係る保険料は納付済みとされている。

しかしながら、当時申立人の叔父は結婚していたが、叔父夫婦の納付記録をみると、叔父は申立期間①の直前の期間である昭和36年4月から同年9月までの期間、叔母は申立期間①を含む同年4月から42年3月までの期間につい

て法定免除期間とされており、同居していた申立人及び申立人の叔父夫婦の保険料納付状況は必ずしも一致していなかったことがうかがわれる。

また、申立人は申立期間①の保険料納付には直接関与しておらず、納付を担っていたとする申立人の祖母及び叔父も既に他界しているため、納付をめぐる状況について具体的な供述が得られなかった。

次に申立期間②については、申立人が所持する国民年金手帳の印紙検認記録欄の該当箇所には検認印が押されておらず、昭和46年9月7日に6か月分の納付書が発行された旨のメモ書きが記載されていることから、申立期間②の保険料は同年9月まで未納となっていたため、第1回特例納付の納付書が発行されたことが推測できるが、申立人は申立期間②の保険料納付には直接関与しておらず、納付を担っていたとする申立人の祖母も既に他界しているため、納付をめぐる状況について具体的な供述を得られなかった。

このほか申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年6月から50年3月までの期間及び55年10月から56年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年6月から50年3月まで
② 昭和55年10月から56年3月まで

母が国民年金の加入手続をしてくれた。当時、母と姉も国民年金に加入しており、市役所の人が自宅に3か月に一度集金に来ていたので、その時に保険料を自分で納付していた。しかし、申立期間①の保険料が未納とされており納得できない。

申立期間②については口座振替で保険料を納付していた時期であり、振替不能になった記憶は無い。また、実家はA業をしており、私もそこで働いていて経済的に困窮したことは無く、免除申請をした覚えは無いにもかかわらず、申立期間②が全額免除とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、母親が昭和43年6月に国民年金の加入手続を行ってくれ、申立期間①の国民年金保険料を申立人自身が、自宅に3か月に一度来ていた集金人に納付したと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号は50年5月に払い出されていることが確認でき、この手帳記号番号によっては、申立期間①のうち、47年12月以前の保険料は特例納付によってしか納付できず、48年1月以降の保険料は過年度保険料となるため、3か月に一度集金人に支払ったとする申立内容と符合しない。

また、申立人はオレンジ色の表紙の年金手帳を所持しており、これ以外の手帳を所持していた記憶は無いと陳述しているところ、オレンジ色の年金手帳の使用が始まったのは昭和49年度以降であり、氏名検索等を行っても、申立人についてほかの手帳記号番号が払い出された事情等は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間①の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等は見当たらなかった。

次に、申立人は、申立期間②の国民年金保険料を口座振替で納付しており免除申請したことは無いと申し立てているところ、申立人が所持している領収証書を見ると、申立期間②の前の昭和 55 年 4 月から同年 6 月までは口座振替による収納となっているが、申立期間②の後の 56 年 4 月から同年 9 月までは B 市役所による収納に変わり、57 年 1 月から同年 3 月までは再度口座振替による収納へと戻っていることが確認できる。

また、B 市の被保険者名簿でも申立期間②は申請免除期間となっており、昭和 56 年 8 月に解除された旨の記録があり、さらに口座振替が一時的に停止されていた記録もみられる。

以上の事情により、申立期間②が申請免除期間とされたことにより、この間、口座振替が一時的に停止されていたと考えるのが相当である。

このほか、申立人が申立期間②の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から同年12月までの期間及び54年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年4月から同年12月まで
② 昭和54年7月

昭和43年5月ごろに妻と一緒に夫婦二人で国民年金の加入手続を行い、54年8月1日に厚生年金保険に加入するまでの間、夫婦二人分の国民年金保険料を、妻が集金人に毎月支払っていた。当時はA店を営んでおり留守にすることは無かったので、保険料を毎月必ず支払っていた。しかし、申立期間の保険料が未納とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年5月ごろに妻と共に夫婦二人で国民年金に加入して以降、妻が夫婦二人分の保険料を集金人に毎月納付していたと申し立てているところ、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号は同年5月13日に夫婦連番で払い出されており、54年8月に厚生年金保険に加入するまでの間、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。

しかしながら、申立人の妻の納付記録も申立人と同様に申立期間①及び②の保険料が未納となっている。

また、B市が保管している国民年金被保険者名簿をみると、四半期(3か月)単位で国民年金保険料の納付状況を記載する様式となっていることから、申立期間①については3回にわたり集金が行われたと考えられるが、申立人及びその妻の保険料納付があったとすれば3回連続して夫婦二人分についての事務的過誤があったこととなり、通常考え難い。

さらに、申立期間②は申立人が個人事業を法人化したことに伴い、昭和54年8月1日に国民年金の資格の喪失及び厚生年金保険の資格取得手続を行った直前の期間であることから、集金漏れとなった可能性も否定できない。

加えて、申立人は、国民年金保険料の納付に直接関与していない上、保険料納付を担っていたとする申立人の妻も申立期間①及び②の保険料は未納となっており、申立期間の保険料納付をめぐる事情を汲み取ろうとしても、新たな事情等を見いだすことはできなかった。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 1684

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年5月から52年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月から52年5月まで

私は、会社を退職してすぐの昭和48年5月ごろに、A市役所において国民年金の加入手続を行い、同年9月までA市役所で保険料を納付していた。その後、同年10月13日に結婚し、B市に転居したが、継続して国民年金保険料を納付してきた。しかし、社会保険庁の記録では同年5月から同年9月までの保険料が未納とされ、同年10月から52年5月までは未加入とされており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和48年5月ごろにA市役所で国民年金の加入手続をし、同市役所で同年9月までの保険料を納付していたと申し立てているところ、B市を所管するC社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の手帳記号番号はB市に転居した後の52年7月15日に払い出されていることが確認でき、この手帳記号番号によっては申立期間のうち、48年5月から同年9月までの保険料は、時効により制度上納付することはできない。このほか、申立人に別の手帳記号番号が払い出されている形跡や事情等は見当たらなかった。

また、申立人は昭和48年10月に結婚しており、その夫は厚生年金保険被保険者であることから、申立期間のうち、同年10月以降は国民年金の任意加入期間となるが、A市役所の被保険者名簿により52年6月29日に任意加入手続を行ったことが確認できることから、48年10月以降の保険料をさかのぼって納付することはできない。

さらに、申立人は申立期間の保険料について、納付額、納付方法等についてはよく覚えていないとしており、このほか、申立期間に係る保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から40年3月まで

私は、昭和36年12月末に勤務していた会社を退職するとき、同じ会社に勤務していた実兄から、退職したら将来のためすぐに国民年金に加入するよう勧められていたので、37年6月ごろに当時のA市（現在は、B市）の市役所に行き、国民年金の加入手続を行った。その後、市役所から半年又は1年ごとに自宅に集金に来ていた集金人に国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年6月ごろに国民年金の加入手続を行い、半年又は1年ごとに自宅に来ていた市役所の集金人に国民年金保険料を納付していたと申し立てているが、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の手帳記号番号は42年1月11日に払い出されていることが確認でき、この手帳記号番号によっては、申立期間のうち、39年9月以前の保険料は時効により制度上納付することができず、同年10月から40年3月までの保険料は過年度保険料となるため、市役所の集金人に納付したとする申立内容とは符合しない。また、申立人にほかの手帳記号番号が払い出された形跡、事情等は見当たらなかった。

さらに、申立人の夫の申立期間に係る保険料も未納となっている。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年5月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月から48年3月まで

昭和45年に会社を退職した後、母親が私の国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付してくれていたはずである。

平成15年に社会保険事務所に出向いた際、国民年金と厚生年金保険の記録を統合したと聞いていたのに、19年9月に保険料納付記録を確認したところ、領収書のある昭和48年4月から52年8月までの保険料についても未納のままとされていたことが分かり、社会保険庁の記録管理に不信感を抱いている。

申立期間についても、領収書は持っていないが、保険料が納付されていると思われるので、納付記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和45年以降、母親が国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付してくれていたと申し立てており、申立人自身は国民年金の加入手続き及び保険料納付に直接関与していない上、申立人の母親は既に亡くなっているため、国民年金の加入手続き及び申立期間の保険料の納付をめぐる事情等について具体的な供述は得られなかった。

また、国民年金手帳記号番号払出簿により申立人の国民年金手帳記号番号は昭和48年3月31日に払い出されていることが確認できるが、前後の被保険者のうち多数の者について資格の取消しがなされている上、納付記録を確認できる者はいずれも申立人と同じ25歳到達者であること、申立人は20歳当時、厚生年金保険被保険者であったにもかかわらず、申立人の年金手帳、特殊台帳、A市被保険者名簿には、いずれも国民年金の資格取得日として43年3月17日にさかのぼって記載されていることから、当該手帳記号番号は当

時市役所で行われた国民年金の特別適用対策により職権で払い出されたものと考えられ、45年退職後に加入手続を行ったとする申立内容とは符合しない。

さらに、この手帳記号番号によっては、申立期間のうち、昭和45年12月以前の保険料は時効により納付できない上、46年1月以降の保険料についても納付していたことをうかがわせる関連資料や周辺事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年6月から7年5月までの期間、8年2月から9年9月までの期間及び11年1月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年6月から7年5月まで
② 平成8年2月から9年9月まで
③ 平成11年1月から同年10月まで

平成2年3月ごろに、母が国民年金の加入手続をしてくれたように思う。申立期間当時は独身であり実家で父母と同居していたが、国民年金の保険料はほぼ毎月自分でA市役所の窓口に行って納付していた。その時に領収書をもらったように思うが、紛失した。また、家計簿もつけておらずほかに資料は残っていない。その当時の月額保険料は7,000円又は8,000円ぐらいであったと思う。

しかし、申立期間に係る国民年金保険料について納付した記録が無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、同居の母親が平成2年3月ごろに国民年金の加入手続をしてくれたように思うと申し立てているが、申立人の国民年金被保険者資格の取得日は11年1月31日とされ、申立期間①、②は未加入期間とされており、申立人が同日以前に被保険者資格を取得したことを示す国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人自身は加入手続に直接関与しておらず、その母親からも加入手続に係る具体的な供述を得ることはできなかった。

さらに、申立期間①、②は厚生年金保険加入期間に挟まれた未加入期間であることを考え合わせると、当時国民年金の加入手続は行われなかったと考えるのが相当である。

次に、申立期間③について、申立人は納付していた月額保険料は7,000円又は8,000円ぐらいであったとしているが、実際の月額保険料は1万3,000円を超えており申立人の記憶とは符合しない。

また、申立期間直後の平成11年11月の保険料が時効消滅する直前の13年12月12日に過年度納付されていることが社会保険事務所の記録により確認できることから、申立期間の保険料をほぼ毎月納付していたとする申立人の陳述内容は不自然であり、ほかに申立期間の納付をめぐる事情を汲み取ろうとしても、新たな事情等を見いだすことはできなかった。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から42年3月まで

私は、父親が昭和36年ごろに亡くなってから、それまで勤めていたA社を辞め、B地域でC業店を始めた。37年に結婚する前、店に来た市役所職員から国民年金に加入するように勧められたので加入手続をした。その後は3か月ごとに店に来る女性の集金人に300円の国民年金保険料を納付し、青い横長の領収書のようなものをもらっていた。当時、店は繁盛しており、国民年金保険料を支払える余裕はあった。

しかし、申立期間の保険料が未納とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年の国民年金制度発足当初から国民年金に加入し、保険料を3か月ごとに店に来る集金人に納付してきたと申し立てているが、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の手帳記号番号は41年6月に払い出されていることが確認できる。当時、D市では国民年金の未加入者に対する特別適用対策を実施していたことから、申立人の当該手帳記号番号は職権により払い出されたものと考えられ、申立人の陳述内容と符合しない。

また、この手帳記号番号によっては、申立期間のうち、昭和38年12月以前の保険料は特例納付によってしか納付できず、39年1月から41年3月までの保険料は過年度保険料となり、集金人に納付することができないが、申立人にほかの手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらなかった。

さらに、申立期間のうち、昭和41年度の保険料は現年度納付が可能であるが、申立人は申立期間の保険料を納付する都度、領収書をもっていたと陳述しているが、申立期間当時の納付方法は印紙検認方式であり、申立人の店舗が

あったB地域のほかの店舗の経営者も、国民年金保険料を納付する都度、手帳に印鑑を押してもらっていたと陳述しており、申立人の陳述内容と符合しない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から同年3月まで

昭和37年9月に結婚したころ、夫は集金人に国民年金保険料を納付していた。私自身が国民年金に加入した時期はよく覚えていないが、結婚してから大分後のことであり、保険料を納付し始めたのは、子が保育園に入園する条件として、夫婦で夫婦二人分の国民年金保険料を納付していなければならないということがあったからであり、42年4月に入園する少し前から3か月ごとに店に来る集金人に保険料を納付した。私は夫と共に店で働いており、集金人が来た時には、どちらかが保険料を納付していたが、集金人の名前など詳しいことは覚えていない。当時、店は繁盛しており、国民年金保険料を支払える余裕はあった。

しかし、申立期間の保険料が未納とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年4月に子が入園する予定の保育園において、国民年金に夫婦二人で加入し保険料を納めていることが入園条件であったため、その少し前に国民年金に加入し、保険料を納付し始めたと申し立てている。しかし、A市や当該保育園ではそのような入園条件は設けていなかったとしている。

また、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の手帳記号番号は昭和41年6月に夫婦連番で払い出されていることが確認できるが、当時、A市では国民年金未加入者に対する特別適用対策を実施していたことから、申立人の当該手帳記号番号は職権により払い出されたものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間の保険料を店に来る集金人に夫の分と一緒に夫婦二人分を納付したと申し立てているが、具体的な納付金額や納付方法等詳しいことは覚えていないとしている上、一緒に保険料を納付したとしている申立

人の夫も申立期間の保険料が未納となっている。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 1690

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年10月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月から46年3月まで

私は、昭和39年9月に子を出産後、母親の勧めもあり、A市B区役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料は昭和43年まではB区で、それ以後はC区の窓口で納付書により納付した。当時の手帳は所持していないが、現在所持している昭和46年度以降の保険料納付に用いた国民年金手帳には「更」の印が押されていることから、申立期間の保険料納付記録が記載されている古い手帳は更新されたと思う。

昭和39年10月から46年3月までの保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和39年9月に子を出産後、国民年金の加入手続を行い申立期間の保険料を納付したと申し立てているが、国民年金手帳記号番号払出簿により申立人の手帳記号番号は46年4月に払い出されていることが確認でき、この手帳記号番号によっては申立期間のうち、43年12月以前の保険料は特例納付によってしか納付できず、44年1月から45年3月までの保険料は過年度保険料となる。

また、申立人についてほかの手帳記号番号が払い出されている形跡等は見当たらないことから、申立期間の保険料は市役所窓口で納付することはできず、申立内容と符合しない。

さらに、申立人は申立期間の保険料を市役所の窓口で納付書により納付したと申し立てているが、申立期間当時のA市の現年度保険料の納付方法は印紙検認方式であり、申立内容と符合しない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から48年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から48年6月まで

私は、昭和44年1月に元夫と離婚してからA市に住み始めた。時期ははっきり覚えていないが、A市の家の大家さんに国民年金の話を聞かされて国民年金に加入した。その加入手続の詳細は覚えていないが、その後、家に来る集金人に国民年金保険料を納めた。その際、集金人が手帳にスタンプを押していたのを覚えている。

また、当時結婚した前夫の保険料も、私が夫婦二人分を一緒に納めていたのではないかと思う。

私は、昭和47年6月にB市に転居してからも、夫婦二人分の保険料を一緒に集金人に納めてきた。

B市に転居してから、納付記録のうち、一部期間が申請免除とされているが、当時の生活状況を振り返ると、そのようなことがあったかもしれないが、免除申請を行った記憶は無く、この間も集金人に保険料を納めていたと思う。

だから、申立期間が未納とされていることや申請免除とされていることに、納得がいかない。記録を納付済みに訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市に転居後、時期は覚えていないが、国民年金に加入し、昭和44年1月から国民年金保険料を集金人に納めてきたと申し立てている。

ところで、国民年金の被保険者は、制度上、国民年金手帳記号番号の払出後でなければ、保険料を現年度納付することができない。

申立人が現在所持する手帳記号番号は、昭和46年4月に払い出されたものであることが、国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、この手帳記号番号では申立期間の一部は、保険料を現年度納付することができず、申立人の陳

述とは符合しない。

また、申立人が現在所持している手帳記号番号以外の番号が存在する可能性について、氏名別読みによる検索及び申立期間に係る手帳記号番号払出簿の内容を調査、確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

さらに、申立人が、夫婦二人分一緒に保険料を納めたとする申立人の前夫については、申立人とは異なる時期の昭和 45 年 2 月に手帳記号番号が払い出されているところ、申立期間と重なる国民年金の加入期間 42 か月の間において 3 期間合計 21 か月の未納期間がある。

加えて、申立人の保険料が申請免除と記録されている昭和 48 年 4 月から同年 6 月までの間は、申立人の夫の納付記録も申請免除となっている。

このほか、申立人の申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から47年3月までの期間及び平成5年4月から7年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月から47年3月まで
② 平成5年4月から7年12月まで

私は、A市のB店に住み込みで働いていた時、店の経営者が、国民年金の保険料を納付したことを示すスタンプが押してある横長の書類を見せてくれた。国民年金は20歳になって加入する制度であり、私は、昭和44年4月から、店を辞めた47年3月までずっと店の経営者が私の国民年金保険料を納めてくれていたと思っている（申立期間①）。

また、平成5年3月に夫が他界し、保険料の納付免除の手続を行ったが、その後、手元に夫の生命保険金などのお金があったので、市役所へ行き、免除期間の追納を行ったと記憶している。追納の時期や納めた保険料の金額については記憶が無いが、9年2月までには、追納を完了しているはずである（申立期間②）。

だから、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について申立人は、国民年金は20歳になって加入する制度であり、A市のB店で働いていた時、国民年金保険料の納付を示すスタンプが押されている横長の書類をときどき経営者から見せてもらったので、店の経営者が、私が昭和44年4月から、店を辞めた47年3月まで（申立期間①）の私の国民年金保険料を納めてくれていたと思うと申し立てている。

ところで、申立人が現在所持している国民年金手帳記号番号は、昭和47年12月に払い出されたものであることが、国民年金手帳記号番号払出簿により

確認できる。

しかし、この手帳記号番号では、制度上、申立期間①当時にA市において保険料を現年度納付することができず、申立期間①の一部は時効により保険料を納付することもできない期間となる。

そこで、申立人が現在所持している手帳記号番号以外の手帳記号番号が存在する可能性について、氏名別読みによる検索及び申立期間に係る手帳記号番号払出簿の内容を調査、確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

また、申立人は、申立期間①の当時、保険料納付に関与しておらず、このほか、申立人の申立期間①の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

申立期間②について申立人は、申立人の夫が他界したため、平成5年4月から7年12月まで（申立期間②）の申請免除が認められたが、その後、手元に夫の生命保険金などのお金があり、9年2月までの間に、C市役所に出向いて追納を行ったと申し立てている。

しかし、C市では、申立期間②の当時、基本的に保険料の追納事務に関与しておらず、社会保険事務所での追納手続を案内していたとしており、市役所で追納を行ったとする申立人の陳述とは符合しない。

また、被保険者が保険料を追納する場合、自ら社会保険事務所に追納の申出をし、社会保険事務所が発行する納付書を用いて金融機関で追納保険料を納付する必要があるが、社会保険事務所には申立人が追納の申し出を行った事蹟^{じせき}などは見当たらなかった。

さらに、申立期間②の保険料納付に関する申立人の記憶はあいまいであり、このほか、申立期間②の保険料が追納されていたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年6月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年6月から41年3月まで

私は、会社を退職して厚生年金保険の脱退手当金の支給を受けた昭和41年ごろ、集金人に勧められてA市で国民年金に加入したと思う。その集金人に、国民年金保険料をさかのぼって納付することができると言われ、時期は正確に覚えていないがA市に住んでいた時に、37年6月から41年3月までの保険料を一括で納付した。今は当時の国民年金手帳を保管していないが、年金手帳に領収書を貼^はってあったと思うので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職して厚生年金保険の脱退手当金の支給を受けた昭和41年ごろにA市で国民年金の加入手続を行い、その集金人に37年6月から41年3月までの国民年金保険料を一括で納付したと申し立てている。

ところで、申立人が脱退手当金の支給を受けた日は昭和41年6月6日であることが社会保険庁の記録により確認でき、申立人の脱退手当金の支給時期に関する陳述はおおむね符合している。

しかし、申立人が現在所持する国民年金手帳記号番号は、昭和43年1月にB市において元夫と夫婦連番で払い出されていることが、国民年金手帳記号番号払出簿により確認できる。

また、上述の手帳記号番号が払い出された時点では、A市において申立期間の保険料は現年度納付することができず、申立期間の一部期間は制度上、保険料を納付することもできない。

さらに、A市では、過年度分の保険料の収納は行えず、昭和41年6月の時点において、集金人が申立期間の保険料を集金することは無いとしている。

そこで、申立人が現在所持している手帳記号番号以外の手帳記号番号が存在する可能性について、氏名別読みによる検索並びにA市及びC市に居住していた時期に当たる申立期間に係る手帳記号番号払出簿の内容を調査、確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

また、申立人の元夫の保険料納付記録をみると、申立期間と重なる昭和40年5月から41年3月までの保険料は納付済みであるが、この期間の保険料は、申立人と離婚後の55年2月に特例納付されていることが特殊台帳により確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料が納付されていたことを示す関連資料は無く、保険料納付をうかがわせる事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年8月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月から50年9月まで

私は、国民年金加入手続や加入当時の国民年金保険料の納付手続に関与しておらず、当時の状況については知らないが、私の両親から、昭和48年8月に両親が国民年金の加入手続を行い、それ以降、未納期間は無く保険料を納付していたということを聞いている。

私の両親は、昭和48年に私と弟の生命保険に加入し、その後の生命保険料を納めてくれており、国民年金の保険料も生命保険と同様に両親が納めてくれていたはずである。

それにもかかわらず、昭和48年8月から50年9月まで未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付には直接関与しておらず、申立人の両親が申立人の国民年金加入手続や保険料納付手続を行っていたと申し立てている。

また、申立人の両親は、昭和48年8月に、申立人の母がA市役所で申立人の国民年金加入手続を行い、その後、同市から送付された納付書を用いて、自宅に来る集金人に対し毎月保険料を納付していたと思うと陳述している。

しかし、申立人が現在所持する国民年金手帳記号番号は、昭和50年12月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、この手帳記号番号では申立期間のうち、48年8月から50年3月までの保険料は現年度納付することができない。

そこで、申立人が現在所持している手帳記号番号以外の手帳記号番号が存在する可能性について、氏名別読みによる検索及び申立期間に係る手帳記号番号

払出簿の内容を調査、確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

また、申立人の母は、A市から送付された納付書を使用して毎月集金人に申立期間当時の保険料を納付していたとしているところ、同市では、納付書を使用する保険料の収納が開始されたのは昭和50年4月以降であり、申立人の母の陳述内容と当時のA市での保険料収納方法とは符合しない。

さらに、申立人及び申立人の母は、申立期間の前後を通じてA市から転居していないところ、同市の国民年金被保険者台帳においても、申立期間の保険料納付をうかがわせる事蹟^{じせき}は見当たらなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料が納付されていたことを示す関連資料は無く、保険料納付をうかがわせる事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年12月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年12月から57年3月まで

私は、国民年金加入手続や加入当時の国民年金保険料の納付手続に関与しておらず、当時の状況については知らないが、私の両親から、私が昭和52年12月に両親が国民年金の加入手続を行い、それ以降、未納期間は無く保険料を納付していたということを聞いている。

私の両親は、昭和48年に私と兄の生命保険に加入し、その後の生命保険料を納めてくれており、国民年金の保険料も生命保険と同様に両親が納めてくれていたはずである。

それにもかかわらず、昭和52年12月から57年3月までが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付には直接関与しておらず、申立人の両親が申立人の国民年金加入手続や保険料納付手続を行っていたと申し立てている。

また、申立人の両親は、申立人が昭和52年12月に、申立人の母がA市役所で申立人の国民年金加入手続を行い、その後、同市から送付された納付書を用いて、自宅に来る集金人に対し毎月保険料を納付していたと思うと陳述している。

しかし、申立人が現在所持する国民年金手帳記号番号は、昭和57年4月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、この手帳記号番号では、申立期間52年12月から56年3月までの保険料は現年度納付することができず、申立期間の一部期間については制度上、保険料を納めることもできない。

そこで、申立人が現在所持している手帳記号番号以外の手帳記号番号が存在する可能性について、氏名別読みによる検索及び申立期間に係る手帳記号番号払出簿の内容を調査、確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

また、申立人の母は、A市から送付された納付書を使用して、毎月集金人に申立期間当時の保険料を納付していたとしているところ、同市では、申立期間当時は原則、年度当初に被保険者宅へ納付書を送付している場合、集金人が被保険者宅を訪れることは無く、一方、集金人が訪問する被保険者宅へは納付書を送付しないとしており、申立人の母の陳述とは符合しない。

さらに、申立人及び申立人の母は、申立期間の前後を通じてA市から転居していないところ、同市の国民年金被保険者台帳においても、申立期間の保険料納付をうかがわせる事蹟^{じせき}は見当たらなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料が納付されていたことを示す関連資料は無く、保険料納付をうかがわせる事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から50年3月まで

私は、昭和43年4月ごろ、A市役所で自身が国民年金の加入手続を行い、その後の国民年金保険料は、妻が毎月市役所において現金納付していた。それなのに、私の保険料に7年もの未納期間があり、信じられない。

申立期間については、保険料を納めているはずなので、納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年4月ごろに自ら国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は毎月妻が現金で納付したと申し立てている。

しかし、申立人が現在所持している国民年金手帳記号番号は、昭和51年2月に申立人の妻と連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、この手帳記号番号では、申立期間の保険料は現年度納付することができず、一部期間は制度上、保険料の納付もできない。

そこで、申立人が現在所持している手帳記号番号以外の手帳記号番号が存在する可能性について、氏名別読みによる検索及び申立期間に係る手帳記号番号払出簿の内容を調査、確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

また、申立人は、保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとされる妻は、申立期間当時の納付に関する記憶が定かでない上、その妻の申立期間に係る保険料はすべて未納である。

このほか、申立人の申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 1697

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年7月から44年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年7月から44年12月まで

私は、国民年金の加入手続や、結婚するまでの国民年金保険料の納付手続に関与していないが、母が、私の国民年金の加入手続をしてくれ、保険料は私が結婚するまでの間、母がずっと納めてくれていたと思う。

私が昭和52年に結婚する時、母は、これからは自分で支払うようにと言って国民年金手帳を渡してくれた。

昭和44年に私の兄と結婚して同居を始めた義姉は、自宅に集金人が来た時、母が母自身の保険料と一緒に父、義姉及び私の保険料を支払っていたのを覚えていると言っている。

実姉も、国民年金が始まった昭和36年4月から結婚することになった39年4月までの自身の保険料は、母が支払ってくれていたと言っている。

申立期間において、私以外の父、母、実姉及び義姉には未納が無く、一緒に支払ってもらっていた自分だけが未納とされているのは納得できない。母が必ず支払っているはずなので納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年7月に申立人の母が申立人の国民年金加入手続を行い、そのころからその母が申立人の国民年金保険料を集金人に納付していたと申し立てている。

ところで、国民年金の被保険者は、制度上、国民年金手帳記号番号の払出後でなければ保険料を現年度納付することができない。

申立人が現在所持する手帳記号番号は、前後の手帳記号番号払出月から、早くとも昭和44年2月以降に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、この手帳記号番号では42年7月から43年3月までの期

間の保険料は現年度納付することができず、保険料を申立人の母が納付していたとする申立人の陳述とは符合しない。

そこで、申立人が現在所持している手帳記号番号以外の手帳記号番号が存在する可能性について、氏名別読みによる検索及び申立期間に係る手帳記号番号払出簿の内容を調査、確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

また、申立人の義姉は、申立人の母が自身の保険料とともに申立人の保険料を納付したことを見た記憶があるとしているところ、義姉の初めての保険料である昭和44年10月から同年12月までの分は、45年1月10日に納付されていることが同人の国民年金手帳の検認印により確認できる。

さらに、申立人及び申立人の実姉が結婚するまで同人の保険料を納付していたとする申立人の母は既に死亡しており、申立人の申立期間に係る保険料納付の状況は不明であるほか、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から47年3月までの期間及び59年4月から平成元年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年1月から47年3月まで
② 昭和59年4月から平成元年3月まで

申立期間①について、20歳になり国民年金の納付書が届いたのは覚えているが、当時は家事手伝いで収入も無かったので、A店を経営していた親が私の保険料を支払ってくれていたと思う。

申立期間②について、結婚して義母に年金のことを尋ねられ、昭和47年3月に義母に連れられて役所に国民年金の加入手続に行ったのを覚えている。57年から平成元年までの期間はB市役所で支払っていた。未納分があり市役所から中年女性が家に来た際に分割払いにしてもらったこともあった。

第3 委員会の判断の理由

まず、申立期間①についてみると、申立人は、結婚するまでの期間については同居していた両親が申立人の保険料も納付してくれていたとしているが、この期間のうち、両親と同居していた昭和45年1月から46年3月までの期間は、申立人の父も未納である。

また、申立人の手帳記号番号は、昭和47年3月28日に夫婦連番で払い出されていることが確認できることから、この時期は夫婦二人分を一緒に保険料を納付する意思があったものとみられるが、婚姻後の46年4月から47年3月までの期間は申立人の夫も未納となっている。

さらに、申立人は、昭和44年11月に納付書がC市から送付されてきたと陳述しているが、C市において納付書による納付が始まるのは昭和47年度からである。

加えて、申立人は、保険料の納付に關与しておらず、加入手続及び保険料の納付に關する記憶は曖昧である上、母親から年金手帳を受け取った覚えも無いとしている。

次に、申立期間②についてみると、申立人は、未納であった1年分の保険料と当該年度の保険料とを合算して毎月6,000円程度を納付し、翌年度からは当該年度の保険料として毎月3,000円程度を納付していたと陳述しているところ、当時の保険料の月額額は6,220円から7,700円までの額であり符合しない。

また、申立人は、申立期間に当たる60か月間については、毎月納付書により保険料を納付していたと陳述しているものの、納付場所に關する記憶が曖昧である上、これだけの長期にわたり、行政の事務的な過誤が続くとは考え難い。

さらに、別の国民年金手帳による納付の可能性を確認するために、当時の住所地を管轄する社会保険事務所において手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行うとともに、旧姓を含め氏名の別読みによる検索を行ったが、別の国民年金手帳記号番号の存在をうかがわせる事情は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間①及び②の期間に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から59年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から59年9月まで

私の国民年金の加入手続は、私が昭和55年3月に学校を卒業するものと思っていた母がそのころに行ってくれたと母から聞かされている。

国民年金保険料の納付は、申立期間を含め平成3年5月まで母が行って来ており、母も納付していたと述べている。

保険料は月額1万円余りだったと記憶している。

第3 委員会の判断の理由

申立人の年金手帳は、前後の第3号被保険者の資格取得日などから昭和62年1月29日から同年2月27日までの期間に交付されているものとみられ、この場合、申立期間については制度上保険料を納付することはできない。

次に、申立人の保険料の納付状況をみると、申立期間直後の昭和59年10月から60年3月までの期間の保険料は過年度納付されており、一方、納付形態の確認できる昭和62年度から平成元年度までの期間は現年度納付されていることから、年金手帳記号番号が払い出された時点において過年度納付することが可能であった昭和59年10月までさかのぼって納付したものと考えるのが相当である。

また、国民年金への加入手続及び申立期間に係る保険料の納付について、申立人は関与しておらず、申立人の加入手続をし保険料を納付していたとする申立人の母の納付をめぐる記憶はあいまいである。

さらに、申立人及びその母は、申立期間当時の保険料について1万円程度であったと陳述しているところ、実際のそれは3,770円から6,220円までの間の額である。

加えて、昭和55年4月から59年9月までの払出簿の縦覧確認及び類似氏名

検索で別の手帳記号番号を調査しても別の手帳が払い出された形跡はみられなかった。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年11月から53年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月から53年9月まで

A市に引っ越した昭和45年11月から、夫が私の国民年金の保険料を支払ってくれていた。

A市役所、B郵便局又は夫が勤務していた会社の近くのC市役所、D郵便局等で支払っていたはずであり、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市に転居した昭和45年11月から申立人の夫が国民年金保険料を納付してくれていたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金への加入記録についてみると、申立人が所持する年金手帳、市の電算記録及び特殊台帳のいずれも、昭和53年10月11日に任意加入者として国民年金の資格を取得していることが確認できるが、任意加入の場合は加入手続を行った日からさかのぼって国民年金の被保険者となれないため、制度上申立期間の保険料を納付することはできない。

また、申立人は、これまでに保有していた年金手帳について、昭和53年10月11日に任意加入したことにより発行された、三制度共通の年金手帳のみであるとしている。

さらに、申立人の国民年金への加入手続及び保険料納付を行っていたとする申立人の夫は、加入手続時の状況及び保険料納付をめぐる記憶が曖昧である。

加えて、別の手帳記号番号の払出しの可能性について、旧姓を含む氏名別読検索及び昭和44年9月までさかのぼって手帳記号番号払出簿の縦覧点検を行ったが、別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 4 月まで及び 37 年 8 月から 39 年 3 月までの期間、39 年 4 月から 41 年 3 月までの期間、46 年 1 月から 48 年 2 月までの期間、51 年 11 月から 52 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、申立人の昭和 44 年 3 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 37 年 4 月まで
② 昭和 37 年 8 月から 39 年 3 月まで
③ 昭和 39 年 4 月から 41 年 3 月まで
④ 昭和 44 年 3 月から 45 年 3 月まで
⑤ 昭和 46 年 1 月から 48 年 2 月まで
⑥ 昭和 51 年 11 月から 52 年 3 月まで

申立期間①及び②について、母が自宅に来てもらい集金人に国民年金保険料を支払っていた。国民年金の加入手続も母が行ったと思うが、集金人に言われるままに保険料を支払っていただけなので、国民年金の加入手続を行ったという認識は無かったと思う。

申立期間③について、昭和 39 年 4 月から 41 年 3 月までの免除は手続してもいないし、母が保険料を集金人に支払っていた。保険料を支払うことはできたので、免除ということが理解できない。

申立期間④について、昭和 44 年 3 月から 45 年 3 月までについて、還付済みとなっているが、還付手続はしていないし、還付通知も届いていない。

申立期間⑤について、姉が厚生年金保険から国民年金への切替えを行い、保険料を集金人に支払っていた。

申立期間⑥について父が経営していた会社を解散してすぐ、姉が国民年金への切替手続を済ませ納付していた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から③についてみると、申立期間①及び②の狭間の厚生年金保険加入期間(昭和 37 年 5 月から同年 8 月まで)は、平成 13 年 2 月 28 日に追加訂正されていることから、当時は記録上 36 か月間未納となっていたことが社会

保険庁の記録から確認できる。

次に、申立人の手帳記号番号の前後の被保険者の保険料の納付状況を見ると、昭和 36 年度以降未納が連続する者の多くが、39 年度に申請免除の記録となっていることが確認できる上、申立期間当時、A 市では未納が連続する者に対し、集金人を通じて申請免除に関する周知を行うとともに、免除の申請があれば認めるとした取扱いであったことや、集金人を通じて申請免除の手続を行うことも可能であったことなどを勘案すると、申立人は 3 年間の未納の後に申請免除の手続を行ったと考えるのが相当である。

また、この時期の申立人の保険料の納付については、申立人の母が行っていたとしており、申立人は直接納付に関与していない上、申立人の母は既に死亡しているため、当時の国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明であり、納付時の状況をうかがうことはできない。

申立期間④についてみると、昭和 44 年 3 月から同年 11 月までの保険料は 52 年 6 月 8 日に還付決定がなされ同年 6 月 23 日に還付されており、同年 12 月から 45 年 3 月までの保険料は、同年 11 月 10 日に還付決定がなされ 47 年 12 月 25 日に時効消滅していることが社会保険庁の還付記録簿から確認できる上、同記録簿に記載されている還付金額は還付すべき額と合致しており還付記録自体に不自然さはみられない。

さらに、平成 5 年 2 月の保険料が重複納付されていたとして、同年 6 月 1 日に還付決定がなされ同年 9 月に還付されていることが確認でき、社会保険庁の記録において申立人の金融機関の口座番号等が記載されているが、申立人は還付手続をしたことを含め、この還付についても記憶していない。

申立期間⑤及び⑥についてみると、当時申立人は昭和 45 年 4 月に再度国民年金の被保険者となっており、この時期は申立人の姉が集金人に保険料を納付していたと陳述しているところ、申立人の所持する年金手帳の昭和 45 年度の印紙検認記録欄には検認印が押されていない。

また、この時期の保険料の納付について、申立人は直接関与しておらず、保険料の納付時の状況をうかがうことはできない上、ほかの汲むべき事情を見いだすこともできなかった。

さらに、申立期間は五つの期間で合計 89 か月に及ぶほか、別の手帳記号番号による納付の可能性について、氏名検索を行ったが、別の手帳記号番号の存在をうかがわせる事情は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①、②、③、⑤及び⑥の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間④の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年5月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月から50年3月まで

昭和44年ごろ、A市役所へ母子手帳を受け取りに行ったとき、国民健康保険と国民年金の加入手続をするように指導を受け加入した。

加入後は、毎月自宅に来ていた集金人に私が保険料を支払っていた。

当時の保険料は1か月400円ぐらいで、後に900円になりさらに1,300円ぐらいへ段々と上がっていったように記憶している。

昭和44年から保険料を納付しているはずであり、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年ごろ、A市役所で母子手帳の交付を受けた際に国民年金及び国民健康保険に加入し、以後、集金人に国民年金保険料を納付してきたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金への加入状況をみると、申立人の手帳記号番号は昭和50年10月11日に払い出されていることが確認できる。

この場合、申立期間のうち、昭和44年5月から48年6月までの期間の保険料は制度上納付することはできず、同年7月から50年3月までの期間の保険料については、過年度保険料のため集金人に納付することはできない。

また、特殊台帳によると申立期間中の昭和48年度の国民年金保険料について、昭和51年に社会保険事務所が催告を行っていることが確認できるが、申立人はさかのぼって納付しなくとも以後の保険料を納付すれば国民年金の受給権を得ることができたため納付しなかったとしている。

さらに、申立人は、これまで所持していた国民年金手帳及び保険料納付時の状況についての記憶が曖昧である。

加えて、別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性について、氏名の別読み検索等を行ったが、その存在をうかがわせる事情は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年11月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年11月から41年3月まで

昭和39年に婚姻後、41年3月までは私が夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付しており、同年4月からはA市役所で納付していた。

集金人が申立期間に居住していた家の近くの道のことを覚えており、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年に婚姻後、41年3月までは申立人が集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付しており、同年4月からはA市役所で納付していたと申し立てている。

まず、申立人が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとすると、申立人夫婦の納付記録をみると、夫婦共に未納となっていることが確認できる。

また、申立人は昭和36年6月2日に1回目の手帳記号番号の払出しを受け、41年5月16日に2回目の手帳記号番号の払出しを受けていることが確認できるが、申立期間の保険料を集金人に納付していた場合、1回目に払い出された手帳記号番号によることとなり、納付中の手帳記号番号がある中で、2回目の手帳記号番号が払い出されることは考え難い。

さらに、申立人夫婦は、国民年金保険料及び国民健康保険料を同じ集金人に納付し、領収書は1枚に各保険料の合計額が記載されていたとすると、A市では、1枚の領収書に各保険料の合計額を記載した領収書の発行は考えられないとしている。

加えて、別の手帳記号番号の有無を調査したが、別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。
その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 1704

第1 委員会の結論

申立人の平成2年3月から11年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年3月から11年8月まで

申立期間の国民年金保険料は、私の妻が夫婦二人分を一緒に納付しており、妻が毎年1月から6月までの分を6月又は7月に、7月から12月までの分を翌年1月に集金人に支払い、その際、機械で印字された納付書に領収印を押してもらったと記憶している。また、まれに妻は小切手で保険料を納付したこともある。

全部ではないが、残っている確定申告書控えの社会保険料控除欄にも国民年金の支払済保険料の記載があるので、上記の申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に集金人に納付し、その際に使用した納付書は機械で印字されたものであり、手書きの納付書は使用しなかったと陳述している。

しかし、A市によると、当時、集金人が扱えた納付書はA市発行の手書きの納付書のみであったことが確認でき、申立内容とは符合しない。

また、申立人の妻は、毎年1月から6月までの分の国民年金保険料を6月又は7月に集金人に機械で印字された納付書で支払っていたと陳述しているが、この支払時点において、1月から3月までの分は過年度保険料となるため、集金人は取り扱うことができず、社会保険事務所発行の手書きの納付書しか使用できないことになっていた。

さらに、申立人の妻は、集金人に小切手で国民年金保険料を納付したことがあると陳述しているが、A市においては、小切手による保険料収納は行っていないことが確認でき、いずれも申立内容と符合しない。

加えて、申立人は、申立期間について現存する確定申告書控えに国民年金の支払済保険料が記載されていることから、少なくとも当該期間内においては、記載額どおりの保険料を納付していたと申し立てているが、申立期間より前の昭和 60 年度から平成元年度の確定申告書控えに記載されている国民年金の支払済保険料と社会保険事務所の納付記録を比較してみても、確定申告書控えに記載されている国民年金の支払保険料と納付済みとなっている当時の保険料額とはすべて一致しておらず、また、当時は確定申告書に保険料の領収書を添付することは義務づけられていなかったことも勘案すると、当該確定申告書控えに記載の金額は実際の支払済保険料ではなく当時の所定保険料を記入したものと考えるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年3月から12年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年3月から12年12月まで

申立期間の国民年金保険料は、私が夫婦二人分を一緒に納付しており、毎年1月から6月までの分を6月又は7月に、7月から12月までの分を翌年1月に集金人に支払い、その際、機械で文字が印字された納付書に領収印を押してもらったと記憶している。また、まれに私は小切手で保険料を納付したこともある。

全部ではないが、残っている確定申告書控えの社会保険料控除欄に国民年金の支払済保険料の記載があるので、上記の申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に集金人に納付し、その際に使用した納付書は機械で印字されたものであり、手書きの納付書しか使用しなかったと陳述している。

しかし、A市によると、当時集金人が扱えた納付書はA市発行の手書きの納付書のみであったことが確認でき、申立内容と符合しない。

また、申立人は、毎年1月から6月までの分の国民年金保険料を6月又は7月に集金人に機械で印字された納付書で支払っていたと陳述しているが、この支払時点において、1月から3月までの分は過年度保険料となるため、集金人は取り扱うことができず、社会保険事務所発行の手書きの納付書しか使用できないことになっていた。

さらに、申立人は、集金人に小切手で国民年金保険料を納付したことがあると陳述しているが、A市においては、小切手による保険料収納は行っていないことが確認でき、いずれも申立内容と符合しない。

加えて、申立人は、申立期間について現存する確定申告書控えに国民年金の支払済保険料が記載されていることから、少なくとも当該期間内においては、記載額どおりの保険料を納付していたと申し立てているが、申立期間より前の昭和 60 年度から平成元年度の確定申告書控えに記載されている国民年金の支払済保険料と社会保険事務所の納付記録を比較してみても、確定申告書控えに記載されている国民年金の支払済保険料と納付済みとなっている当時の保険料額とはすべて一致しておらず、また、当時は確定申告書に保険料の領収書を添付することは義務づけられていなかったことも勘案すると、当該確定申告書控えに記載の金額は実際の支払済保険料ではなく当時の所定保険料を記入したものとするのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年8月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年8月から平成2年3月まで

国民年金の加入手続やその後の保険料納付については、すべて父親に任せており、私自身は全く関与していないが、学校卒業後の昭和57年8月ごろに、父親がA市役所で私の国民年金の加入手続をしてくれ、その後の保険料も納付してくれていたはずである。

平成19年6月に、初めて自分の納付記録を確認したところ、申立期間が未納とされていることが分かり、父親に問い合わせたところ、父親も加入時期等に関する明確な記憶は無いものの、「お前の分は昔からきちんと支払っていた。」と言っているのに、納付記録が2年4月からとされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の記録からみて、平成2年2月から同年4月ごろと推定され、この加入時点において、申立期間のうち、少なくとも昭和57年8月から62年12月までの国民年金保険料は制度上納付することができない。

また、申立人は、当初、自分は国民年金の加入手続等に関与していないものの、父親が代わって昭和57年8月ごろに加入手続を行い、申立期間に係る国民年金保険料を納付してくれていたはずであると申し立てていたが、その後、申立人自身が父親に再確認したところ、加入時期、納付金額及び納付方法等に関する父親の記憶はあいまいであったとも陳述している。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された可能性について調査したが、申立人の記録は確認できなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 1707

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年8月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年8月から45年3月まで

昭和39年8月に、両親が私の国民年金の加入手続きを行い、保険料も両親が集金人に支払っていた。

同居していた私の兄の記録は昭和38年6月から納付済みとなっているのに、上記の申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年8月に国民年金に加入し、それ以降継続して保険料を納付してきたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入届の記録を確認すると、昭和45年8月10日に姉と同時に加入したことが、A市の国民年金被保険者名簿から分かり、この加入届をした時点において、申立期間の保険料のうち、39年8月から42年12月までは制度上納付ができず、また、43年1月から45年3月までは、集金人に納付することができない過年度保険料となり、申立人の両親が集金人に支払ったとする申立内容と符合しない。

また、申立人は、両親から過年度保険料をまとめ払いしたと聞いた記憶は無いと陳述している。

さらに、A市の被保険者名簿をみると、申立人及びその姉の最初の保険料納付日は昭和45年10月17日となっており、その際、同年4月から同年9月までの6か月分の保険料を納付していることが確認できる。

一方、申立人の兄の記録をみると、昭和38年3月9日に国民年金手帳記号番号の払出しを受け、同年4月1日に37年6月から38年3月までの期間の保険料を納付しているなど、申立人及びその姉とは国民年金への加入日も異なっ

ているほか、これら3人の納付記録を照査しても納付日が3人とも同一日となっているのは、45年12月以降であることが確認できる。

加えて、申立人に別の手帳記号番号が払い出された可能性について調査したが、申立人の記録は見当たらなかったほか、申立人は納付手続に直接関与しておらず、ほかに申立期間の保険料納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年6月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年6月から45年3月まで

私が会社勤めを辞めた後の昭和38年6月に、両親が私の国民年金の加入手続きを行い、保険料も両親が集金人に支払っていた。

同居していた私の兄の記録は38年6月から納付済みとなっているのに、上記の申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社勤めを辞めた後の昭和38年6月に国民年金に両親が加入手続きをし、それ以降継続して保険料を納付してきたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入届の記録を確認すると、昭和45年8月10日に弟と同時に加入したことが、A市の国民年金被保険者名簿から分かり、この加入届をした時点において申立期間の保険料のうち、38年6月から42年12月までは制度上保険料納付ができず、また、43年1月から45年3月までは、集金人に納付することができない過年度保険料となり、申立人の両親が集金人に支払ったとする申立内容と符合しない。

また、申立人は、両親から過年度保険料をまとめ払いしたと聞いた記憶が無いと陳述している。

さらに、A市の国民年金被保険者名簿をみると、申立人及びその弟の最初の保険料納付日は昭和45年10月17日となっており、その際、同年4月から同年9月までの6か月分の保険料を納付していることが確認できる。

一方、申立人の兄の記録をみると、昭和38年3月9日に国民年金手帳記号番号の払出しを受け、同年4月1日に37年6月から38年3月までの期間の保険料を納付しているなど、申立人及びその弟とは国民年金への加入日も異なっ

ているほか、これら3人の納付記録を照査しても納付日が3人とも同一日となっているのは、45年12月以降であることが確認できる。

加えて、申立人に別の手帳記号番号が払い出された可能性について調査したが、申立人の記録は見当たらなかったほか、申立人は納付手続に直接関与しておらず、ほかに申立期間の保険料納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 1709

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年2月から61年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年2月から61年8月まで

私は、会社を退職した昭和53年2月から、父母が国民年金の加入手続きをしてくれて、毎月保険料を納めてくれていたはずである。

また、昭和55年5月に結婚してからは、夫の父が夫と私の保険料を納めてくれていたはずである。申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和53年2月に申立人の父母が申立人の国民年金の加入手続きを行い、保険料も父母が納付していたはずであり、また、55年5月の結婚以降は、申立人の夫の父が申立人の夫の保険料と共に納付していたはずであると申し立てている。

そこで、申立人の国民年金記録をみると、平成12年7月27日に申請免除となっていることが確認でき、少なくともこの時点において国民年金に加入していたものと考えられるものの、昭和53年2月前後に加入手続きを行っていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

また、申立人は、国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付したとする申立人の父及び母からは国民年金手帳を渡されたことは無く、保険料納付を確認できる領収書等ももらったことも無いと陳述している。

さらに、申立人の夫からも申立人の保険料の納付についての陳述は得られなかった。

加えて、申立期間当時の居住地を管轄するA社会保険事務所及びB社会保険事務所において、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された可能性について調査したが、その形跡は見当たらず、また、各種の氏名の検索を行っても、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立期間の国民年金が納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年5月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年5月から44年3月まで

私の国民年金保険料は、母が納付していたはずである。同居していた姉の保険料は母が納付した記録になっているのに、病気がちであった私の保険料を母が納付していないはずがない。上記の申立期間が未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年5月から厚生年金保険被保険者資格を取得した44年4月の前月の同年3月までの期間の国民年金保険料については、母が納付したはずと申し立てている。

しかし、申立人の年金加入記録をみても、国民年金に加入したとの記録が無く、平成9年に付番された基礎年金番号も厚生年金保険番号と同番号となっている。

また、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されている可能性について、申立期間当時の居住地を管轄しているA社会保険事務所において、手帳記号番号払出簿を調査したが、申立人の記録は見当たらず、また、各種氏名検索を行っても申立人の記録は見当たらなかった。

さらに、申立人は保険料納付に直接関与しておらず、自分の国民年金手帳を見た記憶も無いと陳述しているほか、ほかに申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から61年3月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から61年3月まで

昭和45年11月に母に「国のすることだから」と勧められて国民年金に任意加入した。自宅でA業を始めた昭和54年ごろ、付加年金に関する記事を見て、とても有利な制度だと思い、市役所に電話をして加入申込みの意志を伝えると、集金人の女性が自宅に加入手続に来てくれた。その際、2か月分の付加保険料として800円を支払って、領収書もらったことを覚えている。当時、定額保険料については、既に口座振替を利用していたが、その集金人がずっと来てくれるというので、特に疑問も抱かずに、1か月おきに1,000円札で800円を支払って、領収書は台所の引き出しに入れていた。平成6年に災害により領収書は消失してしまったが、昭和61年4月に第3号被保険者になるまで、そのように集金人に付加保険料を支払っていたので、付加保険料納付記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年ごろ付加年金に関する記事を見て付加年金に加入し、その後61年3月まで、付加保険料のみを自宅を訪問する女性集金人に支払い続けたと申し立てている。

そこで、市役所及び社会保険庁の記録をみると、申立人が付加年金の加入手続を行ったとの記録は見当たらない。

また、申立人は昭和50年7月分から口座振替により保険料を納付しており、国民年金法改正により任意加入被保険者から第3号被保険者になる前月の61年3月までの振替額はすべて定額保険料のみであることが、銀行の口座取引明細書により確認できる。

さらに、B市では昭和54年当時にはパソコンが導入され、それ以降の国民

年金保険料のデータ入力は「定額納付」、「定額＋付加保険料納付」の2パターンとなり、定額保険料納付記録と付加保険料納付記録を別々に入力することはできず、仮に年度の途中で付加年金加入の申込があった場合は、初回のみ別徴収することがあったかもしれないものの、7年間も付加保険料のみを別徴収することは考えられないと説明している。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 1712

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年6月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年6月から55年3月まで

国民年金の手續や納付はすべて亡くなった夫がしていた。夫は几帳面な性格であったので、昭和48年5月に結婚した時から、私のために国民年金の加入手續を行い、以後保険料を納付してくれていたはずなのに、申立期間の国民年金保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫が昭和48年5月の結婚後に国民年金加入手續を行い、それ以降保険料を支払っていたはずであると申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入記録をみると、A市の被保険者名簿及び社会保険庁の記録のいずれにおいても、申立期間より後の昭和55年4月3日を新規資格取得日として任意加入していることが確認でき、任意加入の場合には、制度上、加入手續日からさかのぼって資格を取得することができず、保険料もさかのぼって納付することはできない。

また、申立人に別の手帳記号番号が払い出された可能性についても調査したが、申立人の記録は見当たらなかった。

さらに、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与しておらず、明確な記憶が無い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 1713

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年2月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年2月から57年3月まで

私は、会社を退職した昭和54年3月ごろ、無年金になれば将来が不安という思いがあり、年金の空白期間を作りたくなかったため、A市役所で国民年金の加入手続をした。

国民年金加入後は、妻が私と妻の二人分の国民年金保険料を自宅に来ていた集金人に支払い、後に金融機関で支払った記憶がある。私も妻も、保険料はきっちり支払ってきたので未納とされていることに納得できない。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和54年3月ごろ、A市役所で国民年金の加入手続をし、国民年金保険料は申立人の妻が納付していたとしているところ、申立人の妻が申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料は無い上、申立人自身は保険料の納付に関与しておらず、申立人の妻も申立人の保険料納付をいつから開始したかはっきりと覚えていないとするなど、申立人の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和57年5月に払い出され、申立人は第1号被保険者資格を54年2月21日にさかのぼって取得していることが社会保険庁の記録により確認でき、この手帳記号番号の払出日においては、申立期間の保険料は現年度納付することができず、また、申立期間のうち一部の期間は制度上、過年度納付もできない期間である。

加えて、申立人に別の手帳記号番号が払い出されている可能性について、複数の氏名別読み検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されている事情は見当たらなかった。

このほか、申立人が、申立期間について、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年7月から50年12月までの期間及び61年4月から平成2年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年7月から50年12月まで
② 昭和61年4月から平成2年9月まで

私は、結婚後の昭和47年10月、老後のためにとの思いがあつてA市役所で国民年金の加入手続をした。

申立期間①は、私が第一子を出産した直後の昭和47年12月に病気を患い、入退院を繰り返していたため、家事を手伝いに来てもらっていた実母に国民年金保険料の納付を頼んで、保険料を納付していた。

申立期間②については、私が保険料を納付した。

保険料の納付方法は、加入当初は自宅に来た集金人に支払い、その後の時期ははっきりと覚えていないが、後に最寄り駅近くの金融機関で口座振替に替わったのを覚えている。

保険料はずっと納付しているのに未納とされていることに納得できない。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①については、申立人の母に頼んで国民年金保険料を納付し、申立期間②については自分が納付していたとしているところ、申立人の母は既に死亡しており、申立人の母あるいは申立人が申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料は無い上、申立人も保険料の納付についての陳述が変遷するなど納付に関する記憶が曖昧であるため、申立人の保険料の納付状況の詳細は不明である。

また、申立人は、申立期間①直後の昭和51年1月から53年3月までの保険料を同年8月に、申立期間②の直後の平成2年10月から4年3月までの保

険料を同年 11 月に過年度納付していることが特殊台帳及び社会保険庁の記録から確認できる。

このことについて、これらの過年度納付期間は、申立期間①と申立期間②の各期間の直後であり過年度納付されるまではそれぞれ未納期間であったこと、及び過年度納付の時点において制度上さかのぼって納付できる最大の期間でもあることを考え合わせると、この二つの申立期間はこの過年度納付時点においていずれも未納期間であり、この時点では既に時効により過年度納付できない期間であった可能性を否定できない。

このほか、申立期間は申立期間①が 18 か月、申立期間②が 54 か月、併せて 72 か月と長期間である上、それぞれの申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 1715

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年7月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年7月から61年3月まで

私は、国民年金には加入しなければいけないと思っていたので、会社を退職した昭和50年に市役所で国民年金の強制加入手続を行い、53年の結婚後も引き続き国民年金に任意加入し、市役所で国民年金保険料を納付していた。

それにもかかわらず、昭和58年7月から59年1月までの期間の保険料が未納、また、同年2月から61年3月が未加入とされているが、申立期間当時は生活に変化は無く、保険料を納付できない状況では無く、国民年金をやめた覚えも無い。申立期間を納付済みと訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚後も国民年金に任意加入し、第3号被保険者となるまで、保険料を納付しており、国民年金の加入をやめた覚えも無いとしているところ、申立人が保管している国民年金手帳には昭和59年2月8日に資格を喪失と記されているほか、申立人の特殊台帳にも「昭和59年2月8日資格喪失」との事蹟^{じせき}が残されていることから、申立人には少なくとも、納付年度が切り替わる同年4月以降の国民年金保険料の納付書は発行されず、申立人はこの期間の保険料を納付できなかったと考えられる。

また、申立人は、保険料の納付手続について記憶が曖昧^{あいまい}であり、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料が無いほか、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの期間及び46年4月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年3月まで
② 昭和46年4月から49年3月まで

私は、国民年金の加入手続をしたことを覚えてはいないが、A市に住んでいた時に、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に支払っていたことは覚えている（申立期間①）。

B市（後にC市へ編入）への転居時に国民年金の住所変更手続を行った覚えは無いが、妻が夫婦二人分の保険料を集金人に納付していたので、申請免除や不払いは無いはずである（申立期間②）。

それにもかかわらず、各申立期間について、保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料の納付を申立人の妻が行っていたとしているところ、その妻が保険料を納付したことを示す関連資料は無く、その妻は事情を聴取できない状況にある上、申立人は保険料の納付に関与していないため、申立期間①及び②の保険料納付に関する詳細は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、C市在住の昭和42年12月に夫婦連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、この手帳記号番号払出日においては、申立期間①の保険料は現年度納付することができない上、申立期間①の一部は、制度上、過年度納付することもできない。

さらに、申立人には申立人がC市に転居する以前の昭和36年6月に別の手帳記号番号が払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確

認できるが、この手帳記号番号は不在消除されていることから、この手帳記号番号による保険料の納付は無かったと考えられる。

加えて、申立人の保険料の納付を行っていたとされる妻は、申立期間①の期間については申請免除となっていることが社会保険庁の記録により確認でき、夫婦一緒に夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人の陳述とは符合しない。

次に、申立期間②については、申立人は免除申請を行っていないとしているところ、特殊台帳及びB市の被保険者名簿の記録はいずれも申請免除となっていることが確認でき、申立人の妻についても申立期間②の一部である昭和46年4月から48年3月までは申請免除となっていることが特殊台帳及びB市の被保険者名簿により確認できることから、申立人の申請に基づいて免除となったものと考えられる。

このほか、申立期間①及び②の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から43年3月までの期間及び43年7月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から43年3月まで
② 昭和43年7月から49年3月まで

私は、国民年金の加入手続をしたことを覚えてはいないが、A市に住んでいた時に、私が夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に支払っていたことは覚えており、免除申請を行った覚えは無い（申立期間①）。

B市（後にC市へ編入）への転居時に国民年金の住所変更申請を行った覚えは無いが、私が夫婦二人分の保険料を集金人に納付していたので、申請免除や不払いは無いはずである（申立期間②）。

それにもかかわらず、各申立期間について、保険料が未納とされているのは納得できない。

（注）申立人は、病気療養中であることから、上記の申立内容の要旨は申立人の夫から聴取したものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料の納付は自身が行っていたとしているところ、申立人が保険料を納付したことを示す関連資料は無い上、申立人からは納付に関する事情を聴取できず、その納付状況の詳細は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、C市在住の昭和42年12月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、この手帳記号番号払出日においては、申立期間①のうち、36年4月から40年3月までの間は現年度納付できない期間である。

さらに、申立人は自身が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとしているところ、昭和40年4月から43年3月までの間は、申立人は免除期間である

のに対し、申立人の夫は同期間の保険料を49年12月に特例納付により納付していることがそれぞれ特殊台帳により確認でき、申立人の陳述とは符合しない。

加えて、申立期間①については、申立人は免除申請を行わなかったとしているところ、特殊台帳により、時期は不明であるが、さかのぼって未納期間が免除期間に訂正されていることが確認でき、この記録の訂正は、申立期間①当時の免除に関する資料に基づき訂正されるものであることから、申立期間①は申立人の申請に基づいて免除となったものと考えられる。

次に、申立期間②については、申立人は現年度納付を行い、免除申請も行っていないとしているところ、申立期間のうちの昭和43年7月から46年3月までの間は、申立人の夫は49年12月に特例納付により保険料を納付しており、夫婦二人分を一緒に現年度納付したとする陳述とは符合しない上、46年4月から48年3月までの間は特殊台帳及びB市の被保険者名簿のいずれの記録も申請免除となっているとともに、申立人の夫もこの間は申請免除期間であり、申立人の陳述内容には不自然な点がある。

このほか、申立期間①及び②の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
手帳記号番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

私がA市(現在は、B市)に住んでいた時に、近くに住む同市役所職員で集金人であった人から勧誘を受け国民年金に加入し、以後、同人が私の店に国民年金保険料の集金に来ていたのを明確に覚えている。納付金額はよく覚えていないが、妻と二人分を自分で集金人に納付した。

C市に転居した昭和39年4月以降は夫婦共国民年金保険料をすべて納付している。

しかし、A市で納付していた昭和36年4月からの39年3月までの申立期間の納付記録が無い。同期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年初めに、当時の市職員に勧められ国民年金に加入し、その後その市職員が集金に来たので国民年金保険料を納付したとしているところ、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和39年5月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、この払出時点では申立期間の保険料は現年度納付できず、申立期間の一部は、制度上、過年度納付もできない。

さらに、申立人が保険料を納付していたとする市職員については申立期間当時、市税務課に在籍していたことが確認できたものの、申立人が挙げた近隣の住民からは「その市職員には住民税を納付しており、国民年金保険料は納付していなかった。」との証言があるなど、その市職員が国民年金保険料の集金を行っていたことは確認できなかった。

加えて、申立人の別の手帳記号番号の払出しの有無について、手帳記号番号

払出簿の内容確認や氏名別読み検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

このほか、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
手帳記号番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から58年3月まで

私たち家族は平成2年9月13日にA国から帰国しB市に住んだ。しばらくしてB市から国民年金の加入勧奨があり、国民年金は義務だと思っていたので、妻と夫婦二人でB市役所まで出向き国民年金加入手続をした。その時、B市役所の国民年金担当者から「特別措置（特例）」により、さかのぼって国民年金保険料を追納できるとの説明を受け、納付する意志を伝えたところ、担当者から納付しやすい方法を提案され、昭和56年4月から58年3月までの保険料を平成3年ごろに現年度保険料と併せて分割して納付した。

C業務従事の厳しい生計から無理をして納付した記憶がある。その時免除申請をした記憶は無かったが、平成6年に3年4月から4年3月までの免除期間の追納を迫られ、苦しかったが6年12月に11万4,000円を一括で納付した。自分の国民年金手帳には昭和56年4月1日加入と記載されている。保険料を納付した期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、家族で帰国後、しばらくした平成2年ごろにB市役所から、国民年金加入の勧奨があり、夫婦二人そろって国民年金の加入手続を行ったとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、3年7月に夫婦連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できる。

また、国民年金の加入手続に際して、市職員から「特別措置等に関する政令」に基づき、さかのぼって国民年金保険料を追納できるとの説明を受けたので、申立期間について分割納付により平成3年度の保険料と併せて納付したとしているところ、申立人は同人の出生年月日において同法による追納を行える対

象者では無く、かつ、申立期間は追納の対象期間ともなっていない。

加えて、申立期間の保険料を納付したとする関連資料(家計簿など)が無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から58年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
手帳記号番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から58年7月まで

私たち家族は平成2年9月13日にA国から帰国しB市に住んだ。しばらくしてB市から国民年金への加入勧奨があり、国民年金は義務だと思っていたので、夫と夫婦二人でB市役所まで出向き国民年金加入手続をした。その時、B市役所の国民年金担当者から「特別措置（特例）」により、さかのぼって国民年金保険料を追納できるとの説明を受けた。また、このとき私の納付できる期間は夫とは違い1年間さかのぼれない期間があるとの説明も受けた。

上述の説明を受けた際に、同上の担当者に特例納付する意志を伝えたところ、その者から納付しやすい方法を提案され、昭和52年4月から58年7月までを平成3年ごろに現年度保険料と併せて分割で特例納付した。

C業務従事の厳しい生計から無理をして納付した記憶がある。未納期間が長いと、納付額は夫の倍以上であった。その時には免除申請をした記憶は無かったが、平成6年に3年4月から4年3月までの免除期間の追納を迫られ、苦しかったが6年12月に11万4,000円を一括で納付した。自分の国民年金手帳には昭和52年4月1日加入と記載されている。保険料を納付した期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、家族で帰国後、しばらくした平成2年ごろにB市役所から、国民年金加入の勧奨があり、夫婦二人そろって国民年金の加入手続を行ったとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、3年7月に夫婦連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できる。

また、国民年金の加入手続に際して、市職員から「特別措置等に関する政

令」に基づき、さかのぼって国民年金保険料を追納できるとの説明を受けたので、申立期間について分割納付により平成3年度の保険料と併せて納付したとしているところ、申立人は生年月日において同法による追納を行える対象者では無く、かつ、申立期間は追納の対象期間ともなっていない。

加えて、申立期間の保険料を納付したとする関連資料（家計簿など）が無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情はない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から51年12月まで
時期は覚えていないが、国民年金の勧誘に来たA市役所の50代の女性の人に、私が自宅で国民年金の加入申込みをした。
昭和62年ごろまでは、夫婦で店を営んでおり、店が休みの時に自宅で私が市役所の集金人に国民年金保険料を納付していた。
A市の同じ住所に長く居住して、いつも夫婦二人分の保険料を納付していたのに、未納とされている保険料があるのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身が集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付したと陳述しているところ、A市の集金人制度は昭和46年度で終了しており申立人の陳述とは符合しない。

また、申立人は、申立期間以後の納付方法や過年度納付を行ったことに関する記憶が無いなど保険料納付に関する記憶があいまいである上、保険料を納付したことを示す関連資料は無い。

さらに、申立期間のうち、昭和49年度の保険料が昭和51年に、また同年1月から52年12月までの保険料が53年に催告されていることが特殊台帳に残された事蹟^{じせき}より確認でき、これらの期間の保険料はこの催告の時点では未納であったことがうかがえる。

加えて、申立期間は33か月と長期であるほか、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から46年3月までの期間及び52年10月から57年11月まで期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月から46年3月まで
② 昭和52年10月から57年11月まで

昭和45年ごろ、元夫が、離職に伴う手続をするためにA市役所に出向いた際に、夫婦二人分の国民年金加入手続を行った。申立期間①及び②に係る国民年金保険料は、元夫が、毎月自宅に来る市の集金人に納付し、集金人に納付できなかったときには市役所へ行って納付していたと記憶している。

それにもかかわらず、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の元夫が国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付のすべてを行い、自身は直接関与していないと陳述しているところ、その元夫は既に死亡しているため、申立期間当時の国民年金の加入手続及び保険料納付の状況等の詳細は不明である。

また、申立期間①については、申立人は夫婦二人分の保険料を元夫が毎月納付したとしているところ、申立期間直後の昭和46年7月から48年3月の期間の申立人の保険料は過年度納付となっている一方、同期間における元夫の保険料は現年度納付であり、夫婦二人分を一緒に納付していた状況は必ずしもわかかわれない。

さらに、申立期間②については、申立人はその元夫が毎月集金人に夫婦二人分の保険料を納付したと陳述しているところ、A市では昭和48年度末をもって集金人による納付方式を廃止し、それ以降は納付書による納付方式であったとしており、申立人の陳述とは符合しない。

加えて、申立期間①及び②は併せて74か月と長期間であり、申立期間①及び②の保険料納付を示す関連資料(家計簿等)が無く、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年1月から41年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年1月から41年8月まで
厚生年金保険加入期間に挟まれた昭和39年にA市でB業務店を開業した。当時C会の役員が集金に来ていたので、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を支払っていたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。申立期間の保険料は200円ぐらいであったと記憶している。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、申立人の妻がC会の役員に対して、夫婦二人分の国民年金保険料200円を納付していたと申し立てしているところ、A市では、C会を単位とした納付組織が保険料の収納業務を行っていたと説明しており、申立期間当時の月額保険料は100円であり、申立内容は当時の制度状況と符合している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和47年7月29日に夫婦連番でD市において払い出されていることが確認でき、この手帳記号番号によっては申立期間の国民年金保険料を、当時住んでいたA市のC会の役員に現年度納付することはできず、44年12月以前の保険料は制度上過年度納付することもできない。

また、E社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

さらに、申立人の国民年金加入記録をみると、申立期間は未加入期間とされており、申立人の保険料納付を担っていたとする申立人の妻の記録をみても、申立期間は未加入期間とされている。

加えて、申立人は、保険料納付に関与しておらず、申立人及びその妻から保

険料の納付をめぐる事情を汲み取ろうとしても、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年1月から63年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年1月から63年6月まで

私は、昭和58年1月から同年6月までの期間は、国民年金の加入手続をせず保険料を納めていなかったため、結婚後、同年6月又は同年7月ごろに妹と一緒にA市役所へ行き、国民年金の加入手続を行い、義父に援助してもらって4万円弱の保険料を納付した。その時、同年1月1日加入と記入された年金手帳とA市発行の冊子を受け取った。

昭和58年7月から63年6月までの国民年金保険料は、当時、夫が既に口座振替により保険料を納付していたので、私の保険料も58年7月ごろから夫の指定預金口座から自動振替納付していた。

昭和58年1月から同年6月までの保険料納付については、私の国民年金加入手続に同行した妹も記憶しており、また、同年7月から63年6月までの保険料については、夫が納付済みとされているにもかかわらず、私の分が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険の被保険者であった期間を除き、申立期間以外の国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の夫も申立期間を含む国民年金加入全期間の保険料を完納している。

また、申立人は、昭和58年6月又は同年7月ごろに国民年金の加入手続を行い、同年1月から同年6月までの保険料として4万円弱の保険料を納付し、A市発行の冊子を受け取ったと申し立てしているところ、申立人は当該冊子を保有しているほか、申立人の国民年金加入手続に同行したとするその妹も、申立人と一緒にA市役所へ行ったと陳述しており、当時の保険料額も申立内容とおおむね一致する。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の手帳記号番号払出対象者の記録から、平成2年9月ごろに払い出されているものと推測され、申立内容と符合しないほか、この手帳記号番号によっては、制度上申立期間の国民年金保険料を納付することはできない。

そこで、申立期間の保険料を納付することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しの有無について、手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、その存在をうかがわせる事情等は見当たらなかった。

また、申立人は、昭和58年1月から同年6月までの保険料を市役所窓口でまとめて納付したと申し立てているが、当該期間のうち、同年1月から同年3月までの保険料は過年度保険料となるため、市役所窓口で納付することはできない。

さらに、申立人は、昭和58年7月ごろから、夫の国民年金保険料と併せて夫の指定預金口座から自動振替納付をしていたと申し立てているが、社会保険庁の納付記録をみると、申立人の保険料口座振替開始月は平成3年2月と推測されることから、申立内容と符合しない。

加えて、社会保険庁の納付記録をみると、申立人は、平成2年10月に社会保険事務所から催告を受けた記録が確認でき、さらに、同年10月25日に、さかのぼって納付することが可能である申立期間直後の昭和63年7月から平成2年3月までの保険料を過年度納付するとともに、同年4月から同年10月までの保険料を現年度納付していることが確認でき、申立内容とは矛盾する。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年2月及び同年3月

平成元年2月に会社を退職後、A市役所で国民年金の加入手続を行い、同年12月又は2年の始めごろに郵送されてきた何枚かの納付書で、国民年金保険料を一括納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年2月に会社を退職後、A市役所で国民年金の加入手続を行ったと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の手帳記号番号払出対象者の記録から2年4月にB市で払い出されていることが確認できるほか、申立人の被保険者名簿を見ると、同年3月28日にB市役所で国民年金の加入手続と第3号被保険者への種別変更手続が行なわれていることが確認でき、申立内容と符合しない。

また、申立人は、国民年金加入手続後に郵送されてきた納付書について、受け取ったのは1回きりで様式は1種類だけであったと陳述しているが、申立人は平成2年3月28日にB市で加入手続を行っていることから、元年4月以降の保険料は現年度保険料となるためB市役所が、申立期間の保険料は過年度保険料となるためC社会保険事務所が、それぞれ納付書を郵送することになるため、陳述内容と符合しない。社会保険庁の記録からは、C社会保険事務所から過年度保険料の納付書が送付されていたことを確認することはできなかった。

さらに、申立人は、納付場所や納付金額など保険料納付に係る具体的な記憶を有しておらず、申立人から保険料の納付をめぐる事情を汲み取ろうとしても、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることは出来ない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から47年3月まで

申立期間当時は、両親と同居をしていたため、私の分の保険料を含めて、両親がA市B区で支払ってくれました。両親は納付済みなのに、私の保険料だけを未納にするとは思えませんので、未納とされていることに納得できません。

第3 委員会の判断の理由

申立人は両親と同居をしていたので、申立人の分も含めて一緒に両親が支払ったはずであると申し立てている。

そこで、申立人の加入手続時期をみると、記号番号払出簿の払出日及び市の被保険者名簿の住所地記録からA市C区在住中の昭和44年4月になされたと推定できる。また申立人は同月にB区に転居しているものの、この住所変更の届は47年5月になされていることが市の被保険者名簿から確認できる。

一方、保険料を納付していたとする母親の納付記録をみると、昭和40年4月から44年3月までの保険料を現年度納付した後、申立期間中の同年4月から46年3月までの保険料は現年度納付されず、47年5月に特例納付及び過年度納付の組合わせにて納付をし、これに継続する46年4月から47年3月までの分は、現年度納付期限間際の同年4月に一括納付していることが市の被保険者名簿から確認できる。また、この一括納付までの間、市では所在不明として扱われていたことが確認できる。

さらに、申立人と母親は、それぞれ昭和47年4月1日発行の年金手帳を所持しており、申立人の分は昭和47年度分から、母親の分については一括納付を行った46年度分から印紙検認記録欄が作成されている。

これらの点を踏まえると、申立人はC区在住中の昭和44年4月に最初の手

帳の交付を受けたものの、現年度納付はなされず、転居後のB区において47年5月に再交付を受けたものと推定できる。この場合、申立期間には時効完成期間が含まれるほか、すべて過年度期間となり、市役所で納付することはできない期間になっている。

また当該手帳の昭和47年度及び48年度分の印紙検認記録欄をみると、3か月毎に申立人と母親は同一日に納付していることが確認できることから、母親は申立期間直後の47年度分から申立人の分を含めた現年度納付を開始したと考えるのが自然である。

さらに、申立人本人は納付に直接関与していないほか、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの期間、同年4月から41年3月までの期間及び41年4月から46年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年3月まで
② 昭和38年4月から41年3月まで
③ 昭和41年4月から46年3月まで

昭和36年4月から平成8年6月まで1月も欠かさず継続して国民年金保険料を納付してきたはずである。申立期間当時は保険料の納付を夫に任せていたが、夫は誠実で信頼できる人間であり、常々私の分の保険料も納付しておいたと言っていたので、自分の保険料のみ納付して妻の分を納付しないというようなことをするとは考えられず、毎月又は3か月ごとに間違い無く夫婦二人分の保険料を納付していたと信じている。納付場所はおそらく郵便局で、申立期間当初の保険料は一人月額100円ないし150円程度で、その後どんどん金額が上昇していったと記憶している。また申立期間当時経済的に納付困難な状況では無かったので免除申請した覚えは無く、夫から免除の話を聞いたことも無い。

ところが、社会保険事務所の記録では昭和36年4月から46年3月までの期間が未納期間ないし免除期間とされており、これは事実と相違すると思えない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫の手帳記号番号の払出時期をみると、申立人はA市において昭和46年11月に、その夫はB市において37年9月に払い出されていることが手帳記号番号払出簿の記録から確認できる。この場合、申立人については、この手帳記号番号によっては、申立期間①、及び③のうち払出しから2年強以前の期間は、時効の成立により、既に保険料を納付できない期間になっている。

また、申立期間②については、追納は可能であるものの、その場合申立人の夫により現年度納付したとする申立人の陳述とは符合しない。

一方、申立人の保険料納付記録をみると、A市の被保険者名簿及び社会保険庁のいずれの記録においても、上記の手帳記号番号払出時期より以前の申立期間②について、申請免除期間とされており、申立人には別の手帳記号番号が存在した可能性がうかがえる。しかしながら、A市の被保険者名簿に当該免除の記録が記載され、申立期間①及び③の期間が未納として、同市で交付された手帳記号番号により、申立人の納付記録の管理がされていることを踏まえると、仮に別の手帳記号番号が存在した場合であっても、その納付記録は、申立期間②は申請免除、申立期間①及び③は未納であり、既に統合されていると考えるのが自然である。これに関連して、旧姓を含む氏名検索を行うも、未統合記録の存在をうかがわせる事情は見当たらなかった。

また、申立期間①と③を合算すると延べ84か月に及び、これほど長期にわたって行政機関が事務的過誤を継続することは考え難い。

さらに、申立人は申立期間当時、国民年金加入手続及び保険料納付に直接関与していないため、加入手続及び保険料納付をめぐる申立人の記憶は定かでない上に、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年3月から40年3月までの期間及び44年1月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年3月から40年3月まで
② 昭和44年1月から47年3月まで

親戚が自営をしていたのでその手伝いをしていた。厚生年金保険は無かったので国民年金に入らなければと思っていた。結婚してすぐに夫婦二人一緒に国民年金の加入手続をして夫婦二人一緒に保険料を納付してきた。市役所から女性の集金人が家に来てくれたので、国民健康保険と一緒に納めていた。納めると領収書もらった。保険料の額は覚えていない。昭和44年にA市に転居してからも同様の納め方をしていた。55年にB市に転居してからは口座振替で保険料を納めてきた。しかし、申立期間①及び②の期間の保険料が未納とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、結婚後、夫婦二人で国民年金の加入手続を行い、その後は市の女性集金人に国民健康保険料と併せて夫婦二人分を納付し、領収書もらっていたと申し立てている。

そこで、申立期間①及び②について申立人夫婦の納付記録をみると、市及び社会保険庁のいずれの記録においても未納の記録となっている。

また、申立期間当時の保険料納付は、印紙検認方式であり、納めると領収書もらったとする申立人の陳述とは符合しない。さらに、国民年金と国民健康保険の集金人が一元化されたのは昭和48年4月からであり、集金人が家に来てくれて国民健康保険料と一緒に納めていたとする陳述とは符合しない。

加えて、申立期間②の期間のうち昭和46年度分について未納のため、49年度に催告されているほか、昭和47年4月から同年12月までの保険料が特例納

付にて、48年1月から50年3月までの保険料が過年度納付にて、同年12月26日にさかのぼって納付されていることが特殊台帳から確認でき、集金人に納めていたとする陳述とは符合しない。

このほか、申立人が申立期間①及び②の期間に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年3月から40年3月までの期間及び44年1月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年3月から40年3月まで
② 昭和44年1月から47年3月まで

親戚が自営をしていたのでその手伝いをしていた。厚生年金保険は無かったので国民年金に入らなければと思っていた。結婚してすぐに夫婦二人一緒に国民年金の加入手続をして夫婦一緒に夫婦二人分の保険料を納付してきた。市役所から女性の集金人が家に来てくれたので、国民健康保険と一緒に納めていた。納めると領収書もらった。保険料の額は覚えていない。昭和44年にA市に転居してからも同様の納め方をしていた。55年にB市に転居してからは口座振替で保険料を納めてきた。しかし、申立期間①及び②の期間の保険料が未納とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、結婚後、夫婦二人で国民年金の加入手続を行い、その後は市の女性集金人に国民健康保険料と併せて夫婦分を納付し、領収書もらっていたと申し立てている。

そこで、申立期間①及び②について申立人夫婦の納付記録をみると、市及び社会保険庁のいずれの記録においても未納の記録となっている。

また、申立期間当時の保険料納付は、印紙検認方式であり、納めると領収書もらったとする申立人の陳述とは符合しない。さらに、国民年金と国民健康保険の集金人が一元化されたのは昭和48年4月からであり、集金人が家に来てくれて国民健康保険料と一緒に納めていたとする陳述とは符合しない。

加えて、申立期間②の期間のうち昭和46年度分について未納のため、49年度に催告されているほか、昭和47年4月から同年12月までの保険料が特

例納付にて、48年1月から50年3月までの保険料が過年度納付にて、同年12月26日にさかのぼって納付されていることが特殊台帳から確認でき、集金人に納めていたとする陳述とは符合しない。

このほか、申立人が申立期間①及び②の期間に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年7月から45年3月までの期間及び46年4月から46年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年7月から45年3月まで
② 昭和46年4月から46年9月まで

昭和41年7月に役所から、厚生年金保険から国民年金に切り替わったので、国民年金の保険料を支払ってくださいとのはがきが届いた。それからは集金人に、母親が二人分の保険料を納めていた。しかし、申立期間の保険料が未納とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年7月に役所から保険料支払いを案内するはがきが届いた後、母親が二人分の保険料を納めていたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日を見ると、昭和42年2月であることが社会保険庁の国民年金手帳記号番号払出簿から確認できる。この場合、申立期間の保険料は現年度納付が可能である。

しかしながら、申立期間当時の保険料納付方法は印紙検認方式であるが、二人分の保険料を納付していたとする申立人の母親は、保険料を支払っている間、申立人の年金手帳は手元になかったと陳述しており、申立人の保険料は納付できなかったと考えるのが自然である。

また、保険料を納付したとする申立人の母親は、当時は、1か月ないし3か月毎の集金により保険料を納付していたと陳述している。一方、申立人について、申立期間①直後の昭和45年4月から申立期間②に継続する46年3月までの1年間の納付記録を見ると、同年4月に一括で納付されていることが市の被保険者名簿から確認でき、母親陳述の納付状況とは符合していない。

さらに、51か月間もの長期にわたって、行政の事務的過誤が続くとは考え

難い。

加えて、別の国民年金手帳による納付の可能性を確認するために、社会保険事務所において国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行い、また、旧姓を含め氏名の別読みによる検索を行ったが、別の国民年金手帳記号番号の存在をうかがわせる事情は見当たらなかった。

このほか、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付をめぐる記憶は定かでは無く、また、保険料を二人分納付していたとする申立人の母親は、納付金額及び納付方法についての記憶が定かでは無いほか、申立人が申立期間①及び②の期間に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年5月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月から48年12月まで

私の母が、昭和52年1月31日及び同年4月13日に国民年金保険料を納付書でまとめて支払った。これらの領収証書の欄外に記載された金額、4万2,700円及び7,800円もそのとき一緒に市役所の窓口で支払っているの、納付済みのはずである。上記期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が申立期間の保険料を納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期を調査すると、昭和52年3月に払い出されていることが手帳記号番号払出簿により確認できる一方、申立人の所持する2枚の領収証書のうち最初の領収日(同年1月31日)から、申立人の国民年金の加入手続は、同年1月ごろに行われたものと推定でき、この時点において、申立期間は、制度上、保険料を納付することができない。

また、申立人の母親は、申立期間の保険料を申立人が所持する領収証書により市役所の窓口で支払ったと主張しているところ、当該2枚の領収証書をみると、いずれの領収印もA郵便局のものであることが認められ、そこに記載された納付期間は、昭和52年1月31日の納付日時点において過年度納付が可能であった49年1月から51年3月までの期間及び同年4月から52年3月までの現年度の期間(同年4月13日納付)となっており、保険料の金額欄に記載された納付金額もこれらの期間に相当する金額であることから、いずれも行政庁が発行した納付書に基づき、郵便局において収納したものであることは明らかであり、社会保険庁の記録及び特殊台帳の納付記録とも一致している。

さらに、各領収証書の欄外には、申立てどおり、それぞれ「42700」及び「7800」の数字の記載が確認できるが、これが何らかの納付金額であったとしても、申

立期間に係る保険料額 2 万 1, 200 円と一致しないほか、申立人の所持する国民年金袋には、申立人の母親が記載したとする「掛金初 49 年 1 月より」の文字が見てとれる。

加えて、申立人の母親が申立期間の保険料を納付するためには、別の手帳記号番号の払出しが必要であり、申立人に係る各種の氏名検索を行ったが、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

このほか、申立人に申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料が無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年11月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年11月から44年3月まで

私は、高校を卒業した昭和41年からA市のB社に住み込みで働いていた。A市役所の集金人から国民年金の加入勧奨を受け、初めて国民年金制度があることを知り加入した。住込先の工場に来る集金人に国民健康保険と国民年金の保険料を一緒に納付して来たのに、未納とされていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入し、国民年金保険料を集金人に納付して来たとし立てている。

そこで、申立人の手帳記号番号払出時期をみると、その手帳記号番号から、昭和44年度の市の適用特別対策により適用されたものと推定され、この時点において申立期間の保険料は、集金人が徴収できない過年度保険料と考えられるが、申立人は過去の保険料をさかのぼってまとめ払いした記憶は無いと陳述している。

また、申立人が申立期間の保険料を集金人に現年度納付するためには、別の手帳記号番号の払出しが必要であるところ、手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、各種の氏名検索を行ったが、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

さらに、申立人は、市役所の集金人から加入勧奨を受けたことがきっかけで、国民年金に加入し、保険料の納付を始めたとし立てているが、その時期が20歳の時であったとする明確な根拠が無いと陳述しているほか、申立人に申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年7月から44年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月から44年6月まで

私は、3か月に一度市役所から送られてくる納付書を使用して、銀行又は郵便局で保険料を支払って来たのに、上記期間の国民年金の納付記録が無いと聞き驚いた。未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料を3か月に一度市役所から送付されてくる納付書により銀行又は郵便局で支払って来たとし立っているが、A市では昭和48年3月まで印紙検認方式であったことから、申立期間の保険料を納付書により金融機関で納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人は、国民年金の加入手続を行った場所及び手続の際の状況について明確には記憶していないが、年金手帳は申立人が所持する市役所の手帳送付用封筒と思われる封筒で、後日送付されて来たように思うと陳述しているところ、申立人の手帳記号番号は、当時、職権適用の上被保険者に直接手帳送付を行ったとする市の適用特別対策用に割り当てたものであることが社会保険事務所において確認できる。そして、手帳記号番号前後の被保険者の納付状況から昭和44年度に払い出されたものと推定でき、申立人の所持する国民年金手帳の発行日の欄に昭和44年10月1日のゴム印が押されていることとも符合している。この時点において、申立期間の保険料は過年度保険料であるが、申立人は、過去の保険料をさかのぼってまとめて払いした記憶は無いと陳述している。

さらに、申立人の所持する国民年金手帳の検認記録欄をみると、昭和44年7月から同年12月までの6か月分を同年12月11日にまとめて検認されていることが確認できるが、申立期間の一部である同年4月から同年6月までの

3か月間については検認印が無く空欄のままとなっている。

加えて、申立人は、現在の年金手帳の前に別の年金手帳を所持していたと陳述しているところ、申立期間に係る手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、ほかの読み方による各種の氏名検索を行ったが、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

このほか、申立人に申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年5月から61年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。また、昭和61年4月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年5月から61年3月まで
② 昭和61年4月から平成3年3月

A市に在住していた昭和53年5月から56年4月までの期間及びB市に転居した後の同年5月から61年3月までの期間は、収入が少なかったため、毎年、免除申請を行っていた。未納とされているのはおかしい。

また、昭和61年4月から平成3年3月までの期間は、保険料を支払える収入があったので自ら銀行で支払っていたが、免除とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A市及びB市で毎年、免除申請を行っていたと申し立てているが、申立人の手帳記号番号は、その記号から、B市で払い出されたものであり、B市の被保険者名簿をみると、昭和61年11月28日に国民年金の加入手続を行ったことが確認できる。この時点において、同年3月以前の期間については、制度上、免除申請ができなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間①を免除申請するためには、A市又はB市において別の手帳記号番号の払出しが必要であるが、申立人は、現在所持する年金手帳以外に年金手帳は無かったと陳述しているほか、手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、各種の氏名検索を行ったところ、その存在をうかがわせる事情は見当たらなかった。

次に、申立期間②について、申立人は、保険料を納付したと申し立ててい

るが、社会保険庁の記録をみると、申請免除の期間となっており、この間、5回の免除申請手続が行われていることが確認できる。

また、申請免除は、毎年、市町村が申請書を受理し必要な審査を経た後、社会保険事務所において承認されるものであり、申立期間②を通じて、その都度、具体的な申請日と処理日が入力されていることを踏まえると、それぞれの記録管理に不備があったとは考え難い。

また、申立人は、保険料を納付したとする申立期間②の具体的な納付金額等の記憶があいまいである上、納付したことを示す関連資料が無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和53年5月から61年3月までの国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。また、同年4月から平成3年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年9月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年9月から58年3月まで

私が会社を退職した昭和55年9月以後、当分の間、国民年金の加入手続を行っていなかったが、58年3月にA市役所へ行き、夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。職員から、将来、年金がもらえなくなるかも知れないと忠告され、夫の保険料と一緒に過去の未納保険料をまとめて納付したのに未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和58年3月に過去の未納保険料をまとめて納付したと申し立てているところ、申立人の所持する年金手帳に記載の資格の取得及び資格の喪失記録並びに社会保険庁の資格記録をみると、申立期間のうち、55年9月から58年2月までの期間は、任意加入被保険者の未加入期間であることが確認でき、さかのぼって保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人は、昭和58年3月にまとめて納付した保険料の金額は3万円ぐらいであったと陳述しているが、申立てどおり、申立期間の保険料を納付したものとすると、その金額は14万3,030円であり陳述する金額と大きく異なる。

さらに、納付日が確認できるA市の夫婦の被保険者名簿をみると、基本的に夫婦二人分を一緒に保険料を納付していた状況がうかがえ、申立期間のうち昭和58年3月分の保険料は、申立人の夫も未納と記録されていることから、申立人のみ納付があったとは考え難い。

加えて、申立人に申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料が無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月から12年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月から12年3月まで
父親の他界をきっかけにA業種への転職を考え、平成7年12月に会社を退職し、8年4月から12年3月まで学校に通っていた。
私の母親は、友人から国民年金保険料の学生免除制度があることを教えてもらい、私が学校在学中は学生免除を受けていたと言っていたが、社会保険庁の年金記録では、同校在学中である申立期間の保険料が免除となっておらず未加入期間とされているので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成8年4月に申立人の母親がB市において、申立人に係る国民年金保険料の学生免除申請手続を行ったとしているが、申立期間は国民年金未加入期間で同手続を行うことはできない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、学生免除申請に必要な学生証や在学証明書を申立人の母親に渡した記憶は無く、その母親も学生免除申請手続に係る記憶があいまいである上、申立期間に係る学生免除が承認されていたことを示す免除申請書等の関連資料や免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらなかった。

その他の周辺事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年8月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月から49年3月まで

昭和46年7月に会社を退職して厚生年金保険の被保険者でなくなった後は、母親が私の国民年金の加入手続をしてくれたはずである。

申立期間の国民年金保険料の納付については、すべて母親に任せていたので納付方法、納付場所、納付金額等は分からないが、母親が納付してくれているはずであり、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は、昭和49年6月10日であり、この手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は制度上、国民年金保険料を納付できない期間である上、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間のうち一部は、過年度納付することができたが、申立人自身は保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとされる申立人の母親も既に死亡しているため、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことを示す関連資料は無く、納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から57年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月から57年12月まで

昭和50年に会社を退職して厚生年金保険の被保険者でなくなった後は、母親が私の国民年金の加入手続をしてくれたと思う。

申立期間の国民年金保険料の納付については、母親に任せていたためよく分からないが、自分の名前が記載された保険料の領収書を自宅で見たことを覚えている。

申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は制度上、国民年金保険料を納付できない期間である上、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間のうち一部は、過年度納付することができたが、申立人自身は保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとされる申立人の母親も既に死亡しているため、保険料の納付状況等は不明である。

さらに、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことを示す関連資料は無く、納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から43年3月まで

国民年金制度ができた昭和36年ごろ、A市役所から40歳代ぐらいの女性が家に来て、国民年金に加入するように勧められたので、加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料の納付については、すべて母親任せであったのでよく分からないが、加入勧奨に来た女性が自宅に保険料の集金に来ているのを見たことがある。申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は、昭和43年4月27日であり、この手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は制度上、納付できない期間である上、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間のうち一部は、制度上、過年度納付又は現年度納付することができたが、申立人自身は保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとされる申立人の母親も既に死亡しているため、保険料の納付状況等が不明である上、ほかに保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

さらに、申立期間当時、A市では集金人が保険料を集金して国民年金手帳に検認印を押印していたが、申立人が保管している同人の国民年金手帳には、申立期間後の検認印は確認できるものの、昭和42年4月から43年3月までの期間の検認印が押されていない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年8月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年8月から45年3月まで

申立期間当時、母親と二人でA市に居住しており、母親から私の国民年金保険料は納付しておいたと言われたことを覚えている。

私は、保険料の納付方法、納付金額等は知らないが、母親が自宅に来る集金人に保険料を納付していたのを見たことがあり、母親が私の保険料をすべて納付していたと思うので申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は昭和46年9月17日であり、申立期間の国民年金保険料は特例納付及び過年度納付することが可能であったが、申立人自身は、国民年金の加入手続、申立期間の保険料納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとされる申立人の母親も既に死亡しているため、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人に係るA市の被保険者名簿をみると、昭和50年7月に、申立期間である昭和37年度から44年度までの特例納付保険料の納付書が発行されたことが確認できるが、申立人は同納付書を受け取った記憶は無い上、母親から同納付書で特例納付したと言われた記憶も無いとしている。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年9月から57年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 9 月 から 57 年 4 月 まで

昭和 47 年 9 月 ごろに A 市（現在は、B 市。以下同じ。）で国民年金の加入
手続を行い、約 1 か月後に国民年金手帳が郵送されて来た。国民年金保険料
は、A 市役所から送られてきた納付書により同市役所窓口で 1 か月から 3 か
月分を随時、納付したと思う。

昭和 53 年 5 月に結婚した後は、元妻が私の保険料を納付していたのでよ
く分からないが、私が納付していた時と同様に送られてきた納付書により A
市役所で納付していたと思う。

申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は A 市役所から送付される国民年金保険料の納付書により保険料を
納付していたとしているが、申立期間のうちの昭和 48 年 3 月までは、同市で
は印紙検認方式により保険料を収納しているため、納付書は発行されず、申立
人の陳述は符合しない。

また、結婚後である昭和 53 年 5 月以降については、申立人自身は、保険料
の納付に関与していないため、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立期間中に、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていた
ことをうかがわせる事情も、保険料が納付されていたことをうかがわせる事情
も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保
険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年3月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年3月から55年3月まで
20歳のころはA市でB店を営んでいた姉夫婦の家に同居し、B店の手伝いをしており、昭和48年7月からは厚生年金保険にも加入した。
昭和51年2月ごろにB店を辞めた後の申立期間の国民年金保険料は、姉の家に送付される納付書により、銀行か郵便局で保険料を納付していた。
納付していた保険料額は覚えていないが、1年分をまとめて前納していたと思うので、申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年2月に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、その後に申立期間に係る国民年金への切替手続を行った記憶が無いとしており、同手続の実施状況が不明である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を前納したとしているが、前納した保険料額を記憶していない上、当時、A市では保険料を納付できなかった郵便局で納付したと陳述しており保険料の納付場所に関する記憶もあいまいである。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 60 年 9 月までの期間、61 年 4 月から同年 10 年までの期間及び同年 11 月から平成 2 年 8 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 4 月から 60 年 9 月まで
② 昭和 61 年 4 月から同年 10 月まで
③ 昭和 61 年 11 月から平成 2 年 8 月まで

昭和 55 年 4 月から 60 年 9 月までの期間及び 61 年 4 月から同年 10 月までの期間の国民年金保険料が未納とされているが、53 年 11 月ごろから A 市 B 区に転居する 61 年 11 月ごろまで A 市 C 区に住んでおり、私自身が市役所に行って納付書により保険料を納付することがなかなかできず、保険料の納付が遅れ気味だったので、集金人が自宅まで集金に来てくれており、集金人からは色の付いた領収書をもらっていた（申立期間①及び②）。

また、昭和 61 年 11 月から平成 2 年 8 月までの保険料が未納とされているが、61 年 11 月に A 市 B 区に転居しており、私自身が納付書により B 区役所で保険料を納付していた（申立期間③）。

確定申告書類控えは残っていないが、毎年、納付した保険料額を確定申告の年金支払保険料額として申告しており、申立期間①から③までの保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②を含む A 市 C 区に在住していた期間の国民年金保険料は集金人に、また、申立期間③を含む同市 B 区に在住していた期間の保険料は納付書により同市役所で納付していたとしている。

そこで、申立人の納付状況をみると、申立期間①直前の昭和 55 年 3 月までの C 区在住期間中の保険料はすべて特例納付及び過年度納付されているとともに、B 区在住期間中の保険料についても、申立期間③直後の平成 2 年 9 月か

ら3年3月までの保険料が過年度納付されているなど納付済保険料の大半は過年度納付されていることが申立人の特殊台帳及び社会保険庁のオンライン記録により確認できる。ところで、集金人や市役所窓口では特例納付保険料及び過年度保険料を納付できないが、申立人はこの期間の保険料を集金人又は市役所で納付したとしており、申立人の主張とは符合しない。

また、申立期間①、②及び③は、昭和60年10月から61年3月までの保険料申請免除期間（追納済期間）を挟んで通算9年11か月と長期間連続しており、これだけの長期間にわたり、納付記録の欠落が続いたとは考え難い。

さらに、申立期間①、②及び③の保険料額に関する申立人の記憶はあいまいである上、申立期間①、②及び③の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料や周辺事情も、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年8月及び同年9月、59年3月、61年10月及び同年11月、63年8月及び同年9月並びに平成3年8月から7年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和55年8月及び同年9月
② 昭和59年3月
③ 昭和61年10月及び同年11月
④ 昭和63年8月及び同年9月
⑤ 平成3年8月から7年5月まで

昭和55年4月ごろ、事業所を退職後、私自身又は母親がA市（現在は、B市。以下同じ。）で国民年金の加入手続を行ったと思う。その後、同年7月に単身でA市からC市に転居し、同市で国民年金保険料を納付する手続を行ったと思うが、明確な記憶は無い。同年8月及び同年9月の保険料が未納とされているが、C市役所から送られてきた納付書により銀行で保険料を納付したと思う（申立期間①）。

また、厚生年金保険の被保険者期間に挟まれた昭和59年3月（申立期間②）、61年10月及び同年11月（申立期間③）、63年8月及び同年9月（申立期間④）の各期間の保険料が未納とされているが、申立期間②については、C市役所から送付された納付書により、申立期間③及び④については、D市役所から送付された納付書により、それぞれ銀行で保険料を納付していたと思う。会社を退職した場合、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行う必要があることは知っており、私の性格上きちんと切替手続を行ったと思うが、次の就職先が決まっていたため、手続を行ったかどうか明確な記憶は無い。

さらに、平成3年8月から7年5月までの保険料が未納とされているが、申立期間直前まで勤務していた会社を退職後、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったかどうか明確な記憶は無いものの、D市役所から送付された納付書により銀行で保険料を納付していたと思うし、具体的な納付時期はわからないが、E社でアルバイトをしていたときに、10万円から30万円の間の金額の保険料をさかのぼって納付した記憶も有る（申立期間⑤）。

申立期間①から⑤までの保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、国民年金の住所変更手続に関する申立人の記憶があいまいである上、申立人が昭和57年5月ごろにA市からC市への国民年金の住所変更手続を行ったことが同市の被保険者名簿の記載内容から推定でき、この時点では、申立期間の国民年金保険料は過年度保険料となるため、市役所から郵送された納付書により保険料を納付することはできず、申立内容とは符合しない。

次に、申立期間②から⑤の各期間については、厚生年金保険から国民年金への切替手続に関する申立人の記憶があいまいである上、社会保険庁の記録をみると、申立期間②から④の各期間及び申立期間⑤を含む平成3年8月から7年8月までの国民年金加入期間の資格取得日及び資格喪失日は、9年7月16日に追加処理されており、申立期間②から⑤の各期間については、申立期間当時には厚生年金保険から国民年金への切替手続は行われておらず、国民年金の未加入期間と記録されていたことから、申立人に納付書は発行されなかったと考えるのが相当であり、納付書により申立期間②から⑤の各期間の保険料を納付したとする申立内容とは符合しない。

また、上記の記録の追加処理が行われた時点では、申立期間②から⑤の各期間は、制度上保険料を納付できない期間である上、制度上保険料をさかのぼって過年度納付できた申立期間⑤直後の平成7年6月から同年8月までの期間及び同年12月から9年3月までの期間の保険料額は、申立人がさかのぼって納付したと記憶する申立期間⑤の保険料額とおおむね符合している。

加えて、すべての申立期間について、保険料を納付したことをうかがわせる関連資料や周辺事情も、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年3月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月から59年3月まで

国民年金の加入手続を行った明確な時期は覚えていないが、自宅に来た女性の集金人から国民年金保険料の納付が義務であることを聞き、昭和54年以降に私自身が国民年金の加入手続を行ったと思う。

加入手続の際に、集金人から特例で保険料をさかのぼって納付することができると言われたので、集金人から言われるままに初回の保険料として3万円台の金額を納付した。初回の保険料の納付方法に関する明確な記憶は無いが、2回目以降の保険料については、市役所から送付された納付書により金融機関で欠かさず納付してきた。

昭和49年3月から59年3月までの保険料が未納とされているが、間違いなく納付しているはずなので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年以降に国民年金の加入手続を行い、3万円台の金額の国民年金保険料をさかのぼって納付したとしている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出状況をみると、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は昭和59年9月ごろであることが、申立人の手帳記号番号の前後に記号番号を払い出された任意加入者の資格取得日から推定でき、この手帳記号番号によっては、申立期間のうち49年3月から56年12月までは、制度上保険料を納付できない期間である。

また、申立人がさかのぼって納付したと記憶する金額は、上記の手帳記号番号が払い出されたときに、社会保険庁の記録上納付済みとされている昭和59年4月以降の保険料をさかのぼって納付した場合の金額とおおむね符合する。

さらに、国民年金の加入手続時期、保険料の納付方法や納付時期に関する申

立人の記憶はあいまいである上、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料や周辺事情も、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年4月から16年6月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年4月から16年6月まで

国民年金保険料の納付が困難であったため、平成12年1月又は同年2月ごろ、夫と二人でA市役所に相談に行ったところ、保険料の免除制度があることを知り、その場で、夫婦二人分の保険料の免除申請用紙に記入した記憶が有り、13年及び14年にも、夫と二人で市役所に行き、夫婦二人分の保険料の免除申請を行った。

また、平成15年には、私が一人で夫婦二人分の保険料の免除申請をした。

平成12年4月から16年6月までの保険料が未納とされていることは納得できない。

なお、夫の平成12年度、13年度及び平成15年7月から16年8月までの各期間の保険料は申請免除と記録されている。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成12年の初めごろに夫婦二人分の国民年金保険料の免除申請を行ったとしている。

そこで、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号の払出状況をみると、申立人の夫の手帳記号番号の払出時期は平成8年7月ごろであるが、申立人の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、16年9月16日に申立人の基礎年金番号が払い出されるまで、申立人の申立期間は国民年金の未加入期間であったことから、申立期間当時に夫婦二人分の保険料の免除申請を行ったとする申立内容とは符合しない。

また、申立期間当時、申請免除は、保険料免除の申請日が属する月の前月の保険料から承認する取扱いであったことから、申立人の基礎年金番号が付番された時点においても、申立期間は、制度上保険料の免除申請ができない期間で

ある。

さらに、申立期間のうち、平成14年4月から15年6月までの期間は、申立人と一緒に保険料の免除申請を行ったとする申立人の夫の保険料も未納とされている。

加えて、申立人の夫の平成15年7月から16年8月までの保険料の申請免除は同年9月28日に、15年6月30日にさかのぼって申請があったものとして事務処理されていることが社会保険事務所の資料及び社会保険庁の記録により確認できるが、申立人の当該期間の保険料については、申立人の夫の保険料の免除と同様の^{そきゅう}遡及処理が行われた形跡は見当たらず、基礎年金番号が付番されるまで国民年金の未加入者とされていた申立人の当該期間の保険料の^{そきゅう}遡及処理はできなかったと考えることが相当である。

このほか、申立人は、申立期間後の平成16年度分の免除申請承認通知書以外の承認通知書を受け取った記憶は無いとしており、申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる関連資料や周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 1747

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年8月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年8月から47年3月まで

昭和47年ごろ、これまで支払っていなかった国民年金保険料を納付できる最後の機会があることを新聞報道等で知ったので、市役所に行ったところ、市役所職員が国民年金に関する説明をした後に加入手続をしてくれた。その際、市役所職員から「後日、納付書を送付するので、それで保険料を納付してください。」と言われた。

当初、1年分又は2年分の保険料の納付書が郵送されて来たので、その納付書により郵便局で保険料を納付した。その後、納付書が送られてくるとともに保険料を納付し、1年以上の期間をかけて昭和36年8月から47年3月までの保険料を分割納付したので、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年ごろに、1年以上の期間をかけて申立期間の国民年金保険料を分割納付したとしている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出状況を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和49年4月17日に払い出されたことが、国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、47年ごろから申立期間の保険料を分割納付したとする申立人の主張とは符合しない。

また、申立人は、昭和47年に申立期間の保険料を納付する手続を行った後、申立期間の保険料を納付し終えるまで1年以上にわたり保険料を分割納付したとしているところ、この分割納付を行ったとする期間は当時の特例納付の実施期間とは相違しており、制度上、申立期間の保険料の一部は納付することはできないことから、申立人の主張は不自然である。

さらに、申立期間の保険料の納付総額に関する申立人の記憶はあいまいであ

る上、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料や周辺事情も、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 4 月 13 日から 37 年 9 月 19 日まで
② 昭和 37 年 11 月 1 日から 41 年 1 月 1 日まで

昭和 35 年 4 月 13 日から 41 年 1 月 1 日までの厚生年金保険加入期間について、照会申出書を提出したところ、脱退手当金支給済みとの回答をもらった。

脱退手当金を請求した記憶も無く、受給していないので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 年 8 か月後の昭和 42 年 8 月 25 日に支給決定されていることが確認できるところ、A 社の厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の氏名は旧姓から新姓に氏名変更されており、申立人は同社を退職後の同年 4 月に婚姻していることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 3 月 27 日から 37 年 4 月 2 日まで
② 昭和 37 年 4 月 2 日から 43 年 2 月 6 日まで

昭和 36 年 3 月から 43 年 2 月までの厚生年金保険加入期間について、脱退手当金を支給されている旨の回答を受け取った。

また、A社で働いた人で、同じように脱退した覚えは無いのに脱退手当金を受けたことにされている人がいるし、社会保険事務所で脱退手当金の支給額を2回聞いたが、違う金額を言われたので記録も信用できない。

以上のことより、上記期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 43 年 2 月にA社を退社した際、脱退手当金裁定請求書を書いた記憶も無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和 43 年 4 月 11 日に支給決定されているが、脱退手当金裁定請求書は、資格喪失日の6日後の同年 2 月 12 日に社会保険事務所に提出されていることが確認できる。同請求書を見ると、「最後に被保険者として使用された事業所」欄には、会社のゴム印が押印されていることが確認できるほか、同僚の同請求書を見ても、同様に会社のゴム印が確認できることから、脱退手当金の請求に当たっては、事業主が何らかの関与をしていた可能性は否定できない。

また、申立人は「同社を退職後、同社か社会保険事務所のどちらかより、『脱』の印が付された厚生年金保険被保険者証が送られてきたように記憶している。」と陳述している。

さらに、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されており、脱退手当金の支給額に計算上の誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月 10 日から 35 年 3 月 1 日まで
平成 19 年 12 月 19 日に、昭和 32 年 3 月から 35 年 3 月までの厚生年金保険加入期間について、社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、同年 4 月 22 日に脱退手当金支給済みである旨の回答をもらった。
脱退手当金は請求書を書いた覚えも無く、受給していない。
資料は何も無いが、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した覚えは無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 35 年 4 月 22 日に支給決定されていることが確認できる。

また、A社の厚生年金保険被保険者名簿を見ると、同社を退職後の昭和 35 年 4 月 13 日付けで、申立人の氏名が「B」から「C」に氏名訂正されていることが確認できるところ、申立人の脱退手当金が同年 4 月 22 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名訂正が行われたと考えるのが自然である。

さらに、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年9月1日から31年9月1日まで
A社に昭和28年9月1日から31年9月1日まで3年間勤めていたが、この厚生年金保険加入期間について、脱退手当金が既に支払われているとの回答をもらった。
脱退手当金は受取った記憶も無く、受領印もしくは受取りのサインをしたことも絶対に無い。
当該期間について、脱退手当金支給済みではなく、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和31年9月1日にA社を退職したが、脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格喪失日から25日後の昭和31年9月26日に支給決定されていることが確認できる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されているほか、A社の厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄の前後計30人のうち、脱退手当金の支給記録をみると、10人が受給していることが確認でき、うち9人が資格を喪失後約4か月以内に支給決定されていることが確認できることから、事業主による代理請求がなされた可能性が否定できない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、当時は、通算年金制度創設前であったことを踏まえると、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 1 日から 35 年 8 月 7 日まで

A社に勤務していた昭和31年4月1日から35年8月7日までの厚生年金保険加入期間について、同年10月21日に脱退手当金を受給したことになるが、同年8月末にB県からC市D地域に転出し、すぐにC市E地区に転居しているため、同年10月21日には脱退手当金を受取っていない。

脱退手当金を受給したこととされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和35年8月にA社を退職したが、脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和35年10月21日に支給決定されていることが確認できる。

また、A社の厚生年金保険被保険者名簿で申立人の欄の前後計40人についてみると、申立人を含め23人が同社退職後、脱退手当金を受給しており、このうち22人が資格の喪失後約5か月以内に支給決定されていることが確認できることから、事業主による代理請求がなされた可能性が否定できない。

さらに、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 3 月 1 日から 35 年 4 月 1 日まで
② 昭和 35 年 4 月 30 日から 36 年 8 月 1 日まで

昨年の年金問題の際に、社会保険事務所で年金記録の照会をしたところ、A社及びB社における厚生年金保険加入期間について、脱退手当金支給済みとの回答があった。

脱退手当金の請求をしていないし、受領もしていないので、2社での厚生年金保険加入記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B社を昭和 36 年 8 月 1 日に退職したが、脱退手当金は請求も受領もしていないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和 36 年 10 月 31 日に支給決定されていることが確認できる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者番号は、申立期間である2回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間は別番号となっていることから、脱退手当金を受給したために番号が異なっていると考えるのが自然である。

さらに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、当時は、通算年金制度創設前であったことを踏まえると、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 3016

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月1日から36年4月8日まで

A社での厚生年金保険加入期間に対する年金支給請求手続を、同社の在籍証明書を添えて行ったところ、昭和36年8月11日に脱退手当金支給済みとされていた。

昭和36年4月の退職直後に結婚しB市に転居したが、結婚後も仕事を継続するつもりだったので、脱退手当金の支給申請など一切行っていない。

以上のことから、脱退手当金は受け取っておらず、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社を退職したが、脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

そこで、A社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載された欄の前後計59人のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日から前後おおむね2年以内に脱退手当金の受給要件を満たし、資格を喪失した18人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、受給者は申立人を含め17人みられ、うち14人が資格を喪失後約6か月以内に支給決定されていることが確認できる。また、社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和36年8月11日に支給決定されていることが確認できる。これらのことから、当時、事業主による代理請求がなされた可能性が否定できない。

さらに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

加えて、当時は、通算年金制度創設前であったことのほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 10 月 1 日から 33 年 3 月 3 日まで

A社で勤務していた昭和 30 年 10 月 1 日から 33 年 3 月 3 日までの期間について、同年 4 月 9 日に脱退手当金の支給を受けたことにされているが、請求手続を行ったことも支給を受けた記憶も無い。

脱退手当金を受給していないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社での厚生年金保険加入期間について、脱退手当金を請求した記憶も無く、受給していないとしている。

そこで、A社の厚生年金保険被保険者名簿を見ると、同社を退職後の昭和 33 年 3 月 24 日付けで、申立人の生年月日が訂正処理されていることが確認できるところ、申立人の脱退手当金が同年 4 月 9 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて生年月日の訂正が行われたと考えるのが自然である。

また、A社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同一時期に受給要件を満たし資格を喪失した 7 人について、脱退手当金支給記録を確認したところ、申立人を含む 5 人が受給しており、その全員が資格を喪失後 6 か月以内に支給決定されていることから、当時、事業主による代理請求がなされた可能性が否定できない。

さらに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険資格喪失日から約 1 か月後の昭和 33 年 4 月 9 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

なお、A社以前の勤務先であるB社は、脱退手当金の支給対象となっていな

いが、両社の厚生年金保険被保険者番号が異なっていることが確認できることから、請求を漏らした可能性がある。

加えて、当時は、通算年金制度創設前であったことのほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年5月1日から31年7月10日まで
② 昭和31年8月27日から33年8月1日まで

A社及びB社に勤務していた昭和31年5月1日から33年8月1日までの期間について、脱退手当金を支給済みとの回答をもらった。

当時、脱退手当金の制度があることは知らなかったし、請求書を書いた記憶も無く、脱退手当金を受給したこととされていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金について、脱退手当金を請求した記憶も無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和33年10月8日に支給決定されていることが確認できる。

また、B社の厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の欄には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者番号は、申立期間である2回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間は別番号となっていることから、脱退手当金を受給したために番号が異なっているのが自然である。

加えて、当時は、通算年金制度創設前であったことのほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 2 月 1 日から 34 年 6 月 30 日まで

A社で勤務していた昭和 30 年 2 月 1 日から 34 年 6 月 30 日までの厚生年金保険加入期間について、社会保険事務所へ照会申出書を提出したところ、脱退手当金支給済みであるとの回答をもらった。

脱退手当金の請求手続をしたことも無いし、受け取った記憶も無く、納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金について、請求した記憶も無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 年 10 か月後の昭和 36 年 4 月 4 日に支給決定されていることが確認できるところ、申立人の厚生年金保険被保険者台帳を見ると、脱退手当金が支給決定される直前の同年 2 月 21 日付けで脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答したことを示す「回答済」の表示が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、当時は、通算年金制度創設前であったことのほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 3 月 18 日から 38 年 3 月 20 日まで
昭和 27 年 3 月 18 日から 38 年 3 月 20 日までの厚生年金保険加入期間について、社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、脱退手当金支給済みとの回答をもらったが、脱退手当金を請求した覚えも無く、受け取ってもない。
脱退手当金を受給したこととされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 38 年 3 月に A 社を退職したが、脱退手当金を請求した覚えも無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 38 年 5 月 20 日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、A 社の厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されている欄の前後計 147 人のうち、申立人と同一時期に受給要件を満たし資格を喪失した女性 10 人について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、受給者は申立人を含め 9 人であり、うち 6 人が資格を喪失後約 6 か月以内に支給決定されていることが確認できる。また、同名簿において、昭和 38 年から 39 年までに資格を喪失し「脱」表示のある女性 12 人の脱退手当金の支給記録をみると、そのうち 11 人が資格を喪失後約 5 か月以内に支給決定されていることが確認できる。これらのことから、当時、事業主による代理請求がなされた可能性が否定できない。

さらに、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 3 月 24 日から 35 年 3 月 27 日まで
② 昭和 35 年 5 月 1 日から 36 年 3 月 10 日まで
③ 昭和 36 年 3 月 10 日から 38 年 1 月 20 日まで

昭和 33 年 3 月から 38 年 1 月までの厚生年金保険加入期間について、脱退手当金支給済みとされているが、同期間については脱退手当金を請求していないし、受け取っていない。

脱退手当金を受給したこととされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した覚えは無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 38 年 4 月 23 日に支給決定されていることが確認できる。

また、最終事業所である A 社の厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページを含む前後計 7 ページにおいて、申立人と同一時期（昭和 36 年から 41 年まで）に資格を喪失している女性のうち、脱退手当金の受給要件を満たす者は 12 名（申立人を含む）について、支給記録を確認したところ 8 人が受給しており、そのうち 7 人が資格を喪失後 6 か月以内に支給決定されていることから、事業主による代理請求がなされた可能性が否定できない。

さらに、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年4月1日から同年6月1日まで
② 昭和26年3月1日から31年10月1日まで
③ 昭和31年10月1日から34年10月1日まで

厚生年金保険加入期間について照会したところ、A社E支社、B社及びC社における加入期間については脱退手当金支給済みとの回答を得た。

しかし、最終勤務先のC社からは、会社が脱退手当金の請求書を社会保険事務所に提出した記録は無いとの回答を得ている。

また、社会保険事務所から受け取った脱退手当金計算式の回答書によれば、昭和28年9月から標準報酬月額が8,000円から7,000円に降給しているようになっているが、月給制のため基本給が下がることは無いので計算式にも疑問がある。

以上のことから、脱退手当金を受け取ったとされていることには納得できないので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、C社を退職したが、脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

そこで、C社の厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載された欄の前後214人のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日から前後おおむね4年以内に同被保険者資格を喪失し受給要件を満たす11人について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、受給者は申立人を含め8人みられ、その全員が資格を喪失後約6か月以内に支給決定されていることが確認できる。また、社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和35年1月14日に支給決定されていることが確認

できる。これらのことから、当時は、通算年金制度創設前であったことを踏まえると、事業主による代理請求がなされた可能性は否定できない。

さらに、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

なお、A社E支社の次に勤務している同社D支社は、脱退手当金の支給対象となっていないが、D支社は、従来厚生年金保険適用上、E支社に含まれていたものが、昭和21年6月1日に分離独立して新規適用事業所となったもので、申立人は、同経緯を承知していなかったことから、D支社勤務期間が請求漏れとなっていることは不自然とはいえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 4 月 9 日から 33 年 5 月 25 日まで
② 昭和 34 年 6 月 8 日から同年 10 月 29 日まで
③ 昭和 35 年 1 月 6 日から 42 年 2 月 28 日まで

A社及びB社で勤務していた期間について、昭和 42 年 6 月 10 日に脱退手当金の支給を受けたこととされているが、手続を行ったことも支給を受けた記憶も無い。

脱退手当金を受給していないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B社を退職した際には、脱退手当金は受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 42 年 6 月 10 日に支給決定されていることが確認できる。

また、B社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページと前後 3 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日からおおむね 2 年以内に脱退手当金の受給要件を満たし資格を喪失した 6 人について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含む 4 人が受給しており、その全員が資格を喪失後 6 か月以内に支給決定されていることが確認できる。また、申立人は「何年か前に、申立期間当時の先輩から、脱退手当金を会社から請求してもらい、券をもらってから郵便局でお金に換えた」と聞いた。」と陳述している。これらのことから、当時、脱退手当金について、事業主による代理請求がなされた可能性が否定できない。

さらに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年8月22日から36年6月1日まで

A社B支社に勤務した昭和25年8月22日から36年6月1日までの厚生年金保険加入期間について、脱退手当金が支給されたことになっている。

脱退手当金を受給したとされる昭和36年10月は、故郷のC県に帰っていたので、脱退手当金を受け取れるはずがない。

また、同社からは厚生年金保険手帳も受け取っておらず、厚生年金保険の番号も最近まで知らなかった。

脱退手当金を受給する手続は行っておらず、受け取ってもいないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B支社を退職した際に、脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和36年10月7日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、A社B支社の厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載された欄の前後計84人のうち、脱退手当金の受給要件を満たす女性54人について、支給記録を確認したところ、受給者は申立人を含め39人であり、うち37人が資格を喪失後約6か月以内に支給決定されていることが確認できるほか、脱退手当金支給決定日の状況をみると、同一日の者が散見される。また、A社によれば、「申立期間当時、退職者には脱退手当金の説明を口頭で行い、会社側の記入必要事項をあらかじめ記入した書類を本人に手渡し、本人自身が手続を行えるよう助言していた。」としているほか、同社に保管されている厚生

年金保険被保険者台帳(乙)を見ると、申立人の標準報酬の等級変遷及び脱退手当金が支払われたことを示す記載が確認できる。これらのことから、当時、脱退手当金について、事業主による代理請求がなされた可能性が否定できない。

さらに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

加えて、当時は、通算年金制度創設前であったことのほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 9 月 1 日から 38 年 4 月 1 日まで
② 昭和 38 年 8 月 2 日から 39 年 1 月 17 日まで
③ 昭和 39 年 1 月 20 日から 40 年 1 月 7 日まで
④ 昭和 40 年 6 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

昭和 36 年 9 月から 40 年 9 月までの厚生年金保険加入期間について、社会保険事務所に照会申立書を提出したところ、脱退手当金支給済みとの回答をもらった。

脱退手当金の制度があったことも知らなかったし、受け取った記憶も無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金について、請求した記憶も無く、受給していないとしている。

そこで、A社の厚生年金保険被保険者名簿をみると、申立人の欄には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、同表示の右に年月を示すと思われる「41.10」との記載が確認できる。また、同名簿に記載のあるほかの脱退手当金受給者についても「脱」表示の右に同様な併記が見られる。これらのことから、申立人の脱退手当金が昭和 41 年 11 月 28 日に支給決定されていることを踏まえると、同表示は脱退手当金の請求受理に伴い記載されたと考えるのが相当である。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者番号は、申立期間である 4 回の厚生年金保険被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間は別番号となっていることから、脱退手当金を受給したために番号が異なっていると考えるのが自然である。

加えて、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さやうかがえないほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年5月16日から34年4月21日まで

A社B支社に勤務していた昭和21年5月16日から34年4月21日までの厚生年金保険加入期間について、脱退手当金を受給したことになっているが、受け取った記憶が無い。

A社B支社での勤務期間を、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和34年6月9日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）を見ると、脱退手当金が支給決定される直前の昭和34年5月15日付けで脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、社会保険庁から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答したことを示す「回答済」の表示が確認できる。また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

さらに、当時は、通算年金制度創設前であったことのほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年8月15日から21年8月31日まで

昭和20年3月に学校を繰上げ卒業し、AビルにあったB社でC業務員として働いていた。終戦後も引き続き来てくれと言われ、Dビルにあった同社事業所で21年12月まで勤務した。社会保険庁からは同社における厚生年金保険加入記録は21年8月31日から22年1月1日までとの回答を受けたが、女性は19年6月から厚生年金保険に加入できたと聞いており、会社が終戦後、厚生年金保険の加入手続をしてくれたはずなので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、C業務員としてAビルにあったB社で働いていたと陳述しているところ、昭和17年当時の電話帳によれば同社E営業部の住所が「F地」となっており、同じ電話帳のG社H支店の住所が「I地」であることが確認できることから、H地にB社の事業所があったことが推定される（Dビルの所在については確認できなかった）。また、申立人は、21年8月31日からB社で厚生年金保険被保険者資格を取得していることから、申立てどおりC業務員から継続して同社に勤務していたとしても不自然ではない。

一方、申立人が保管していた厚生年金保険被保険者証(府県名: J県)の資格取得年月日は社会保険庁の記録と同じ昭和21年8月31日となっており、また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によれば、同被保険者証の被保険者記号番号は、同年10月16日に払い出され、事業所はB社であることが確認できる。なお、申立人の被保険者番号の前後の番号の者の年金記録をみると、いずれもB社において、申立人と同じ日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、B社の厚生年金保険被保険者名簿によれば、昭和19年11月1日以降21年8月31日までの間に被保険者資格を取得している者は確認できない。

加えて、申立人はC業務員解散後、B社に引き続き勤務する際、「面接等は無く、取りあえず来てほしいと言われたが、仕事についての取り決めはなかった。また、厚生年金保険被保険者証を受け取ったのは、退職時であり、申立期間中には受け取っていない」と陳述している。

以上の事情から、申立人は、C業務員解散後引き続きB社に在職していたが、同社では、何らかの事情により申立期間中は厚生年金保険被保険者資格取得手続を行っておらず、申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得したのは、社会保険庁の記録どおり昭和21年8月31日であったと考えるのが相当である。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月 1 日から同年 5 月 20 日まで

昭和 43 年 4 月 1 日、A 社（現在は、「B 社」）C 支店に採用され、D 営業所で E 業務に従事していた。入社後、健康保険証を受け取り、朝礼時は営業所の全員が集合し、歌を合唱したことを覚えている。

A 社 D 営業所に在職していたことは確かであるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社 D 営業所に勤務していたと申し立てているところ、B 社では、申立期間当時の会社組織に関する資料は残っておらず、D 営業所が所在したことは確認できないと陳述していること（厚生年金保険については、申立期間当時から全国一括適用であった）、及び申立人は、上司・同僚の名前について覚えていないと陳述していることから、在職について確認するまでには至らなかった。

また、申立期間当時から A 社の健康保険は組合管掌であったが、B 健康保険組合では、B 社からの照会に対し、申立人が組合員として在籍した記録は無いと回答している。

さらに、B 社人事部より、「E 業務員は、社員としての位置付けではあるが、F 担当者（E 業務員を含む）は 3 か月から 7 か月の試用期間があり、同期間経過後社会保険に加入していた」との陳述が得られた。ちなみに、申立期間当時、G 支店で営業を担当していた者は、入社から厚生年金保険加入までの期間について 5 か月と陳述している。

加えて、申立人の氏名検索を行っても、未統合記録は確認できなかった。

以上の事情及び申立ての在職期間が 50 日間と短期であることに鑑み、申立

人は、A社に在職していたとしても、試用期間が終了し厚生年金保険被保険者資格を取得する前に退職していたものと考えるのが相当である。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年4月1日から36年5月1日まで

昭和35年3月にA免許を取得し、直後の同年4月からB社でC業務に従事していた。給与は月額3万円から4万円で社会保険にも加入していたが、同社における厚生年金保険加入記録が無い。

申立期間中B社に勤務していたのは確かなので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、B社に勤務していたことは、申立人が同僚として名前を挙げている者3人の名前が同社の厚生年金保険被保険者名簿で確認でき、また、当該同僚の1人から、「申立人の助手として同じC業務員として一緒に仕事をしてきた」との陳述が得られたことから認められる。

一方、厚生年金保険被保険者名簿により、昭和33年8月にB社で被保険者資格を取得していることが確認できる同僚から、「B社に入社したのは32年5月であった」との陳述があり、当該同僚については、被保険者資格取得まで1年3か月間の試用期間的なものがあったことが推測される。

また、別の同僚から、「当時すぐに辞めてしまう人が多かったので、1年ぐらいは保険に加入していなかった場合もあるかもしれない。自分の場合、入社は昭和33年1月であるが、厚生年金保険に加入したのは同年8月1日となっている」との陳述を得た。

さらに、B社の厚生年金保険被保険者名簿を見ると、同社では、厚生年金保険の新規適用（昭和27年10月1日）から42年3月1日までの間、厚生年金保険加入対象者がいる場合、1人だけでも毎月1回、1日付けで新規資格取得手続きを続けていることが確認でき、同僚も同社の保険関係はきちりしていた

と陳述しているところ、仮に、申立人の被保険者資格取得手続が何らかの事情で漏れていたとしても、申立期間中の35年10月の標準報酬月額の時決定又は資格喪失手続（事業主が申立人の資格取得届を提出済みと勘違いしたまま、資格喪失届を提出した場合）の際に資格取得手続漏れが判明し、記録の訂正が行われたものと考えられ、事業主が資格の取得及び喪失手続ともに失念するとは考え難い。

加えて、申立期間におけるB社の厚生年金保険被保険者名簿の健康保険番号に空白はみられない。

以上の事情から、申立人は、申立期間において試用期間そのほか何らかの事情により厚生年金保険被保険者資格の取得手続が行われていなかったと考えるのが相当である。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年4月1日から40年10月1日まで

昭和30年7月1日、A社に入社し、41年4月末まで継続して勤めていたが、社会保険庁の記録によれば、34年4月1日から40年10月1日までの期間、厚生年金保険に未加入とされている。同社は夫が社長の会社で、申立期間だけ厚生年金保険に加入していないのはおかしい。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間においてA社に在職していたことは、申立期間当時、同社に在籍していたことが確認できる経理担当者及び同僚による「申立人は申立期間中、A社に在籍していた」との陳述から認められる。

一方、A社の厚生年金保険被保険者名簿をみると、申立人の欄に、昭和34年4月1日の被保険者資格喪失時に健康保険証を返還したことを示す「証返」の押印が確認できる。

また、A社は、厚生年金保険新規適用時（昭和26年1月8日）健康保険は政府管掌であったが、申立期間中の昭和39年4月1日に「B健康保険組合」が設立されると同時に同健康保険組合に加入しており、同健康保険組合設立に先立つ38年7月1日に健康保険組合設立についての事業主及び従業員の同意書を提出している。当該同意書をみると同社代表取締役であった申立人の夫及び夫の父親並びに夫の弟の3人の署名と押印が認められるが、申立人の署名及び押印は確認できない。申立人が当時在籍していたのであれば、事業主である申立人の夫以下身内の者が同意しながら申立人の署名及び押印が無いのは不自然である。

さらに、申立期間は6年半あり、厚生年金保険被保険者名簿によればその間

7回の標準報酬月額の時決定が行われていることが確認出来るが、申立人について保険料を控除しながらその間事業所及び社会保険事務所が申立人について被保険者資格を喪失していることに気付かないのは不自然である。

加えて、申立期間中において厚生年金保険被保険者名簿の健康保険番号に空白は認められない。

以上の事情から、申立人については、申立期間において、A社に在職はしていたものの、何らかの事情により厚生年金保険には加入していなかったと考えるのが相当である。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 12 月 11 日から 36 年 9 月 1 日まで
学校卒業後、昭和 29 年 4 月から 36 年 8 月 31 日まで A 社グループの B 支社、C 支社、D 支社の E 店で F 業務員として働いていた。その後、A 社を退職して G 社に転職したが、A 社グループで働いていた期間のうち、35 年 12 月 11 日から 36 年 8 月 31 日までの期間が厚生年金保険未加入とされている。申立期間を A 社における厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において D 支社の E 店で働いていたと陳述しているところ、D 支社で申立人と一緒に働いていたと陳述している同僚から、「自分は D 支社の地下の F 店で、昭和 32 年 10 月 1 日から 34 年 10 月 1 日まで働いていたが、申立人は後から E 店へ移ってきて、33 年 10 月 1 日から 34 年 10 月 1 日までの 1 年間一緒に働いていた」との陳述を得た。

また、同じく D 支社で申立人と一緒に働いていたと陳述している別の同僚は、「申立人は F 業務員であった。申立人は私より先に辞めた」と陳述しているところ、社会保険庁の記録によれば、当該同僚は、昭和 36 年 1 月から J 市の別の事業所で厚生年金保険被験者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間後に勤務している G 社に保管されていた申立人の社員記録の前歴欄によれば、申立人は、申立期間中の昭和 36 年 1 月から同社に勤務する直前の同年 8 月までの間、H 地区の E 店「I」に勤務していたこととなっており、申立期間当時申立人と同居していた申立人の弟も同事実を認めている。なお、申立人は、昼間は D 支社に勤務しながら夜は E 店「I」でアルバイトをしていたと陳述しているが、履歴に主たる勤務先を記載せず、アルバイト先を記載するのは不自然である。

加えて、E店「I」の名称での厚生年金保険適用事業所は確認できないほか、申立人の氏名検索を行っても未統合の記録は確認できなかった。

以上の事情から、申立人は、申立期間においてAグループを既に退職しており、E支社「I」に勤務していたが、同E支社は厚生年金保険適用事業所でなかったか、もしくは別の名称で適用事業所となっていたものの申立人は何らかの事情で厚生年金保険に加入していなかったと考えるのが相当である。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②、③、④及び⑤について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人の申立期間⑥に係る標準報酬月額については、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 9 月から同年 12 月まで
② 昭和 43 年 5 月から同年 10 月まで
③ 昭和 52 年 8 月 8 日から 53 年 1 月又は同年 2 月まで
④ 昭和 56 年 2 月 17 日から同年 9 月まで
⑤ 昭和 57 年 8 月 31 日から 58 年 3 月まで
⑥ 平成 6 年 10 月から 7 年 2 月まで

私は、申立期間①については、社名を記憶していないものの、A市に所在し、「B」という屋号で販売をしていた会社においてC業務員として勤務していた。また、申立期間②の期間は、D社でE業務員として勤務していた。さらに、申立期間③はF社で、また、申立期間④はG社で、それぞれH業務員として勤務していた。そして、昭和 57 年 1 月から勤務していたI社を退職したのは 58 年 3 月末であるのに、年金記録が 57 年 8 月 31 日とされているため、申立期間⑤の期間が空白期間となっている。これら 5 社で勤務していた申立期間①、②、③、④及び⑤の期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

加えて、J社で勤務していた申立期間⑥の期間の標準報酬月額が、その当時の給与月額と相異しているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間①において勤務していた事業所名については、M社、N社、O社、P社等と正確に記憶していないものの、その所在地はA市で、事業主名は「K又はL」であったと陳述していることから、当該名称を含め各種事業所

名称検索を行ったところ、適用事業所としてM社（現在は、Q社）が見付かったものの、当該事業所の事業所別被保険者名簿をみても、申立人の該当する記録は見当たらないほか、当該事業所からは、申立てにある「B」という屋号で当時販売を行っていたとの記録は無いとの回答があった。

また、申立人が唯一記憶していた同僚の名前も、当該事業所の事業所別被保険者名簿には記録されていない。

なお、申立てにある各事業所のうち、P社も適用事業所として確認できるものの、その事業所所在地は申立人主張の勤務場所とは異なるほか、当該事業所は、社会保険庁が申立人の昭和40年4月から同年8月までの被保険者記録をオンラインシステムに登録する際に、本来、R社の事業所記号で収録すべきところ、誤って当該事業所の事業所記号で行ったことにより、訂正されるまでの一時期において、社会保険庁の記録に残っていたものでもある。

このほか、社会保険庁の記録について各種氏名等で検索を行ったが、申立人に係る被保険者記録は見当たらず、また、申立期間①に係る雇用保険の記録も見当たらなかった。

次に、申立期間②におけるD社での在職について、同社に照会を行ったところ、申立人の在籍については資料も無く不明であるものの、申立期間当時は、入社後3か月から6か月間は見習い期間とし、その期間は社会保険に加入させていなかった旨の回答があり、このことは当時の同僚からも、採用当初は見習い期間があった旨の陳述内容と符合している。

また、申立期間当時のほかの同僚からは、当時は雇用された際の条件によって、社会保険への加入、未加入の取扱いに差異があった旨の陳述が得られた。

さらに、申立人は、当時の給与については、月額7万円から8万円ぐらいだったが、保険料控除については記憶に無い旨の陳述をしているほか、社会保険庁の記録について、各種氏名等で検索を行ったが、申立人に係る被保険者記録は見当たらなかった。

次に、申立期間③におけるF社での在職については、申立人提出のS発行の登録原簿において同社の名称が確認できることから、在職期間は特定できないものの、同社に在籍していたことが推認される。

しかし、給与から社会保険料が控除されていたか否かについて、申立人は不明であると陳述し、複数の同僚からも当時の状況は不明との回答があったほか、そのうちの同僚からは、当時、同社で社会保険事務を担当していた者は、非常にしっかりした人で、手続ミスをするのはほとんどなかった旨の陳述も得られた。

一方、国民年金手帳記号番号払出簿等をみると、申立人は昭和52年2月10日に国民年金手帳記号番号の払出しを受け、前の会社を退職した51年11月26日付けで国民年金強制加入被保険者資格を取得し、申立期間③を含む前後の期間の国民年金保険料を現年度納付していることが確認できることから、申立人は申立期間③は厚生年金保険に加入していなかったことを認識していた

ものと考えるのが相当である。

このほか、社会保険庁の記録について、各種氏名等で検索を行ったが、申立人に係る被保険者記録は見当たらず、また、申立期間③に係る申立人の雇用保険の記録も保存されていなかった。

次に、申立期間④におけるG社での在職については、申立人提出のS発行の登録原簿において同社の名称が確認できることから、在職期間は特定できないものの、同社に在籍していたことが推認される。

しかし、申立人は、当時の給与額や保険料控除についての記憶が定かでなく不明であると陳述しているほか、複数の同僚に照会を行ったものの、当時の状況についての具体的な陳述を得ることはできなかった。

また、さらに、申立人の国民年金保険料の収納記録をみると、申立期間④と重なる昭和56年1月から同年6月までの分の国民年金保険料は現年度納付されていることが確認でき、このことについて申立人は、納付記憶は無いものの、納付するとすれば自分以外の方が納付することは考えられないとも陳述しており、申立人は申立期間④は厚生年金保険に加入していなかったことを認識していたものと考えるのが相当である。

さらに、社会保険庁の記録について、各種氏名等で検索を行ったが、申立人に係る被保険者記録は見当たらず、また、申立期間④に係る申立人の雇用保険の記録も見当たらなかった。

次に、申立人は、I社を退職した日は、被保険者記録にある昭和57年8月30日ではなく、58年3月末日であり、申立期間⑤は被保険者期間であると申し立てている。

しかし、同社からは、「被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」及び「被保険者資格喪失確認通知書」のとおり、当時、社会保険事務所に提出した資格得喪手続書類に記載されている内容と社会保険庁の申立人に係る記録とは一致しているとの回答があり、このことは同社提出のこれらの資料からも確認できる。

また、雇用保険の記録をみても、申立人の資格取得日は昭和57年1月5日で、離職日は同年8月20日と記録されていることが確認でき、資格喪失日が一部異なっているものの、社会保険庁の記録とほぼ一致することが確認できる。

さらに、同社に係る事業所別被保険者名簿をみると、申立人の備考欄に健康保険証を返納したことを示す記載が確認できる。

加えて、社会保険庁の記録について、各種氏名等で検索を行ったが、申立人に係る被保険者記録は見当たらなかった。

なお、上記の申立期間③、④及び⑤について、申立人は提出した登録原簿に記載されている証返(退)の日付を退職日と申し立てているものの、Sからは、登録申請は、あくまでも本人からの申請に基づくものであり、証返(退)の日付は本人から証返手続が行われた日であり、その日が本人の実際の退職日とは限らないとの回答であった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②、③、④及び⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

次に、申立人は、J社における申立期間⑥に係る標準報酬月額が当時の実際の給与額とは異なっていると申し立てていることから、同社（現在は、T社）に照会したところ、同社からは、「被保険者資格喪失確認通知書」、「被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」及び「被保険者標準報酬決定通知書」のとおり、当時、社会保険事務所に提出した資格得喪手続書類に記載されている内容と社会保険庁の申立人に係る記録とは一致しているとの回答があり、このことは同社提出のこれらの資料からも確認できる。

そこで、同社提出の上記被保険者標準報酬決定通知書により、申立期間⑥に当たる平成6年10月から適用される定時決定に係る算定基礎届（同年8月1日現在の被保険者を対象に、その直前の同年5月から同年7月までの分の報酬額を基礎として算定）について検証すると、申立人の場合は、同年6月分と同年7月分に比べて同年5月分までの報酬額が約半額となっているため、同年10月以降の標準報酬月額は従前の30万円から24万円に引き下げられていることが確認できる。

仮に平成6年5月分の報酬支払額の基礎日数が20日未満であれば、当該月については算定対象外として計算すべきところ、上記被保険者標準報酬決定通知書を見ると、申立人の同年5月分の報酬支払額の基礎日数は「31日」と記載されているほか、同通知書に記載されている同僚の中には、同年6月分の報酬支払額の基礎日数が7日間しかない者がみられるが、この者については、当月分を算定対象外として適正に算定していることが確認できる。

また、同社は、申立期間に係る出勤簿、賃金台帳等の資料が廃棄されているため、申立人の平成6年5月の出勤状況等を確認できないとしているほか、申立人も当時の給与支払明細書を保存していないことなどから、申立期間に係る算定基礎届に過誤があったか否かを明らかとすることはできず、このほか当時の事情を明らかとする具体的な陳述も得られず、汲むべき事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人の申立期間⑥に係る標準報酬月額については、訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 7 月 25 日から同年 11 月 1 日まで
② 昭和 36 年 5 月 30 日から同年 9 月 1 日まで

私は、昭和 34 年 6 月から 40 年 2 月まで A 社、B 社、C 社、D 社の順に継続して勤務していた。

申立期間①については、A 社での厚生年金保険の被保険者資格喪失日は昭和 34 年 7 月 25 日とされているが、同社での退職日はもっと遅かったと思う。また、A 社を退職後、C 社での被保険者資格取得日である同年 11 月 1 日までの間は B 社に勤務していたが、同社での厚生年金保険の被保険者記録が無く、納得できない。

次に、申立期間②については、C 社に在籍中に D 社に入社したので、両社での勤務期間が重なっていた時期がある。しかし、C 社での厚生年金保険の被保険者資格喪失日は昭和 36 年 5 月 30 日、D 社での被保険者資格取得日は同年 9 月 1 日とされており、同年 5 月 30 日から同年 9 月 1 日までが未加入期間とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間①における A 社での在職については、申立人自身の退職日についての記憶が不明確である上に、同社での被保険者資格喪失日である昭和 34 年 7 月 25 日以降の在職をうかがわせる関連資料や周辺事情は見当たらなかった。また、申立期間当時に同社での厚生年金保険加入記録がある者のうち回答が得られた 4 人全員が、退社と同時に被保険者資格を喪失したと陳述している。

さらに、申立人が A 社退職後に勤務したとする B 社は、名称、所在地等の記憶との整合性から E 社のことと考えられるが、同社の元事業主及び申立期間当

時に同社での厚生年金保険加入記録がある者からは、申立人の申立期間①における同社での在職をうかがわせる陳述は得られなかった。

加えて、同社の元事業主は、申立期間当時、同社では就業規則により6か月の試用期間を定めていたので、申立人が同社に在籍していた期間があったとしても、申立期間が6か月未満であることから厚生年金保険に加入させていなかったと思うと陳述している。

このほか、申立人が申立期間①において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

次に、申立人の申立期間②におけるC社での在職については、同社の後継会社であるF社から提出された当時の社員名簿をみると、申立人が昭和36年5月30日に同社での厚生年金保険の被保険者資格を喪失したとの記載があることから、事業主は申立人について記録どおりの届出を行ったことが推定できる。

また、申立人自身の同社での退職日についての記憶があいまいである上に、申立期間当時に同社での厚生年金保険加入記録がある者9人に照会したところ、全員が入退社と同時に被保険者資格の得喪手続が行われていたと陳述しているほか、申立人の同社での被保険者資格喪失日である昭和36年5月30日以降の在職をうかがわせる関連資料や周辺事情は見当たらなかった。

さらに、D社が厚生年金保険の適用事業所となったのは申立人の被保険者資格取得日である昭和36年9月1日であり、事業主が適用事業所になる前から従業員の厚生年金保険料を源泉控除することは通常考え難い上に、申立人の申立期間②における同社での在職及び保険料控除をうかがわせる関連資料や周辺事情等は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年10月2日から31年7月1日まで
② 昭和31年9月1日から36年6月13日まで

A社とB社で厚生年金保険に加入していた期間について脱退手当金が支給された記録とされている。B社勤務中に出産し、産後休暇は取ったが、ずっと同社で働いていた。出産後に厚生年金保険の資格を喪失し、脱退手当金を支給済みとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたB社の被保険者名簿に記載されている女性被保険者のうち、申立人の厚生年金保険資格喪失日である昭和36年6月13日の前後約1年間に資格を喪失した者7名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含む5名が資格の喪失日から約4か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることから、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

また、申立人はB社に二度勤務しながら、支給期間後の被保険者期間が別の厚生年金保険番号となっているのは、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である。

さらに、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する旨の「脱」表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約4か月後の昭和36年10月17日に支給決定されている上、被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 3 月 14 日から 36 年 4 月 9 日まで
② 昭和 36 年 5 月 15 日から 39 年 2 月 14 日まで
③ 昭和 39 年 3 月 3 日から 41 年 3 月 26 日まで

A社、B社及びC社に勤務していた時の厚生年金保険加入期間について、脱退手当金が支給されているとの回答をもらった。脱退手当金請求書に署名も捺印もした覚えは無く、受け取っていないので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間である3回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である。

また、申立人の被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する旨の「脱」表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約2か月後の昭和41年5月31日に支給決定されている上、被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 10 月 8 日から 34 年 9 月 30 日まで
② 昭和 35 年 1 月 10 日から 37 年 12 月 18 日まで
③ 昭和 37 年 12 月 18 日から 39 年 1 月 16 日まで

A社、B社及びC社に加入していた厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金を支給済みとの回答書もらった。

C社は出産のため退職したが、将来は厚生年金保険に加入するつもりでいた。

脱退手当金の請求や受領の記憶が無いので、当該期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間である3回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である。

また、申立人の被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約5か月後の昭和39年6月8日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 6 月 21 日から 29 年 4 月 1 日まで
② 昭和 31 年 1 月 1 日から 32 年 8 月 1 日まで

A社とB社の厚生年金保険加入期間について照会したところ、脱退手当金支給済みであるとの回答を受けた。

B社を退職後すぐにC県からD県へ出てきており、脱退手当金の請求も受給もした記憶が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の脱退手当金については、請求した記憶も無く、受給していないとしている。

そこで、申立人の被保険者台帳を見ると、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」表示が記されているとともに、保険給付の記録欄に支給金額、資格期間及び支給年月日等が記載されており、その内容はオンライン記録と一致していることが確認できる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 3 月 16 日から 41 年 7 月 31 日まで
厚生年金保険の加入期間について照会をしたところ、脱退手当金を支給済みであるとの回答があった。私は脱退手当金をもらっていないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている。そこで、申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人記載ページの前後 5 ページに「脱」表示のある者 32 名のうち、申立人の資格喪失日である昭和 41 年 7 月 31 日の前後 1 年以内に資格を喪失した 18 人の脱退手当金の支給状況をみると、すべての者に支給記録が確認できる。また、複数の同僚は、当時、会社から脱退手当金の説明を受けていたと陳述している。

さらに、申立人は退職後すぐに夫と共に国民年金に加入したとしているところ、社会保険事務所の記録をみると、申立人の国民年金手帳記号番号は資格喪失日から約 3 年後の昭和 44 年 3 月 29 日に払い出されており、保険料の納付は 47 年 7 月からであることが確認でき、陳述内容とは符合しない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年1月6日から37年5月31日まで

申立期間について私は、脱退手当金はもらっていない。同僚はA社の厚生年金保険被保険者期間があり年金をもらっている。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険被保険者名簿の申立人の氏名及び生年月日は、事業所を退職した約5か月後の昭和37年10月8日に変更(訂正)されており、申立期間の脱退手当金が同年11月19日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名及び生年月日の変更(訂正)が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人の被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和37年11月19日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 6 月 7 日から 39 年 9 月 30 日まで

A社で勤務していた期間が脱退手当金として支払われていることがわかった。退職時に説明を受け、再勤務時に継続できるように申し出たので、脱退はしていないし脱退手当金を受け取ってもいない。納得がいかないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は、昭和 39 年 11 月 11 日の婚姻により姓が変わった後の 40 年 6 月 21 日に支給決定されたこととなっているが、その時点では被保険者原票及び厚生年金保険記号番号払出簿の氏名は旧姓のまま変更されていない。

一方、申立人は国民年金手帳記号番号の払出しを受けた直後の昭和 48 年 4 月 19 日に厚生年金保険被保険者証の再交付を受けているが、同被保険者証の氏名は旧姓で記載されていた。この点について、申立人は、旧姓であることは気づいていたが、再就職の予定は無く支障も無いと思い氏名変更はしなかったと陳述している。実際、申立人の氏名変更が行われたのは、被保険者資格を再取得した後の 54 年 10 月 11 日であることが厚生年金保険記号番号払出簿から確認できる。

また、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 3 月 16 日から 46 年 3 月 1 日まで
② 昭和 46 年 5 月 4 日から同年 6 月 1 日まで
③ 昭和 47 年 2 月 1 日から 48 年 9 月 26 日まで

58 歳時に年金記録照会をし、厚生年金保険が脱退とされているとの回答を受け取った。しかし、裁定請求書の筆跡は自分のものでは無い。支払口座の銀行には行ったことも無く自分の口座では無い。納得いかないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

そこで、脱退手当金裁定請求書を見ると、事業所の所在地欄にA社の住所印が押されていることが確認できることから、事業主による代理請求がなされた可能性が否定できない。

また、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約2か月後の昭和48年11月30日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人は申立期間の事業所を退職した際の手続などについての記憶が明らかでないなど、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 6 月 16 日から 36 年 12 月 25 日まで
平成 19 年 7 月 26 日に年金記録を確認したところ、申立期間の脱退手当金が支給されていることとされていることが分かった。
A社を退職する際に、餞別金等はおもらっていないし、社会保険事務所からも脱退手当金をもらった記憶は無い。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社B支社の事業所別被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後2ページに記載されている女性75名のうち23名に脱退手当金の支給記録があり、申立人と同じ昭和36年12月に資格を喪失している4名の脱退手当金支給決定日がいずれも申立人と同じ37年3月8日となっている上、複数の同僚から退職時に会社から脱退手当金が支給されたとの陳述を踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約3か月後の昭和37年3月8日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 12 月から 53 年 3 月まで

私は、昭和 51 年 12 月から 53 年 3 月まで、A 社に勤務していたが、適用事業所の記録が無いため、当該期間については厚生年金保険被保険者期間とは認められないとの回答を受けた。後に勤務する B 社では厚生年金保険に加入していたのに、A 社が厚生年金保険に加入していないのは考えられない。納得がいかないので、再調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の在職状況について、申立人は A 社の所在地や事業主名を明確に記憶しており、法人登記簿の内容とも符合していることから、同社で勤務していたことは推定できる。

そこで、A 社の社会保険の適用状況についてみると、社会保険庁の記録では適用事業所として確認することはできなかった。また、労働保険についても適用事業所としての記録は見当たらなかった。

また、別読みでの氏名検索及び名称変更前の事業所名での検索を行ったが申立人の記録を確認することはできなかった。

さらに、社会保険庁の記録によれば、申立人は申立期間と重なる昭和 43 年 4 月から 53 年 12 月までの国民年金保険料が納付済みとなっている。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる資料及び周辺事情は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。